



正垣武夫

昭和二十五年七月十八日

昭和二十五年八月十四日發行

廣島市役所

電話 廣島市國泰寺町三九

目次

Table listing various regulations and their page numbers.

條例

廣島市會計條例制定

廣島市會計條例第二十五號

昭和二十五年八月十四日

（出納員への事務委任）

第二條 市長は、収入役をして市の事務所又は事業所において、勤務する出納員に對しその職務上附帯する市の出納その他の會計事務の一部を委任させることができる。

（市金庫の設置）

第三條 本市は、現金の出納及び保管のため、市金庫を設く。

（資金前渡）

第四條 次に掲げる經費については、市職員をして現金支拂をさせるため、その資金を當該職員に前渡することができる。

一 市債の元利金の支拂

二 外國において支拂をする經費

三 遠隔の地又は交通不便の地域において支拂をする經費

四 謝禮金、慰問金その他これに類する經費

五 非常災害、救急又は事故のため即時支拂を必要とする經費

六 作業地において直接支拂を要する雇人員、船車賃

七 交際費

八 表彰金、獎勵金及び賞金

九 還付金

（旅費）

一 官公署に對し支拂うべき經費

二 補助金、交付金及び助成金

三 訴訟に關する費用

四 前各號の外、概算拂によらなければ處理し難い經費

（前金拂）

第五條 次に掲げる經費については、前金拂をすることができる。

一 官公署に對し支拂うべき經費

二 補助金、交付金及び助成金

三 前金拂で支拂をしなければ契約なし難い請負、購入又は借入に要する經費

四 土地又は家屋の買収又は收用に因りその移轉を必要とするこゝとなつた當該家屋又は物件の移轉料

五 渡切旅費

六 保険料

七 前各號の外、前金拂によらなければ處理し難い經費

（市長への委任）

第七條 この條例の施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

附則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年三月廣島市條例第四十二號廣島市長金前渡、概算拂、前金拂に關する條例

昭和二十四年四月廣島市條例第二十號廣島市川崎の他の會計事務委任條例

規則

廣島市豫算、決算及び會計規則を次のように制定する  
昭和二十五年八月十四日  
廣島市長代理 廣島市助役 兵田 謙 郎

廣島市規則第三十七號

廣島市豫算、決算及び會計規則

第一章 總則

第一節 通則 (第一條—第十二條)

第二節 豫算の編成 (第十三條—第十八條)

第三節 豫算の執行 (第十九條—第二十二條)

第四節 收入 (第二十三條—第二十四條)

第五節 支出 (第二十五條—第三十四條)

第六節 支拂の特例 (第三十五條—第五十條)

第七節 振替及び更正 (第六十條—第六十一條)

第八節 納金 (第六十二條—第七十一條)

第九節 郵便振替貯金 (第七十二條—第七十七條)

第十節 市金庫 (第七十八條—第八十二條)

第十一節 通則 (第八十三條—第九十三條)

第十二節 支拂 (第九十四條—第九十六條)

第十三節 雜部 (第九十七條—第一百條)

第十四節 雜部 (第一百零一條—第一百零二條)

第十五節 雜部 (第一百零三條—第一百零八條)

第十六節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第十七節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第十八節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第十九節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十一節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十二節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十三節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十四節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十五節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十六節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十七節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十八節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第二十九節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十一節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十二節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十三節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十四節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十五節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十六節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十七節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十八節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第三十九節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第四十節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

第四十一節 雜部 (第一百零九條—第一百零八條)

定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによ

(課の意義)

第二條 この規則で課金は、市長に直屬の課又は室並びに

各局、廣島市議會、廣島市選舉管理委員會に屬する課場

及び廣島市監査委員事務局をいう。

(事務處理の原則)

第三條 豫算、決算及び金銭會計事務の取扱者は、法令、

條例及び規則の定めるところに従い、公正、確實且つ迅

速にその事務を處理しなければならない。

(歳計現金の總務)

第四條 各會計所屬の經費支出について、歳計現金に不足

を生じたときは、同一年度内に限り、相互に一時繰替使

用をなすことができる。

この場合においては、市長が指定する利率により、繰替

をなした日から繰戻をなした日までの日数により、利率

を計算する。

(私金との混同禁止)

第五條 收入役(地方自治法第七十條第四項の收入役の

職務を代理すべき吏員を含む、以下これに同じ)出納員

又は資金前渡を受けた者若しくは現金(有價證券を含む

以下これに同じ)を取扱つた者が保管する現金は、これ

を私金と混同してはならない。

(命令書の記載)

第六條 命令書の金額は、アラビア数字を用い特に明瞭に

これを記載しなければならない。

命令書の主観金額及び債権者は、これを改ざん又は訂正

してはならない。

(譯文の添付)

第七條 命令書に附屬する證據となるべき書類で外國文で

記載してあるものは、その譯文を添付しなければならない。

(命令書の發行期限)

第八條 各年度の命令書の發行は、翌年四月三十日限りミ

る。

第二十一條 項、目、節の流用に関する場合には、豫算流用

調書(第五號様式準用)を添付しなければならない。但

し、項の流用については、市議會へ提案の手續をしなけ

ればならない。

(豫算の編成)

第二十二條 豫算中翌年度へ繰越して使用しようとするこ

ときは、繰越額調書(第六號様式)を作成し、第四號様式

により繰越の手續をしなければならない。

(決算調書の提出)

第二十三條 主管課長は、毎年度歳入歳出豫算に對する收

支の状況を明確にした歳入歳出決算調書(決算書の様式

準用)を作成し、出納閉鎖後速やかに收入役に提出しな

ければならない。

(決算書の提出)

第二十四條 收入役は、地方自治法第二百四十二條の規定

し、遅くとも五月十日までに收入役に送付しなければならない。

但し、特別の事情があるものは、この限りでな

い。

(命令書の送達)

第九條 命令書は、命令送達簿(第一號様式)により、收

入役にこれを送達する。

(命令書の返付)

第十條 收入役は、命令書が次の各條の一に該當するときは、

その事由を告げ、命令書に返付しなければならない。

一 地方自治法第二百三十二條第二項後段の規定に該當

するときは

二 命令書が合式でないとき

三 命令書の内容に過誤があるとき

四 收支又は振替の計算の基礎が明確でないとき

(命令書の編綴)

第十一條 命令書及びこれに附屬する證據となるべき書類

は、收入役において款別に月別をもつてこれを編綴し表

紙をつけなければならない。

前項の表紙には、年度、經濟別、款別、命令額、支拂額

及び振替額その他必要と認め事項を記載しなければならない。

(拂戻、戻入の準用)

第十二條 この規則において歳入の拂戻に關しては、支出

に關する規定を、歳入の戻入に關しては、收入に關する

規定を準用する。

第二章 豫算

第一節 通則

(豫算に關する決議)

第十三條 豫算の編成及び執行に關しては、すべて財務課

長を経てそれ、決議區分に從い決議を受けなければならない。

(豫算調書の提出)

第十四條 主管課長は、毎年十二月末日までに、翌年度歳

入歳出豫算調書(以下豫算調書という)(第三號様式)

を七通作成し、所屬局長(廣島市議會、廣島市選舉管理委

員會の事務局長を含む)を経て財務課長へ提出しなけれ

ばならない。

(議案並びに説明書の送付)

第十五條 豫算に關する市議會議案並びに豫算説明書

(第三號様式)は、豫算調書と同時に財務課長へ送付し

なければならない。

(豫算の算定標準)

第十六條 歳入歳出豫算は、次に掲げる標準によつて算定

しなければならない。

一 法令又は別段の議決若しくは契約等によつて定めら

れたものは、その割合又は金額による

二 種別又は員数の定めがあるものは、これにより、その

他のものは、前年度の実績を參照した額による

三 物件の單價は、最近の購入額による

四 前各號により難いものは、適宜な方法によりこれを

第三十五條 支出命令書(第十一號様式から第十四號様式まで)は、當該豫算種目及び債権者(ここにその請求書添えて發行しなければならぬ)にその請求書(支出命令書の特例)

第三十六條 豫算種目及び支拂期日が同一のもの、二名以上の債権者を合して、集合支出命令書を發行することができる。

(請求書等計算の基礎の内訳記載事項) 第三十七條 請求書又は支出命令書には、次に掲げる区分によつて計算の基礎を明らかにすべき内訳を記載し又は

- 一 給料、報酬、費用掛金に關するものは職、氏名、支給額等
二 退職料、退職給與金等に關するものは舊職氏名、支給額等
三 遺族扶助料、死亡給與金に關するものは死亡者の舊職氏名、死亡者との關係、支給額等
四 手当断料等一定の給與に關するものは職、氏名、金額算定基礎等
五 旅費に關するものは用務、旅行先、旅程、概算額、職、氏名等
六 工事請負代金に關するものは
七 工事名、工事場所、着工及び竣工年月日等
八 勞務に關するものは
九 工事名、就勞場所、期間、人員及び歩合等
十 物件の購入及び修繕代金等に關するものは用途、名稱、種類、單位、數量及び單價等
十一 土地買収費、物件移轉料、損害賠償額に關するものは

七 市債費
名稱、記號、元本、利率及び期間
八 補助金、交付金、助成金、負擔金及び手数料
九 事由、指令番號及び年月日、請書
前項各號に該當しないものは適宜な区分によつて計算の基礎を明確にしなければならぬ。

(請求書の添付省略) 第三十八條 次に掲げるものについては、支出命令書に請求書の添付を省略することができる。

- 一 補助金、交付金、寄附金その他これに類するもの
二 費用掛金、報酬、給料、諸給與金
三 謝禮金、獎勵金、表彰金、賞金、弔祭料
四 生活保護法による扶助費
五 官公署の發行した令書、告知書、納付書、拂込書が添付してある支拂金
六 前各號の外市長が認める支拂金
(請求印、領收印) 第三十九條 請求書及び領收證書の印鑑は、次の各號により、これを取扱わなければならない。

に限り印鑑證明を徴しないことができる
五 市長が指定するやむを得ない事情のあるものは、印鑑を拂行しないものに限り捺印をもつて請求又は領收をさせることができる。この場合においては、主管課長は本人の捺印に相違ないことを證明しなければならぬ。

(支出に關する證據書類の取扱) 第四十條 支出に關する證據書類及び領收證書は、次の各號により、これを取扱わなければならない。

- 一 請求書及び領收證書の主要金額は、これを改ざん又は訂正してはならない。但し、やむを得ない事情のあるものは、債権者に金額全部を訂正、認印せしめ、主管課長は欄外にこれを認印をしなければならぬ。
二 一葉の領收證書で支出命令書が數葉あるときは、これが寫に収入役の認印を得て各命令書に添付しなければならぬ。
三 仕譯書又は内譯書の記載事項を訂正したときは、請求領收に關するものは債権者の認印、その他のものは取扱主任の認印をしなければならぬ。
四 數葉をもつて一通とする證據書類又は領收證書には、その取扱主任又は債権者がこれを制印をしなければならぬ。
五 證據書類が二通以上ある場合は、命令書にその通數を記載しなければならない。
六 旅費に關する請求書には、出張命令書取扱主任の認印を受けなければならない。
七 委任状又は債權讓渡書等の添付を省略する場合又は、これが照合の認印は、庶務主任がこれをしなければならぬ。
八 身分關係の證明を要するもので戸籍謄本等の添付を省略する場合の認印は、庶務主任がこれをしなければならぬ。
九 私設の鐵道、船車馬賃等で計算の基礎が明らかでないものは、當該債権者の證明書を添付しなければならぬ。(給料等の受領委任)

第四十一條 市職員及びこれに準ずる者が代理人をもつて、給料その他諸給與金を請求又は領收しようとするときは、委任状を主管課長を経て収入役に提示することにも代理人の印鑑を届用しなければならない。

代理人が轉退職その他の事故により委任事務の處理が不能となつた場合においては、遲滞なく第一項の規定によりその手續をしなければならない。

代理人に對する委任状は、一會計年度ごとにこれを作成しなければならない。

(支拂の方法) 第四十二條 収入役は、支出命令書を受け支拂手續を完了したときは、直ちに債権者に對し支拂の通知をしなければならない。

債権者が受領のため出頭したときは、領收證書(支出命令書の様式に添付してある様式の外、第十七號様式から第十九號様式まで)を引換に支拂證(第二十號様式)を交付し、支拂通知内譯票(第二十一號様式)に記載の上、支出命令書の支拂通知欄に収入役捺印し市金庫に交付し、支拂の通知をしなければならない。

(支拂證及び支拂通知の効力) 第四十三條 支拂證及び支拂通知の効力は、發行の當日限りとする。

當日市金庫から現金の支拂を受けないため、失効した支拂證を返戻し再交付を請うたときは、更に交付しなければならぬ。この場合においては、改めて市金庫に對し支拂通知をしなければならない。

(遠隔地債権者への支拂) 第四十四條 収入役は、遠隔地の債権者に支拂を要するものがあるときは、送金支拂通知書(第二十二號様式)に關係書類添えて市金庫に交付し、送金をせしめなければならない。

めなければならぬ。送金による退職料及び遺族扶助料の領收證書で、當該年度經過後、なお、送付を受けないものは、委託した市町村長又収入役の支拂證明書をもつてこれに代えることができる。

(立替拂) 第四十六條 事務處理上緊急やむを得ない経費は、一時立替拂をなすことができる。

(立替拂の請求) 第四十七條 立替拂をなした者は、用務終了後、その旨直ちに主管課長に報告の上、支拂先の請求書及び領收證書に相違なく立替拂をした旨記載した立替拂明細書(第二十三號様式)を添え、請求しなければならない。

(給料等の支出命令書送付期限) 第四十八條 給料、諸給與金その他支拂定日のある支出命令書は、その三日前までに、必ず収入役に送付しなければならない。

(要急支出命令書の明示) 第四十九條 急を要する支出命令書には、希望の概要を記載した赤色の付箋を上記右端に添付しなければならない。

(支拂てん末) 第五十條 収入役は、支拂費の支出命令書により支出日計(第二十四號様式)を作成し、關係帳簿に支拂てん末を記載しなければならない。

第二節 支出の特例

(資金前渡の限度額) 第五十一條 廣島市會計條例(以下條令という)第四條の規定により資金前渡の限度額については、次の各號の定めるところによる。

- 一 當時の経費に係るものは、毎二箇月以内の金額を決定し交付しなければならない。
二 前項の経費に係るものは、所定の金額を決定し、事務上支拂のない限りなるべく分割して交付しなければならない。

(資金前渡取扱者) 第五十二條 資金前渡は、次に掲げる者以外にこれをなしてはならない。

- 一 市公債の元利金の支拂に要する経費は、取扱所の代表者
二 外國及び遠隔の地又は交通不便の地域において支拂を要する経費は、當該出張職員
三 前各號以外の資金は、各所屬の局長、及び學校長又は市長が命じた取扱者

(資金前渡取扱者の更迭、死亡) 第五十三條 資金前渡を受けた者が中途において轉退職その他の事故により資金前渡事務の處理が不能となつた場合においては、前任者は、五日以内に現金、帳簿及び證據書類を後任者に引継ぎ進呈をもつて、その状況を収入役を経て市長に報告しなければならない。

前項の前任者が死亡その他の事故により自ら引継ぐことができないときは、市長が命じた職員がこれを引継ぐものとする。

(資金前渡金の保管) 第五十四條 資金前渡を受けた者は、資金を郵便官署又は信用ある金融機関に預託するか又は堅固な金庫に保管する等確實な方法によりこれを保管しなければならない。

前項の資金に利子を生じた場合は、これが精算のとき収入の手續をしなければならない。

(資金前渡取扱者の支拂方法) 第五十五條 資金前渡を受けた者が支拂しようとするときは、債権者から請求書及び領收證書を提出せしめ、その當否を審査し、適當と認めらるるものに限り、これを引換に現金の支拂をしなければならない。

(精算) 第五十六條 資金前渡を受けた者は、證據書類を添え、次に掲げる期間内に資金前渡金精算及び命令書(第二十五號様式)を發行し精算しなければならない。

内に限り翌月に繰越して資金にあてることができる。

一 市公債の元利金の支拂に要する経費は、翌月十日まで。但し、支拂完了の場合は、その日より十日以内

二 外國において支拂を要する経費は、市長の指定する日まで

三 遠隔の地において支拂を要する経費は、歸郷後十日以内

四 常時繰越して受ける経費は、翌月七日まで。但し、中途において事務が完了した場合は、その日より七日以内

五 その他の経費は、支拂完了後五日以内

(資金前渡の制限)

第五十七條 資金前渡を受けた者で、前條による精算の終つていないものは、同一の経費については、重ねて資金の前渡を受けることができない。但し、緊急やむを得ない場合については、この限りでない。

(精算の更正、返納の要求)

第五十八條 収入役は、前渡した資金の用途が、その交付の目的と相違すると認めるときは、精算の更正又は返納を要求することができる。

(概算拂の精算)

第五十九條 概算拂を受けた者は、用務又は事件終了後、五日以内に該簿類を添え、概算拂精算及び命令書(第二十六號様式)を發行し精算しなければならぬ。

前項により精算の際、過金があるときは、これを返納し、不足金があるときは、これを請求しなければならぬ。

第六章 振替及び更正

(振替命令書による整理)

第六十條 次に掲げる事項は、振替命令書(第二十七號様式)により、これを整理しなければならない。

一 所属會計及び所屬年度の整理

二 各會計間又は同一會計間における收支の振替

三 歳計現金の一時繰替及び繰戻

四 歳計剩餘金の翌年度への繰越

五 基本財算、積立金及び資金の蓄積又は繰入

六 雜部金から歳入相付科目への振替

七 豫備費の支出及びその不用額の戻入

八 豫算の流用及びその不用額の戻入

九 歳入の缺損處分の整理

十 豫算科目の誤りの訂正

十一 収入命令書を發行した後、徴收決定額の異動による減額その他の訂正又は取消

十二 支出命令書執行前における債権者の異動その他の訂正並びに執行の取消

十三 前各號の外特に市長が指定するもの

(市金庫への振替通知)

第六十一條 収入役は、振替又は更正により、市金庫の現金出納帳分に異動を生ずるときは、市金庫に振替(更正)通知書(第二十八號様式)を交付し、整理をせしめなければならぬ。

第七章 出納員

(出納員の設置)

第六十二條 市長が必要と認める箇所に、出納員を置く。主管課長において、出納員の設置を必要とするときは、収入役を経て、市長に内申するものとする。

(出納員の任免)

第六十三條 出納員の任免に關しては、前條第二項の例による。

(出納員の更迭)

第六十四條 出納員の更迭があつた場合においては、前任出納員は、更迭の日から五日以内にその擔任する事務を後任出納員に引継がなければならない。

前項の規定による事務引継の場合においては、前任出納員は、現金、帳簿、證據書類その他重要書類については、各々目録三通を作成し、なお、現金については、帳簿に對照した明細書を添え、帳簿については、最終記帳の次に合計高及び年月日を記載し、且つ、引継をする出納員及び引継を受ける出納員において記名認印し、各その一通を保存し他の一通を収入役に提出しなければならぬ。

(出納員の取扱つた現金)

第六十九條 出納員が取扱つた現金は、關係帳簿に記帳の上、現金拂込書(第二十九號様式)に現金を添え、收納の日又は翌日市金庫に拂込まなければならない。但し、特別の事情があるものについては、この限りでない。

(収入役への報告)

第七十條 出納員は、その取扱にかゝる現金の出納については、毎月収納金報告書(第三十號様式)を二部作成し、これに現金拂込領收證書を添え、翌月五日までに収入役に提出し、その一部に認印を受けなければならない。

(一定期間の出納員)

第七十一條 一定期間の事務又は事業施行のため出納員を置いたときは、出納員は、期間經過後五日以内に前條の

ない。

(出納員の死亡等による事務引継)

第六十五條 出納員が死亡その他の事故により、自から引継ぐことができないときは、市長が命じた吏員が前條の定めるところにより引継をしなければならない。この場合の引継は、當該出納員がこれをなしたものとみなす。

(出納員の事務範圍)

第六十六條 條令第二條の規定による出納員に委任させることができる出納事務の範圍は、次のとおりとする。

一 使用料及び手数料の收納

二 滞納金、延滞金の收納

三 公益質貸付業務による收納

四 前各號の外市長が必要と認める收納

(出納員の領收)

第六十七條 出納員において、徴税令書、納額告知書又は納付書その他により現金を收納したときは、領收證書を納入者に交付しなければならない。

(出納員の領收印保管、使用)

第六十八條 出納員が收納のため使用する領收印の保管、使用及び形式、書体、寸法については、別にこれを定める。

行をして、前項に定める派用所以外にも、これを置き又は臨時に派出させることができる。

(市金庫の出納時間)

第八十四條 市金庫の現金出納時間は、本市の執務開始時から執務終了時限の一時前までとする。但し、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(市金庫への指示)

第八十五條 市金庫の取扱人員その他事務取扱順序は、すべて収入役の指示によるものとする。

(現金出納帳簿)

第八十六條 市金庫において、出納する現金は、次に掲げる区分によりこれを整理しなければならない。但し、必要があるときは、更にこれを細別にする。ことができる。

一 歳計現金

二 雜部金

(月計表の作成)

第八十七條 市金庫は、毎月現金出納を明らかにした、月計表(第三十二號様式)を二部作成し、翌月五日までに収入役に提出し、その一部に認印を受けなければならない。

(帳簿その他)

第八十八條 市金庫は、市金庫(現金)を備え付け、毎日の現金出納を記帳し、金の現在高を明確にしなければならない。

(市金庫の帳簿及び證據書類)

市金庫の帳簿及び證據書類は、年度經過後五年間これを保存しなければならない。

(市金庫の使用印)

第八十九條 市金庫は、照合に供するため現金出納に關し使用する印紙並びに事務取扱印及び氏名及び印を収入役に届出なければならない。これを變更したときも、また、同様とする。

(収入役への報告)

第九十條 市金庫は、餘り収入役から支拂上照合に要する印紙の發行を受けなければならない。

第九十一條 市金庫事務取扱員は、五十歳以上六十歳以下

第八章 小切手

(小切手の使用)

第七十二條 市歳入金は、小切手をもつて納付することができる。

小切手を使用した者の納付義務は、その小切手金額の支拂があつたときに完了する。

(小切手使用の制限)

第七十三條 前條の規定により使用することができる小切手は、廣島市形交換所加盟銀行又はこれに代理交換の委託をなした銀行を支拂人とし、廣島市を支拂地と定めた記名式又は持参人拂ひのもので次の各號の一に該當しないものに限る。

一 小切手金額が納付金額を超過するもの

二 小切手金額が納付金額に達しないもの但し、不足額につき現金を添えたときは、この限りでない

三 提出の日から起算し五日(休日を含む)を経過したもの

(小切手の支拂保証)

第七十四條 市長において、必要があるときは、納付のため使用する小切手を支拂人の支拂保証を求めることができる。

(小切手還付と領收證書の換取)

第七十五條 納付のため使用した小切手で、その小切手金額の全部又は一部について支拂がなかつたときは、その小切手は、これを納入者に還付する。この場合においては、先に交付した領收證書は、その効力を生じない。

(小切手受領の表示)

第七十六條 納入者が小切手により納付したときは、收納機關は、徴税令書、納額告知書又は納付書等に「認察受領」の表示をしなければならぬ。

(不渡小切手)

第七十七條 不渡小切手を発行する場合においては、「小切手不渡による再貸」と表示した徴税令書、納額告知書又は

は納付書等を發行しなければならない。これがため納期限は、變更しない。

第九章 郵便振替貯金

(納付)

第七十八條 市歳入金は、郵便振替貯金の法により納付することができる。

(口座及び名義)

第七十九條 郵便振替貯金の口座番號、口座名義は、次のとおりとする。

口座番號 廣島公一番

口座名義 廣島市収入役

(利子の收入)

第八十條 収入役は、郵便振替貯金に對する利子の通知を受けたときは、この旨主管課長に通知しなければならない。

前項の通知を受けた主管課長は、直ちに収入の手續をしなければならない。

(受拂手数料の支拂)

第八十一條 郵便振替貯金の受拂手数料は、その口座貯金から控除し支出することができる。この場合の領收證書は、郵便振替貯金受拂通知書をもつてこれに代える。

(貯金の保管)

第八十二條 収入役は、郵便振替貯金を市金庫へ保管せしめようとするときは、現金即時拂戻受領證書(第三十一號様式)を作成し、市金庫に交付し、郵便官署より現金を受領せしめなければならない。

第十節 市金庫

第一節 通則

(市金庫、同派用所の設置箇所)

第八十三條 市金庫及びこれが派用所を次の箇所に置く。

廣島市金庫 市金庫事務取扱員行の廣島市内にある主たる營業所内

廣島市金庫 市金庫事務取扱員行の廣島市内にある支店、出張所、事務所、事務所並びに廣島市役所

市長において、必要と認めるときは、市金庫事務取扱員

擔保として提供しなければならぬ。但し、市長に於て必要を認めるときは、これを増減額する事ができる。

第九十二條 前條による擔保の種類及び価格は、次のとおりとする。

一、擔保の種類 國債、證券、都道府縣市債證券、勸業債券、その他市長において適當を認める有價證券

二、擔保の價格 本市債券は、額面金額、その他の公債又は債券は、時價の百分の九十以内

第九十三條 市金庫事務取扱に關しては、この規則に定めらるるもの外、市金庫事務取扱銀行との契約をもつてこれを定める。

第二節 收 納 (收納及び報告) 第九十四條 市金庫は、納入者から徴税令書、納額告知書、納付書、現金拂込書その他を添え、現金の納付を受けたときは、これを收納し、領收證書を納入者に交付しなければならぬ。

市金庫は、前項により納付を受けたとき、督促手数料又は延滞金を徴収すべきものがあるときは、主管課長の通知があるものに限る、これを收納しなければならぬ。

市金庫は、收納の翌日領收通通知書に收納報告書(第三十三號様式)を添え、収入役に送付しなければならぬ。

(郵便振替貯金の受領) 第九十五條 市金庫は、収入役から郵便振替貯金拂戻受領證書の交付を受けたときは、指定した期日に郵便局より現金を受領し、且つ指定した科目に收納しなければならぬ。

第九十六條 市金庫は、收納に關する領收證書その他の證券類には、領收年月及び領收印を押さなければならぬ。

第三節 支 拂 (支拂及び報告) 第九十七條 市金庫は、支出命令書(集合命令書のときは領收證書)をもつて、支拂通知を受けたときは、収入役印を捺印の上、債権者が収入役の交付した、支拂通知に換えて現金を支拂わなければならない。

但し、支拂金から控除徴収すべきものがあるときは、これを引去り現金を支拂わなければならない。

市金庫は、當日の支拂が終了したときは、支出命令書(集合命令書のときは領收證書)に支拂報告書(第三十四號様式)を添え、収入役に送付し、収入役から、支拂票(第三十五號様式)の交付を受けなければならない。

(送金支拂) 第九十八條 市金庫は、収入役から送金支拂の通知を受けたときは、當日の支拂に計上し、迅速、確實な方法により債権者に送金し、領收證書を得て収入役に回付しなければならぬ。

(支拂の中止) 第九十九條 市金庫は、次に掲げる各號の一に該當するものがあるときは、債権者にその事由を告げ支拂を中止し、直ちにその旨を収入役に報告し、その指示を拂うなければならない。

一 支出命令書(集合命令書のときは領收證書)の支拂通知欄に収入役の認印がないとき又は印係が相違する

二 支拂維持参入の申立る支拂金額及び氏名が、支出命令書(集合命令書のときは領收證書)と相違する

三 支拂通帳番號が支拂通知欄の番號と相違する

四 前各號の外、不審を認めるもの (支拂通知の返付) 第一百條 市金庫は、支出命令書(集合支出命令書のときは領收證書)をもつて支拂通知を受けたもの内、支拂を

終らないものがあるときは、即日収入役にこれを返付しなければならぬ。

(支拂印の表示) 第一百一條 市金庫は、支拂票の支出命令書(集合支出命令書のときは領收證書)の所定の欄に支拂年月日及び支拂票の印を押さなければならぬ。

第十一章 雜部金 (雜部金の意義) 第一百二條 雜部金は、市の歳入歳出外の現金及び有價證券をいう。

有價證券は、額面金額により帳簿その他證券類を整理しなければならぬ。但し、株式は拂込金額によらなければならない。

(雜部金の區分) 第一百三條 雜部金は、次に掲げる部別及び口座により區分し、整理しなければならぬ。

- 一 縣 費 (1) 稅種目別 (2) 稅外諸收入別 (3) 境外諸收入別
- 二 寄 託 金 (1) 清納處分受託徵收金 (2) 交付囑託金
- 三 保 證 金 (1) 各種保證金 (2) 源泉徵收所得稅
- 四 一時取扱金 (1) 各種一時取扱金 (2) 臨時保管金

(入札保證金の出納) 第一百四條 入札保證金の出納に關しては、次に掲げる手續によらなければならない。

- 一 入札保證金を納付させるときは、主管課長は、納書(第三十六號様式)を作成し、納入者をして収入役に差出さしめなければならない
- 二 収入役は、前號の納書を受けたときは、關係帳簿に

記帳し、納書に現金を添え市金庫に納入せしめなければならない。

三 入札保證金の拂戻を要するときは、主管課長は、納入済の納書に拂戻の理由を附記し、納入者をして収入役に差出さしめなければならない。

四 収入役は、前號の納書を受けたときは、これに認印し、市金庫においてこれ引換に現金を受領せしめなければならない。

(利札の拂戻) 第一百五條 主管課長は、保證その他の有價證券の利札拂戻請求書を受けたときは、審査の上、これを収入役に送付しなければならない。

収入役は、前項の請求書を受けたときは、領收證書を提出せしめ、市金庫において受領せしめなければならない。

(収支計算調書の作成) 第一百六條 主管課長は、出納閉鎖後十五日以内に雜部金收支計算調書(第三十七號様式準用)を作成し、収入役に提出しなければならない。

(市長の認認) 第一百七條 収入役は、毎年度雜部金の受拂を明確にした雜部金收支計算書(第三十七號様式)を作成し、出納閉鎖の翌月末日までに市長に提示し、これに認認を受けなければならない。

(準用規定) 第一百八條 雜部金の收支及び出納については、この規則の收支及び出納に關する規定を準用する。

第十二章 帳簿及び諸表 第一百九條 (帳簿の備付) 収入役、出納員、主管課長及び資金前渡事務取扱者は、次に掲げる帳簿を備え、收支を整理しなければならない。但し、必要に應じ補助簿を設けることができる。

- 一 収入役に關する帳簿 一 歳入簿(第三十八號様式)

第九十條 帳簿の記載については、次の各款によらなければならない。

- 一 帳簿には、各口座の索引を附さなければならない
- 二 帳簿は、收支及び振替命令書若しくは、原簿となるべき資料によらなければならない
- 三 追次又は合計をなした事項又は金額の記載は、別及して記入することができる
- 四 一旦記入した事項又は金額の誤記の訂正は、その部分に赤線二本を引き、振替が認印の上、正當な記入を

第九十一條 帳簿の記載については、次の各款によらなければならない。

- 一 歳入豫算整理簿(第五十號様式)
- 二 歳出豫算整理簿(第五十一號様式)
- 三 資金前渡及び概算整理簿(第四十一號様式)
- 四 雜部金受拂整理簿(第四十五號様式準用)
- 五 入札保證金受拂整理簿(第四十六號様式)
- 六 保證金(擔保)保管整理簿(第四十七號様式準用)
- 七 資金前渡事務取扱者に關する帳簿
- 八 資金前渡金出納簿(第五十二號様式、常時繼續して受ける資金に限る)
- 九 領收證書の複製
- 第十條 帳簿は、毎年度これを訂正しなければならない

(帳簿記載の原則) 第九十二條 帳簿の記載については、次の各款によらなければならない。

第九十三條 帳簿の記載については、次の各款によらなければならない。

- 一 歳入歳出收支月計報告表(第五十三號様式)
- 二 雜部金收支月計報告表(第五十三號様式準用)

(定期、臨時検査) 第九十四條 収入役は、定期又は臨時に、出納員及び市金庫の現金及び帳簿を検査しなければならない。

(検査の方法) 第九十五條 収入役は、検査が終了したときは、検査書(検査書の交付) 第九十六條 検査が終了したときは、検査書(検査書の交付) 第九十七條 検査が終了したときは、検査書(検査書の交付)

會計事務委任條例施行規則

大正二年三月告示甲第七號 廣島市金庫規程
大正四年三月告示甲第十六號 市金庫擔保規程
大正四年八月告示甲第十號 廣島市歳入出決算調査順序
大正十年三月告示甲第十八號 郵便振替貯金に依る収納規程

第一號様式(第九條)

Table with columns: 年度, 命令送達簿, 全上, 主任印, 收入役印, 金額, 科目, 命令番號, 命令日

歳入(歳出)豫算調査

Table with columns: 項目, 本年度, 前年度, 比, 減, 増, 金額, 円

備考
1 この調査は款毎に別紙とすること
2 算出の根拠を明記すること共に職員現在在員並びに賃人員及び現給(本簿)調査を添付のこと
3 各要求算項についてはすべて明細なる説明書(第三號様式)を添付のこと

豫算説明書

Table with columns: 項目, 金額, 所要見込額, 品目, 数量, 単價, 金額

備考
1 この説明書は款毎に別紙とすること
2 この説明書は西洋白紙に鮮明に記入すること共に説明並びに調査事項の記入できるように空欄を設けること

Table with columns: 項目, 前年度, 本年度, 計, 金額, 円

備考
1 この調査は款毎に別紙とすること
2 この調査には明細なる説明書(第三號様式)を添付のこと
3 工事は設計概算内費金を添付のこと
4 工事費は設計概算内費金を添付すること共に説明並びに調査事項の記入できるように空欄を設けること

4 工事は設計概算内費金を添付のこと
5 この調査は西洋白紙に鮮明に記入すること共に説明並びに調査事項の記入できるように空欄を設けること

第三號様式(第十五條)

Table with columns: 項目, 金額, 所要見込額, 品目, 数量, 単價, 金額

備考
1 この説明書は款毎に別紙とすること
2 この説明書は西洋白紙に鮮明に記入すること共に説明並びに調査事項の記入できるように空欄を設けること

豫備費補充調査、項目、節流用調査

Table with columns: 項目, 豫算現況, 支出現況, 差引

第七號様式(第二十五條)

Table with columns: 年度, 款, 項, 目, 金額

年〇〇度

年〇〇度

年〇〇度

備考
1 この調査は款毎に別紙とすること
2 この調査は西洋白紙に鮮明に記入すること

Table with columns: 項目, 支出, 計, 金額

第六號様式(第二十二條)

1 告知書金額を書きかしたものは出納員及び集  
 金員の印がないものは無効です  
 2 集金員には証明書を所持してありますから  
 御覧の上御支拂下さい  
 3 此の領收證書は後日の證據書になりますか  
 ら大切に保存して下さい

第七號様式(第二十五條)

納額告知書兼領收證書

第 町 番地 期 自 至 月 月 年 年 度 度

告知印 金 万 千 百 拾 圓 拾 錢

出納員 集金員印

廣島市役所 出納員

廣島市長 収入役

昭和 年 月 日

告知の金額を領収し、昭利年 月 日までに納入して下さい

納額告知書

第 町 番地 期 自 至 月 月 年 年 度 度

告知印 金 万 千 百 拾 圓 拾 錢

出納員 集金員印

廣島市役所 出納員

廣島市長 収入役

昭和 年 月 日

告知の金額を領収しました

納付の目的及附記別金額

納付者氏名 年 月 日 領収

納付金額 万 千 百 圓 拾 錢

納付の目的及附記別金額

納付の目的及附記別金額

納付者氏名 年 月 日 領収

納付金額 万 千 百 圓 拾 錢

納付の目的及附記別金額

納付の目的及附記別金額

納付者氏名 年 月 日 領収

納付金額 万 千 百 圓 拾 錢

納付の目的及附記別金額

備考

1 戻入の場合は、欄外上部に(戻)で示すこと  
 2 納付書を使用し郵便振替貯金の法により納付さ  
 せる場合は、會計課に連絡し指示を受けなければ  
 ならない。

第九號様式(第二十九條)

課 課 課 課 課 課 課 課

係 係 係 係 係 係 係 係

長 長 長 長 長 長 長 長

第 町 番地 期 自 至 月 月 年 年 度 度

告知印 金 万 千 百 拾 圓 拾 錢

出納員 集金員印

廣島市役所 出納員

廣島市長 収入役

昭和 年 月 日

告知の金額を領収しました

第十號様式(第三十三條)

年度 經濟別

年 月 日 收入集計表

収入役									
科目	氏名	件数	金額						

この欄には部別金額その他必  
 要な事項を記入すること

經 濟 支 出 命 令 書

第 町 番地 期 自 至 月 月 年 年 度 度

告知印 金 万 千 百 拾 圓 拾 錢

出納員 集金員印

廣島市役所 出納員

廣島市長 収入役

昭和 年 月 日

告知の金額を領収しました

命 令 第 号 廣島市長 収入役

支 出 金 額 万 千 百 拾 圓 拾 錢

支 付 先 廣島市役所 出納員

支 付 日 昭和 年 月 日

支 付 人 廣島市長 収入役

支 付 場所 廣島市役所

支 付 事由 告知の金額を領収しました

經 濟 支 出 命 令 書

第 町 番地 期 自 至 月 月 年 年 度 度

告知印 金 万 千 百 拾 圓 拾 錢

出納員 集金員印

廣島市役所 出納員

廣島市長 収入役

昭和 年 月 日

告知の金額を領収しました

命 令 第 号 廣島市長 収入役

支 出 金 額 万 千 百 拾 圓 拾 錢

支 付 先 廣島市役所 出納員

支 付 日 昭和 年 月 日

支 付 人 廣島市長 収入役

支 付 場所 廣島市役所

支 付 事由 告知の金額を領収しました

印 鑑 照 合 齊

入紙用 収印貼



領收證書

領收證書  
 年度 年 月 日  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印

支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印

金 領收證書

品名	数量	單價	金額
上記の通り			
修繕しました			
合計			

上記の金額を領収しました  
 年度 年 月 日  
 廣島市収入役 氏 名 印

領收證書

領收證書  
 年度 年 月 日  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印

支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印

上記の金額を領収しました  
 年度 年 月 日  
 廣島市収入役 氏 名 印

第十七號様式(第四十二條)

過誤納金拂戻請求兼領收證書

過誤納金拂戻請求兼領收證書  
 年度 年 月 日  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印

金 領收證書

品名	数量	單價	金額
上記の通り			
修繕しました			
合計			

上記の金額を領収しました  
 年度 年 月 日  
 廣島市収入役 氏 名 印

第十八號様式(第四十二條)

仕醫費兼領收證書

仕醫費兼領收證書  
 年度 年 月 日  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印  
 支拂番號 收入役 主任 市金庫支拂印

上記の金額を領収しました  
 年度 年 月 日  
 廣島市収入役 氏 名 印  
 廣島市収入役 氏 名 印

第十九號様式(第四十二條)

年〇〇度

年〇〇月〇〇日

摘要	領收証券番号	金口	送付年月	送金方法	領部金	支拂額	住所	氏名	支拂口座
摘要	領收証券番号	金口	送付年月	送金方法	領部金	支拂額	住所	氏名	支拂口座
摘要	領收証券番号	金口	送付年月	送金方法	領部金	支拂額	住所	氏名	支拂口座

備考 区分欄には集合物のものは(集)と記入し、付金は(送)で示すこと

現金	何々のため立替掛	支拂先住所氏名	金額	単	枚	品名	支拂目	立替年月日
現金	何々のため立替掛	支拂先住所氏名	金額	単	枚	品名	支拂目	立替年月日
現金	何々のため立替掛	支拂先住所氏名	金額	単	枚	品名	支拂目	立替年月日

備考 区分欄には集合物のものは(集)と記入し、付金は(送)で示すこと

支拂出日計			摘要		
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月

第二十四號様式(第五十條)

収入役	代	支	入	入	入	入	入	入	入
収入役	代	支	入	入	入	入	入	入	入
収入役	代	支	入	入	入	入	入	入	入

第二十二號様式(第四十二條)

備考 区分欄には集合物のものは(集)と記入し、付金は(送)で示すこと

摘要		摘要	
年度	昭和	年度	昭和
年度	昭和	年度	昭和
年度	昭和	年度	昭和

第二十二號様式(第四十二條)

備考 区分欄には集合物のものは(集)と記入し、付金は(送)で示すこと

立替掛明細表

備考 区分欄には集合物のものは(集)と記入し、付金は(送)で示すこと

第二十三號様式(第四十七條)

立替掛明細表

備考 区分欄には集合物のものは(集)と記入し、付金は(送)で示すこと

第二十三號様式(第四十七條)

立替掛明細表

経費			摘要		
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月

第二十五號様式

支出			摘要		
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月
年度	昭和	年月	年度	昭和	年月

第二十六號様式

廣島市報 外

領收證書

第 號 年度

廣島市役所 課

出納員 納

款項 何

目

納入者 外 名分

拾万千百拾四拾錢 也

上記の金額を領収しました

廣島市金庫

主管課長 印

市金庫領収印

原符

第 號 年度

廣島市役所 課

出納員 納

款項 何

目

納入者 外 名分

拾万千百拾四拾錢 也

上記の金額を領収しました

廣島市金庫

主管課長 印

市金庫領収印

現金拂込書

第 號 年度

廣島市役所 課

出納員 納

款項 何

目

納入者 外 名分

拾万千百拾四拾錢 也

上記の金額を拂込しました

廣島市金庫

主管課長 印

市金庫領収印

用紙寸法第七號様式(第六十九條)

廣島市報 外

報 告 命 令 書

第 號

廣島市役所 課

出納員 納

款項 何

目

納入者 外 名分

拾万千百拾四拾錢 也

上記の金額を領収しました

廣島市金庫

主管課長 印

市金庫領収印

第二十七號様式(第六十條)

第三十號様式(第七十條)

科目	目	金額	備考
増減	増		市金庫之増減額
	減		
	増		
	減		
小計	増		市金庫之増減額
	減		
	増		
	減		
合計	増		市金庫之増減額
	減		
	増		
	減		

廣島市役所 課 出納員 氏名 印

昭和三十二年

第 號

廣島市役所 課

出納員 納

款項 何

目

納入者 外 名分

拾万千百拾四拾錢 也

上記の金額を領収しました

廣島市金庫

主管課長 印

市金庫領収印

第三十一號様式(第八十二條)

現金即時拂戻受領證書

第 號

廣島市役所 課

出納員 納

款項 何

目

納入者 外 名分

拾万千百拾四拾錢 也

上記の金額を領収しました

廣島市金庫

主管課長 印

市金庫領収印

註 事由は詳細に記入する

報 告 (更正) 通 知 書

第 號

廣島市役所 課

出納員 納

款項 何

目

納入者 外 名分

拾万千百拾四拾錢 也

上記の金額を領収しました

廣島市金庫

主管課長 印

市金庫領収印

第二十八號様式(第六十條)

報 告 (更正) 通 知 書

現金保管分

増減金額

摘要

増は十、減は一で示す

廣島市役所 課 出納員 氏名 印

廣島市役所 課 出納員 氏名 印

第三十六號様式(第四百四條)

収入役主任市金庫支拂印 課長主任 年月日	別 落札 す
金 (有價証券内蔵) 何々、保証金	
上記の通り納付します 年月日 納入者番號氏名印	市金庫 (収入役) 領收印
廣島市長氏名殿	
上記の金員を領收しました 年月日 受取人氏名印	収入 紙用 印貼
廣島市収入役氏名殿	

年度 收支計算書

第三十七號様式(第四百七條)

部別	前年度 繰越金	収入額	支出額	残高	附記
口座					
合計					

収入支出差引残金 円 繰越年度へ繰越  
上記の通り報告する  
年月日 廣島市収入役氏名印  
上記の通り相違ないことを認証する  
年月日 廣島市長氏名印

年度 年月分月計表

(第八十七條)

区分	収入額					支出額					差引 現在高	備考
	前月迄 累計	本月 収入額	本月 還付額	本月 更正額	差引 累計	前月迄 累計	本月 支出額	本月 戻入額	本月 更正額	差引 累計		
歳計現金												
雑部金												
合計												

上記の通り相違なし  
年月日 廣島市収入役氏名殿 廣島市金庫印

年度 年月分月計表

(第九十七條)

区分	収入額					支出額					差引 現在高	備考
	前月迄 累計	本月 収入額	本月 還付額	本月 更正額	差引 累計	前月迄 累計	本月 支出額	本月 戻入額	本月 更正額	差引 累計		
歳計現金												
雑部金												
合計												

上記の通り相違ないことを認証する  
年月日 廣島市収入役氏名印 廣島市金庫印

第三十八號様式(第四百九條)

年度	命令 年月日	摘要	豫算現額					測定額		収入 不納 収入 未済額	豫算現 額に比 し増減	
			当初 豫算額	追加 修正 繰越額	繰越 財源 充當額	費用 超過額	計	前年度以 前繰越額	現年度 計			
歳入簿												
廣島市役所												

備考1 この様式は収入役において変更することができる

支拂報告書

年度 年月日

(第九十四條)

区分	支拂別 件数	市金庫 金額		本 否 件数 金額		計 件数 金額
		件数	金額	件数	金額	
歳計現金	一般 送金					
雑部金	還付 計					
合計						

上記の通り収納につき證據書を添え報告する  
年月日 廣島市収入役氏名殿 廣島市金庫印

收納報告書

年度 年月日

(第九十三號様式)

区分	件数	收納額		計	備考
		収入額	戻入額		
歳計現金					
雑部金					
合計					

上記の通り領收した  
年月日 廣島市収入役氏名印 廣島市金庫印

收納證據書受入書

年度 年月日

区分	件数	收、納額		計	備考
		収入額	戻入額		
歳計現金					
雑部金					
合計					

上記の金額は支拂通知と對照し支拂済なる  
ことを認証する  
年月日 廣島市収入役氏名印 廣島市金庫印

支拂票

年度 No.

区分	千 百 拾 万 千 百 拾 圓 拾 錢			
	千	百	拾	圓
歳計現金				
雑部金				
計				

上記の金額は支拂通知と對照し支拂済なる  
ことを認証する  
年月日 廣島市収入役氏名印 廣島市金庫印

廣島市報 外

廣島市報 外

廣島市報 外

年度	経費別											
	年月日	受				拂				残高		
		収入	返付額	振替 その他	計	支出額	戻入額	振替 その他	計			
現金出納簿乙	中 略											

第四十四號様式(第九九條)

備考 1 振替その他の欄には振替、更正、組替、及び現金の繰替額を記入すること

年度	入札保険金受拂簿	廣島市役所 課
----	----------	---------

年度	雑部金受拂簿	廣島市役所 課
----	--------	---------

年度	年月日	番号	摘要	種別	金額	年月日	備考
中 略							

第四十六號様式(第九九條)

年度	年月日	収入命令番号	支出命令番号	摘要	収入		支出		残高
					金額	金額	金額	金額	
中 略									

第四十五號様式(第九九條)

廣島市報 外

年度	年月日	命令番号	摘要	豫算額		決定額		流用	豫算	支出		未入	翌年繰越	残高
				初算額	追加 修正額	前年度繰越	本年度繰越			支出額	支出額			
				中 略										

第三十九號様式(第九九條)

備考 1 この様式は収入役において変更することができる

年度	年月日	摘要	款		残高
			豫算額	支出済額	
中 略					

第四十號様式(第九九條)

年度	年月日	摘要	款又は目				備考
			命令番号	概算額	精算額	未精算高	
中 略							

第四十一號様式(第九九條)

年度	資金前渡及概算簿	廣島市役所 課
----	----------	---------

年度	年月日	受		拂		収入役印	備考
		発元	種名	金額	金額		
中 略							

第四十二號様式(第九九條)

年度	年月日	現金保管区分					合計
		市受	金庫	貯受	金庫	局残	
中 略							

第四十三號様式(第九九條)

年度	現金出納簿 甲	廣島市役所 課
----	---------	---------





第二十三條 會計課長は、毎會計年度における収入證紙受拂計算書(第九號様式)を調製し年度経過後一箇月以内に市長に報告しなければならない。

(適用)

第二十四條 収入證紙の賣捌代金の収入及び出納員の事務取扱に關しては、この規則に定めるもの外、廣島市會計條例及び廣島市豫算決算及び會計規則の定めるところによる。

この規則は公布の日からこれを施行する。

従前の十錢五十錢の収入證紙は第二條の規定にかかわらずなおその効力を有する。

別記

(種類)	(形式)	(色合)
壹圓	(略)	深綠色
參圓	(略)	橙 色
五圓	(略)	紫 色
拾圓	(略)	濃灰色
貳拾圓	(略)	桃 色
五拾圓	(略)	藍 色
百圓	(略)	赤 色
五百圓	(略)	紫藍色
千圓	(略)	濃茶色

第一號様式

第一號様式

年月日

紙數照合

主任 課長 出納係長 主席 會計課長

廣島市収入證紙交付申請書

一金

區分	枚數	連數	金額	備考
1000圓證紙				
500圓證紙				
100圓證紙				
50圓證紙				
20圓證紙				
10圓證紙				
5圓證紙				
3圓證紙				
1圓證紙				
計				

上記の通り廣島市収入證紙の交付を申請する

年 月 日

課出納員氏名印  
廣島市長 殿

上記の通り廣島市収入證紙を受領しました

年 月 日

課出納員氏名印  
廣島市長 殿

- 1 主標金額は、壹、貳、參、拾、百、千等の數字を以て記載する事
- 2 連數は證紙40枚の1連である
- 3 買受の際は必ず印鑑を捺行する事

第二十二條様式

自 月 日 至 月 日

収入證紙受拂計算書

種類	前回分高	當期入高	當期下高	残高	現金	月保有高
1000圓						
500圓						
100圓						
50圓						
20圓						
10圓						
5圓						
3圓						
1圓						
計						

第二十二條様式

自 月 日 至 月 日

収入證紙受拂計算書

課長 主任 課長 出納係長 主席 會計課長

廣島市収入證紙買受申請書

一金

區分	枚數	連數	金額	備考
1000圓證紙				
500圓證紙				
100圓證紙				
50圓證紙				
20圓證紙				
10圓證紙				
5圓證紙				
3圓證紙				
1圓證紙				
計				

上記の通り廣島市収入證紙を受領しました

年 月 日

課出納員氏名印  
廣島市長 殿

廣島市収入證紙買受申請書

申請人 姓名 住所

申請書 枚數

申請書 金額

申請書 年月日

申請書 印鑑

廣島市収入證紙買受申請書

申請人 姓名 住所

申請書 枚數

申請書 金額

申請書 年月日

申請書 印鑑

廣島市収入證紙買受申請書

申請人 姓名 住所

申請書 枚數

申請書 金額

申請書 年月日

申請書 印鑑

廣島市収入證紙買受申請書

申請人 姓名 住所

申請書 枚數

申請書 金額

申請書 年月日

申請書 印鑑

第八號様式

収入證紙受拂簿

年 月 日	番 號	受 拂	受入	買戻	交換	計	買下	交換	損傷	亡失	計	残高	買下	交換	残連

以下 署

第九號様式 年度收入隠紙受拂計算書

種 類	受 入				拂 出				現 在 枚 数 金 額
	調 製	買 戻	交 換	計	賣 下	交 換	損 傷	亡 失	
1000円									
500円									
100円									
50円									
20円									
10円									
5円									
3円									
1円									
/円									
計									

上記の通り報告する  
年 月 日  
會計課長 氏 名  
廣島市長氏名 殿

◎ 告 示 (乙)

廣島市告示乙第三號

昭和二十五年八月十四日  
廣島市長代理  
廣島市助役 奥 田 透 郎

廣島市會計條例第四條第十二號の規定による常時必要とする経費を次のとおり指定する。

- 一 保養院において、直接支拂を要する賄材料、燃料、消耗品及び消耗機材の購入費
- 二 民生局社会課において、即時支拂を要する一時扶助費及び生活保護法による葬祭扶助費
- 三 警察本部において、犯罪捜査上特に緊急又は秘密上即時支拂を要する経費

廣島市告示乙第四號

昭和二十五年八月十五日  
廣島市長代理  
廣島市助役 奥 田 透 郎

廣島市豫算決算及び會計規則第三十九條第五號の規定による捺印をもつて請求又は領收せしめることができる場合を次のとおり指定する。

- 一 民生局社会課において、即時支拂を要する一時扶助費



同第七號「治安委員會は治安一般に關する事項を擔任する」を治安委員會は治安、消防一般に關する事項を擔任するに改める。

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年八月三日から適用する。

廣島市議會の議決を経て、廣島市警務馬條例の一部を改正する條例を次のように定める。

昭和二十五年八月三日

廣島市長代理

廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市條例第二十二號

廣島市警務馬條例の一部を改正する條例

廣島市警務馬條例(昭和二十五年五月二十六日廣島市條例第十七號)の一部を次のように改正する。

第四條中「手数料」の次に「並びに使用料」を加え同條第三號の次に「四、厩舎の使用申込をした者」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

廣島市議會の議決を経て、廣島市職員定數條例の一部を改正する條例を次のように制定する。

昭和二十五年八月五日

廣島市長代理

廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市條例第二十四號

廣島市職員定數條例の一部を改正する條例

廣島市職員定數條例(昭和二十四年九月十二日條例第四十七號)の一部を次のように改める。

第二條中第一號を次のように改める。

市長の事務部局の職員 吏員(内社會福祉主任)六五六八人、其他職員一、七八八八人

附 則

第七條 甲は、乙の工事施工について自己に代つて監督又は指示する監督員を選定することができる。

監督員は、この契約書、圖面又は仕様書に定められた事項の範囲内において、左の各號の職務を行う。

一 乙の作成する工事費内詳細書を調査し、その内容を工事施工に適合するよう調整すること

二 工事の施工に立ち会い又は必要な監督を行ひ若しくは第八條の規定によるこの現場代理人に對して指示を與へること

三 圖面に基いて監督に必要な細部設計圖若しくは原寸圖等を作成し、又は乙の作成する細部設計圖若しくは原寸圖等を検査して承認を與へること

四 工用材料又は工作物の検査又は試験を行うこと

監督員は、乙の現場代理人、主任技術者、使用人又は勞務者について、工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められる者があるときは、その事由を明示して、乙に對してその交替を求めることができる。

主任技術者及び現場代理人

第八條 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、甲に通知する。

前項の現場代理人と主任技術者とを、これを兼ねることができる。

乙又は乙の現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員(甲)の監督又は指示に従ひ、工事現場の取締及び工事に關する一切の事項を處理しなければならない。

(材料の品名、検査)

第九條 工事に使用する材料について品質又は品名が明かでないものについては、それ等の中等のものをとする

工事に使用する材料は、使用前に監督員(甲)の検査を受けたものでなければ使用することができない。

監督員(甲)は、乙が前項の規定による検査を求められたときは、直ちに、これに應じなければならない。

第二項の材料を検査するために直接必要な費用は、乙

この條例は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十五年七月二十日

廣島市長代理

廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市規則第三十三號

道路工事執行細則の一部を改正する規則

道路工事執行細則(昭和十年二月廣島市告示甲第六號)の一部を次のように改める。

標題「道路工事執行細則」を「廣島市工事執行細則」に改める。

第二條第一項但書を削る。

第二號書式を別記のように改め、第三號書式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

建設工事請負契約書

一 工事名

二 工事場所

三 工期 着工 昭和 年 月 日 完成 昭和 年 月 日

四 請負代金額

右の工事について、注文者「廣島市長 (某)」を甲とし請負者「某」を乙とし、次の條項によつて請負契約を締結する。

第一條 乙は、別冊圖面及び仕様書に基き、頭書の請負代金額をもつて、頭書の工期内に頭書の工事を完成しななければならない。

二 圖面及び仕様書に明示されていないもの、又は圖面と仕様書の交互符合しないものがあるときは、甲乙協議して定める。但し、輕微なものについては、甲又は第七條(總則)

五 検査の結果不合格と決定した材料については、乙は、監督員(甲)の指圖によつて、これを退還し引取りななければならない。

六 乙は監督員(甲)の承認を受けなければ、工事現場に搬入した検査済み材料を持ち出すことはできない。

第十條 乙は、使用する材料のうち調合を要するものについては、監督員(甲)の立會を得て調合したものでなければ使用することができない。但し、調合については、見本検査によることが適當と認められるものは、これによることができる。

二 乙は、水中又は地下に埋没する工事その他完成後外面から明視することのできない工事を施工するときは、特に監督員(甲)の立會の上施工しなければならない。

三 監督員(甲)は、乙が前二項の規定による立會又は見本検査を求められたときは、直ちに、これに應じなければならない。

(貸與品及び支給材料)

第十一條 甲から乙への貸與品及び支給材料の品名、數量、材質及び引渡場所を仕様書に記載したところによるものとし、その引渡時期は工程表によるものとする。

二 乙は、貸與品又は支給材料を受領したときは、遲滞なく甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。

三 監督員(甲)は、貸與品又は支給材料につき、乙の立會のもとに検査するものとする。この場合において、乙は、その品質又は規格が使用に適當でないことを認めるときは、その旨を監督員(甲)に通知しなければならない。

四 乙が前項の規定により通告したにかかわらず監督員(甲)がその使用を要求し、そのために乙に損害を生じたときは、第十七條借書の規定を準用する。

五 甲の都合により貸與品又は支給材料の數量、品質、規格、引渡時期、引渡場所等について相當の変更をする場合は、第十四條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

六 使用済の貸與品又は工事の完成、變更若しくは契約満

の規定による監督員(以下監督員(甲)という。)の指示に従うものとする。

三 乙は、圖面及び仕様書に基く工事費内詳細書及び工程表を作成し、契約締結後七日以内に甲に提出して、その承認を受けるものとする。

(失業者の雇入)

第二條 乙は、緊急失業對策法(昭和二十四年法律第八十九號)第十六條第一項の規定を遵守しなければならない。

(權利義務の譲渡等)

第三條 この契約によつて生ずる權利又は義務は、これを第三者に譲渡又は承継せしめてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

二 この契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済み工事材料は、これを第三者に賣却若しくは貸與し、又は抵當權その他擔保の目的に供してはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負)

第四條 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し若しくは請け負わなければならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負者の變更)

第五條 乙は、下請負者を決定したときは、直ちに甲に通知しなければならない。

二 甲は、乙に對して工事の施工につき著しく不適當である認められる下請負者の變更を請求することができる。但し、乙があらかじめ甲の書面による承諾を得て選定した下請負者については、この限りでない。

(特許權の使用)

第六條 工事の施工に特許權その他第三者の權利の對象となつてゐる施工方法を使用するときは、乙は、その使用に關する一切の責任を負わなければならない。但し、甲がその施工方法を指定し、仕様書に特許權その他第三者の權利の對象であることが明示されていない場合は、甲は、乙に對してその使用に關して要した費用を支拂わなければならない。

七 乙は、貸與品及び支給材料を善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。

八 乙の故意又は過失によつて貸與品又は支給材料が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能になつた場合は、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原狀に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

九 支給材料の使用方法及び残材の措置が圖面又は仕様書に明示されていないときは、甲の指圖に従ふものとする。

(仕様書不適合の場合の改造義務)

第十二條 工事の施工が圖面又は仕様書に適合しない場合において、監督員(甲)がその改造を請求したときは、乙は、これに従わなければならない。但し、このために請負代金額を増し、又は工期を延長することはできない。

(圖面と自然の狀態との不一致等)

第十三條 工事施工にあたり圖面と工事現場の狀態とが一致しないとき、圖面又は仕様書に誤り若しくは脱漏があるときは又は地盤等につき予期することのできない狀態が発見せられたときは、乙は、直ちに書面をもつて監督員(甲)に通知し、その指示を受けなければならない。

二 このため工事の内容、工期、請負代金額を變更する必要がある場合は、第十四條第一項の規定を準用する。

(工事の變更、中止等)

第十四條 甲は、必要がある場合には工事内容を變更し若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることをできる。この場合において、請負代金額又は工期を變更する必要があるときは、甲乙協議して、書面により、これを定めるものとする。

二 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償は、甲乙協議して、これを定める。

(乙)の請求による工期の延長)  
 第十五條 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他その責に歸すべきことができない事由又は正當の事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に對して遅滞なくその事由を附して工期の延長を求めるところができる。但し、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(應機)の措置)  
 第十六條 乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、應機の措置を講ずるべきでない。この場合において、乙は、あらかじめ監督員(甲)の意見を求めなければならぬ。但し、緊急を要するときは、この限りでない。

第十七條 前項の場合において、乙は、そのとつた措置につき、遅滞なく監督員(甲)に通知しなければならない。

第十八條 監督員(甲)は、災害防止その他工事の施工上緊急を要するときは、乙に對して所要の應機の措置を講ずることを求めることができる。この場合、乙は、直ちに、これに應じなければならない。

第十九條 第一項及び前項の措置に要した経費については、甲乙協議の上、頭書の請負代金額に含めることが不適當と認められる部分については、甲が、これを負擔する。

(一般的損害)  
 第二十條 工事目的物の引渡前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事施工に關して生じた損害は、乙の負擔とする。但し、甲の責に歸する事由による場合の損害については、この限りでない。

(第三者の損害)  
 第二十一條 乙は、工事の施工に關して、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に歸する事由による場合においては、甲が、その責を負うものとする。

(天災その他不可抗力による損害)  
 第二十二條 天災その他不可抗力によつて、工事の既済部分又は工事現場に搬入した検査済み工事材料に關して損害を生じたときは、乙は、事實發生後遅滞なくその状況を

甲に通知しなければならない。

第二十三條 前項の損害で重大と認められるものについては、乙が善良な管理者の注意をなしたと認められるときは、その損害額を甲が負擔する。

第二十四條 火災保険金その他損害を填補するものがある場合は、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とし、これらの損害額の算定は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡)  
 第二十五條 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

第二十六條 乙から前項の通知を受けたときは、甲は、その日から十四日以内に検査を行い、検査に合格したときは第二十一條の規定により請負代金の支拂を完了すると同時にその引渡を受ける。

第二十七條 検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく、これを補修又は改造して、甲の検査を受けなければならない。この場合において、第二項に規定する期間は、甲が乙から補修又は改造を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(請負代金の支拂)  
 第二十八條 乙は、前條第二項の規定による検査に合格したときは、所定の手續に従つて請負代金の支拂を請求する。

第二十九條 甲は、前項の適法な支拂請求があつたときは、その日から四十日以内に支拂わなければならない。

(部分使用)  
 第三十條 甲は、工事の一部が完成した場合において、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て、使用することができる。

第三十一條 甲は、工事未完成の部分についても、乙の同意を得て、これを使用することができる。

第三十二條 第一項及び前項の場合において、甲は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

第三十三條 第一項又は第二項の場合において、甲の使用により乙

に損害を及ぼした場合は、甲は、その損害額を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定める。(部分拂)

第三十四條 乙は、工期四十五日を越える工事であつて、甲の認めたる場合には、工事完成前に、出来形部分(現場にある検査済み材料を含む。以下同じ。)に對する請負代金相當額の十分の八以内の部分拂を請求することができる。但し、この請求は、工期中一月に一回をこえることはできない。

第三十五條 前項の請求があつたときは、甲は遅滞なく検査を行い、検査の結果を乙に通知しなければならない。

第三十六條 部分拂金の支拂の時期は、前項の検査に合格した部分に對する乙からの所定の請求があつた日から二十日以内とする。

(かし擔保)  
 第三十七條 乙は、第二十條に規定する引渡の日から一年間、工事目的物のかしを修補し、又はそのかしによつて生じた滅失若しくは損に對して損害を賠償しなければならない。但し、この期間は、石造、土造、煉瓦造、金屬造、コンクリート造及びこれに類するものによる建物その他土地の工作物若しくは地盤のかし又はこれによる滅失若しくは損については、二年とする。

(履行遲滞の場合における損害金)  
 第三十八條 乙の責に歸する事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込のあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して工期を延長することができる。

第三十九條 前項の遅延利息は、遅滞日数一日につき請負代金額から出来形部分に對する請負代金相當額を控除した額の日歩二錢七厘とする。

第四十條 甲の責に歸する事由により、第二十一條第二項の規定による請負代金の支拂が遅れた場合には、乙は、甲に對して、日歩二錢七厘の割で遅延利息の支拂を請求することができる。

(検査の遅延)  
 第四十一條 甲が、その責に歸する事由により第二十條第

書の請負代金が三分の二以上減少したとき

第一 甲が契約に違反し、その違反によつて工事を完成することが不可能なるに至つたとき

第二 第二十七條第二項及び前條第三項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第三十條 乙は、甲が第二十三條の規定による支拂を遅延し、相當の期間を定めて催告しても應じないときは、工事を中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその事由を附して甲に通知しなければならない。

第四十二條 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、第四條第二項の規定を準用する。

(解除による物件の引取)  
 第四十三條 契約を解除した場合において、乙は、割當證明書及び割當品で未使用のものがあるときは、これを甲に返還し、又、甲が引渡を受けない物件があるときは、甲乙協議の上定めたる期間内に、これを引取りその他原状に復しなければならない。

第四十四條 前項の場合において、乙が正當と認められる事由なしに一定の期間内に物件の引取をせずその他原状に復さないときは、甲は、乙に代つてその物件を処分することができる。この場合、乙は、甲の処分方法について異議の申立をすることができないことに、これに要した費用を負擔しなければならない。

(火災保険)  
 第四十五條 乙は、工事目的物及び工事用材料(甲の支給材料を含む。)を火災保険に附するものとする。

第四十六條 火災保険をかける時期、期間、金額、保険会社等については、甲乙協議して定め、乙は、保険契約後速かにその証券を甲に提示する。

第四十七條 巡檢その他の保険については、甲乙協議して定める。

(契約に關する紛争の解決)  
 第四十八條 この契約に關し、甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲と乙の双方又は一方から廣島縣建設審議

會に解決のあつた後を申請する。

第四十九條 前項の規定により解決のために要する費用は、甲乙平等に負擔する。

(契約外の事項)  
 第五十條 この契約書に定めない事項については、必要に應じて甲乙協議の上定めるところとする。

右の契約の證として本審二通を作り當事者記名捺印の上各自一通を保有する。

昭和 年 月 日

注文者 廣島市長 某 印  
 請負者 住所氏名 某 印

備考  
 一 左記例示の外に契約すべき事項がある場合は列記する。

二 第三十二條の火災保険料は土工等にて必要としない場合は削除すること

三 添付すべき工事設計書は諸材料等における單價及び小計金額はこれを記載せず、末尾に請負金額を記載すること

四 第一條第三項の工事費内詳細書については正式の書式を指示するまで、通例の設計書式を準用し、又は簡易な工事にあつては、これを省略させることができる。

廣島市管住宅管理人規則を次のように制定する。

昭和二十五年七月三十一日

廣島市長代理

廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市規則第三十四條

廣島市管住宅管理人規則

第一條 市管住宅を管理するため、管理人を置く。

第二條 管理人は、市職員又は市長が適當と認めるものの中からこれを委嘱する。

第三條 管理人の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

(乙)の請求による工期の延長)  
 第十五條 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他その責に歸すべきことができない事由又は正當の事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に對して遅滞なくその事由を附して工期の延長を求めるところができる。但し、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(應機)の措置)  
 第十六條 乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、應機の措置を講ずるべきでない。この場合において、乙は、あらかじめ監督員(甲)の意見を求めなければならぬ。但し、緊急を要するときは、この限りでない。

第十七條 前項の場合において、乙は、そのとつた措置につき、遅滞なく監督員(甲)に通知しなければならない。

第十八條 監督員(甲)は、災害防止その他工事の施工上緊急を要するときは、乙に對して所要の應機の措置を講ずることを求めることができる。この場合、乙は、直ちに、これに應じなければならない。

第十九條 第一項及び前項の措置に要した経費については、甲乙協議の上、頭書の請負代金額に含めることが不適當と認められる部分については、甲が、これを負擔する。

(一般的損害)  
 第二十條 工事目的物の引渡前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事施工に關して生じた損害は、乙の負擔とする。但し、甲の責に歸する事由による場合の損害については、この限りでない。

(第三者の損害)  
 第二十一條 乙は、工事の施工に關して、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に歸する事由による場合においては、甲が、その責を負うものとする。

(天災その他不可抗力による損害)  
 第二十二條 天災その他不可抗力によつて、工事の既済部分又は工事現場に搬入した検査済み工事材料に關して損害を生じたときは、乙は、事實發生後遅滞なくその状況を

甲に通知しなければならない。

第二十三條 前項の損害で重大と認められるものについては、乙が善良な管理者の注意をなしたと認められるときは、その損害額を甲が負擔する。

第二十四條 火災保険金その他損害を填補するものがある場合は、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とし、これらの損害額の算定は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡)  
 第二十五條 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

第二十六條 乙から前項の通知を受けたときは、甲は、その日から十四日以内に検査を行い、検査に合格したときは第二十一條の規定により請負代金の支拂を完了すると同時にその引渡を受ける。

第二十七條 検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく、これを補修又は改造して、甲の検査を受けなければならない。この場合において、第二項に規定する期間は、甲が乙から補修又は改造を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(請負代金の支拂)  
 第二十八條 乙は、前條第二項の規定による検査に合格したときは、所定の手續に従つて請負代金の支拂を請求する。

第二十九條 甲は、前項の適法な支拂請求があつたときは、その日から四十日以内に支拂わなければならない。

(部分使用)  
 第三十條 甲は、工事の一部が完成した場合において、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て、使用することができる。

第三十一條 甲は、工事未完成の部分についても、乙の同意を得て、これを使用することができる。

第三十二條 第一項及び前項の場合において、甲は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

第三十三條 第一項又は第二項の場合において、甲の使用により乙

に損害を及ぼした場合は、甲は、その損害額を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定める。(部分拂)

第三十四條 乙は、工期四十五日を越える工事であつて、甲の認めたる場合には、工事完成前に、出来形部分(現場にある検査済み材料を含む。以下同じ。)に對する請負代金相當額の十分の八以内の部分拂を請求することができる。但し、この請求は、工期中一月に一回をこえることはできない。

第三十五條 前項の請求があつたときは、甲は遅滞なく検査を行い、検査の結果を乙に通知しなければならない。

第三十六條 部分拂金の支拂の時期は、前項の検査に合格した部分に對する乙からの所定の請求があつた日から二十日以内とする。

(かし擔保)  
 第三十七條 乙は、第二十條に規定する引渡の日から一年間、工事目的物のかしを修補し、又はそのかしによつて生じた滅失若しくは損に對して損害を賠償しなければならない。但し、この期間は、石造、土造、煉瓦造、金屬造、コンクリート造及びこれに類するものによる建物その他土地の工作物若しくは地盤のかし又はこれによる滅失若しくは損については、二年とする。

(履行遲滞の場合における損害金)  
 第三十八條 乙の責に歸する事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込のあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して工期を延長することができる。

第三十九條 前項の遅延利息は、遅滞日数一日につき請負代金額から出来形部分に對する請負代金相當額を控除した額の日歩二錢七厘とする。

第四十條 甲の責に歸する事由により、第二十一條第二項の規定による請負代金の支拂が遅れた場合には、乙は、甲に對して、日歩二錢七厘の割で遅延利息の支拂を請求することができる。

(検査の遅延)  
 第四十一條 甲が、その責に歸する事由により第二十條第

書の請負代金が三分の二以上減少したとき

第一 甲が契約に違反し、その違反によつて工事を完成することが不可能なるに至つたとき

第二 第二十七條第二項及び前條第三項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第三十條 乙は、甲が第二十三條の規定による支拂を遅延し、相當の期間を定めて催告しても應じないときは、工事を中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその事由を附して甲に通知しなければならない。

第四十二條 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、第四條第二項の規定を準用する。

(解除による物件の引取)  
 第四十三條 契約を解除した場合において、乙は、割當證明書及び割當品で未使用のものがあるときは、これを甲に返還し、又、甲が引渡を受けない物件があるときは、甲乙協議の上定めたる期間内に、これを引取りその他原状に復しなければならない。

第四十四條 前項の場合において、乙が正當と認められる事由なしに一定の期間内に物件の引取をせずその他原状に復さないときは、甲は、乙に代つてその物件を処分することができる。この場合、乙は、甲の処分方法について異議の申立をすることができないことに、これに要した費用を負擔しなければならない。

(火災保険)  
 第四十五條 乙は、工事目的物及び工事用材料(甲の支給材料を含む。)を火災保険に附するものとする。

第四十六條 火災保険をかける時期、期間、金額、保険会社等については、甲乙協議して定め、乙は、保険契約後速かにその証券を甲に提示する。

第四十七條 巡檢その他の保険については、甲乙協議して定める。

(契約に關する紛争の解決)  
 第四十八條 この契約に關し、甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲と乙の双方又は一方から廣島縣建設審議

會に解決のあつた後を申請する。

第四十九條 前項の規定により解決のために要する費用は、甲乙平等に負擔する。

(契約外の事項)  
 第五十條 この契約書に定めない事項については、必要に應じて甲乙協議の上定めるところとする。

右の契約の證として本審二通を作り當事者記名捺印の上各自一通を保有する。

昭和 年 月 日

注文者 廣島市長 某 印  
 請負者 住所氏名 某 印

備考  
 一 左記例示の外に契約すべき事項がある場合は列記する。

二 第三十二條の火災保険料は土工等にて必要としない場合は削除すること

三 添付すべき工事設計書は諸材料等における單價及び小計金額はこれを記載せず、末尾に請負金額を記載すること

四 第一條第三項の工事費内詳細書については正式の書式を指示するまで、通例の設計書式を準用し、又は簡易な工事にあつては、これを省略させることができる。

廣島市管住宅管理人規則を次のように制定する。

昭和二十五年七月三十一日

廣島市長代理

廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市規則第三十四條

廣島市管住宅管理人規則

第一條 市管住宅を管理するため、管理人を置く。

第二條 管理人は、市職員又は市長が適當と認めるものの中からこれを委嘱する。

第三條 管理人の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

第四條 市長は、前任者の任期満了による解任に伴い、委任された場合の任期は、前任者の任期期間とする。

第四條 市長は、管理人が次の各號の一に該當するときは解任することができる。

- 一 本人の願出によりやむを得ないを認めたる時
- 二 本人が疾病のため職務の遂行に、支障があるとき
- 三 その他市長において不適當と認めたる時

第五條 管理人は、廣島市々管住宅使用條例（以下條例といふ）及び同施行細則（以下規則といふ）に基き、又は主管課長の指示により、左に掲げる事務を處理しなければならない。

- 一 所管住宅の維持保存及び使用状況の監視に關する事項
- 二 納領告知書その他通達文書の配布及び申請報告文書の受領並びに進達に關する事項
- 三 使用料納付の督促に關する事項
- 四 使用料納付状況の報告に關する事項
- 五 その他管理上必要な事項に關する事項

第六條 共同施設である衛生設備及び電気設備の操作又は管理をしなければならぬ。

第七條 管理人は、常にその所管住宅地域を巡回調査し、左に掲げる事項を發見したときは、直ちに主管課長に報告しなければならない。

- 一 住宅の轉貸、無断の同居及び退去又は無許可の造作變更若しくは模様替等の行爲があるとき
- 二 住宅の維持保存上修繕を必要とする破損が生じたとき
- 三 その他、條例及び規則に違反し、又は報告を要すると認めたる事項があるとき

第八條 管理人は、火災又は非常の場合には、臨機の措置を講ずるに、も直ちに主管課長に報告しなければならない。

第九條 管理人は、火災又は非常の場合には、臨機の措置を講ずるに、も直ちに主管課長に報告しなければならない。

この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市々管住宅管理設置規程（昭和二十二年十一月十八日告示第四百十四號）は、これを廢止する。

廣島市特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十五年八月一日

廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市規則第三十五號

廣島市特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

廣島市規則第二十五號（の一部を次のように改める。）

第二十四條第二項を次のように改める。

一 駐在手當は月額一萬圓以内とする。

この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市地方競馬實施規則を次のように制定する。

昭和二十五年八月十日

廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市規則第三十六號

廣島市地方競馬實施規則

第一章 總 則

第一條 本規則は、廣島市地方競馬實施規則（第十一條―第十七條）を施行するに關する事項を定めることとする。

第二章 競 走

第一條 競走は、前項の規定により、馬の番號を發表した後に、速かに到達順位第一位の馬が競走に要した時間並びに到着差を公表しなければならない。

第二條 前項の到達差は先に決勝線に到達した馬の鼻端から次の馬の鼻端までの距離とする。

第三條 審判委員は、後検査を終了した後、速かに、着順を確定しなければならない。

第四條 審判委員は、前項の規定により確定した馬の番號を直ちに、公表し、且つ、これを委員長に報告するに、も、投票委員に通知しなければならない。

（發走委員）

第十八條 發走委員は、發走に關する事務をつかさどる。

第十九條 發走委員は、發走する前に、騎手及びわく順を点検しなければならない。

第二十條 發走委員は、馬を駐立から、發走させなければならない。

第二十一條 發走委員は、調教の程度により必要があることを認めるときは、わく順を變更させることができる。

第二十二條 發走委員は、出走すべき馬が多いため、同一の發走線から發走させることが困難であるを認めるときは、わく順後位の馬を後列から發走させなければならない。

第二十三條 發走委員は、馬が馬場に出た後、左の各號の一に該當するを認めるときは、その馬の出走を停止しなければならない。

一 事故又は疾病に因り、發走することができなくなつたとき

二 發走を遅延させたとき、又は他の馬に危険を及ぼす虞れがあるとき

三 前二號に掲げる外、公正な發走を期するため必要があるとき

發走委員は、前項の規定により馬の出走を停止したときは、直ちにその旨を、委員長に報告するに、も、審判委員に通知しなければならない。

第三章 競馬場内の取締

（第八十八條―第九十二條）

第四章 勝馬投票

（第九十三條―第百六條）

第一章 總 則

第一條 廣島市（以下市といふ。）が實施する地方競馬は、廣島市競馬條例（昭和二十五年五月二十六日廣島市條例第十七號。以下條例といふ。）によるの外、この規則の定めるところによる。

（競馬開催）

第二條 一日における競走の數、種類及び距離は、競走番組でこれを定める。

第三條 天災地變その他やむを得ない事由に因り、競馬を取り止め、中止し、又は競馬開催の日時及び競走の順序を變更し、若しくは競走を取り止めることがある。

（競走の種類）

第四條 競走の種類は、きゆう歩競走及び速歩競走の二種とする。

（服色の使用）

第五條 騎手は、市が定める左の各號に掲げる二十種の服色を馬の番號に従い用いなければならない。

一 白 色

二 黒 色

三 赤 色

四 青 色

五 紫 色

六 黄 色

七 緑 色

八 えび茶色

九 桃 色

十 茶 色

十一 白色に黒の十文字

十二 黒色に白の十文字

十三 赤色に白の十文字

十四 青色に白の十文字

十五 紫色に白の十文字

十六 黄色に白の十文字

第十七 綠色に白の十文字

十八 えび茶色に白の十文字

十九 桃色に白の十文字

二十 茶色に白の十文字

二十一 出走すべき馬が二十頭以上ある場合においては、適宜の標識をつけ、前項各號に掲げる服色を、第一號の服色から繰り返して用いなければならない。

第六條 廣島縣（以下縣といふ。）が行う地方競馬の服色の登録を受けた者、自己の服色を使用して馬を出走させようとするときは、前條の規定にかかわらず、騎手に、その服色を使用させることができる。

（登録證の記入）

第七條 市は、當該競馬終了後、出走した馬の馬登録證の成績欄に、その成績を記入して、その旨を登録した者に通知する。

第八條 市は、馬主又は騎手に對し、その回の競馬の競走に馬を出走させたとき若しくは騎乗したとき又は第八十三條、第八十六條又は第八十七條の規定により制裁したときは、その旨を馬主にあつては馬主登録證の履歴欄に、騎手にあつては騎手免許證の履歴欄に記入して、印を押し、その旨を登録又は免許した者に通知する。

（重罪の規定）

第九條 この規則における重罪は、その重罪に〇、五キログラムに満たない端數があるときは、これを切り捨て、〇、五キログラムをこえ、一キログラムに満たない端數があるときは、その端數は〇、五キログラムとしたものとする。

第十條 廣島縣が行う登録又は免許を受けた馬主、馬又は騎手でなければ、市が行う競馬の競走に出走させ、又は騎乗することができない。

（馬丁の雇出）

第十一條 馬主又は騎手は、馬の飼養管理を補助させるため、馬丁を雇出することができる。

第十二條 馬主又は騎手は、前項の規定により馬丁を雇出したときは、その氏名、生年月日及び飼養管理を補助させている

馬の馬名を選擇なく委員長に届出なければならない。

（開催執務委員）

第十一條 開催執務委員は、その職務を執行するため、必要な取調を行い、又は必要があるを認める措置（令第十五條第一項各號に掲げる處分を除く。）を執ることができる。

（委員長）

第十二條 委員長は、競馬の開催に關し、各開催執務委員の職務執行の連絡統制及び開催執務委員の所掌に屬しない事項に關し、事務をつかさどる。

（審判委員）

第十三條 審判委員は、着順の確定、異議の裁定及び出走の停止に關する事務をつかさどる。

第十四條 審判委員は、出走すべき馬が確定した後、その馬が左の各號の一に該當するときは、その競走又はその回の競馬のその競走以後の競走における出走を停止しなければならない。

- 一 事故又は疾病その他馬の保護のため競走に出走するに、不適當であるを認められるとき
- 二 競走に出走する他の馬又は騎手に對し、危険を及ぼす虞があるを認められるとき
- 三 調教が充分でないか、又は競走能力に支障があるを認められるとき
- 四 競走の公正を維持するため必要があるを認められるとき

審判委員は、前項の處分をしたときは、遅滞なく、その旨を委員長に報告し、且つ、發走委員、投票委員及びその馬主に通知しなければならない。

第十五條 審判委員は、馬が決勝線に到達した順位を決定する。

第十六條 前項の決定は、馬の鼻端が決勝線に到達した順位による。

第十七條 審判委員は、前項の順位が第五位までの馬の番號を直ちに發表し、且つ、これを委員長に報告するに、も、

馬の鼻端が決勝線に到達した順位による。

（競馬開催）

第二條 一日における競走の數、種類及び距離は、競走番組でこれを定める。

第三條 天災地變その他やむを得ない事由に因り、競馬を取り止め、中止し、又は競馬開催の日時及び競走の順序を變更し、若しくは競走を取り止めることがある。

（競走の種類）

第四條 競走の種類は、きゆう歩競走及び速歩競走の二種とする。

（服色の使用）

第五條 騎手は、市が定める左の各號に掲げる二十種の服色を馬の番號に従い用いなければならない。

一 白 色

二 黒 色

三 赤 色

四 青 色

五 紫 色

六 黄 色

七 緑 色

八 えび茶色

九 桃 色

十 茶 色

十一 白色に黒の十文字

十二 黒色に白の十文字

十三 赤色に白の十文字

十四 青色に白の十文字

十五 紫色に白の十文字

十六 黄色に白の十文字

委員、検査委員並びに投票委員及びその馬主に通知しなければならぬ。

第二十四條 發走委員が發走合圖をしたときは、前方にいる助手は、これに應じて白旗を下げなければならぬ。

2 發走委員は、真正な發走合圖でないことを表示しようとするときは、赤旗を左右に振り、助手は、これに應じて白旗を左右に振り、赤旗を下げなければならぬ。

第二十五條 發走委員は、左の各號の一に該當する騎手があると認めるときは、その氏名及び事項を委員長に報告するも、審判委員に通知しなければならない。

一 發走合圖前に突進、回轉、横向その他の行為によつて、發走に利益を得ようとし又は發走を遅延させた者

二 發走合圖があつた後發走しない者又は緩慢に發走した者

（検査委員）

第二十六條 検査委員は、負擔重量の検査に關する事務をつかさどる。

2 負擔重量は、騎手、くら（その附屬品を含む。）あんじょ及び「セツケン」の重量を總計したものとす。

第二十七條 検査委員は、検査した重量、馬の番號及び騎手の氏名を、前検査にあつては、馬場管理委員に、後検査にあつては審判委員に、直ちに、通知しなければならない。

（番組編成委員）

第二十八條 番組編成委員は、出走投票の管理、出走すべき馬の編成、出走馬の發表、馬の番號、馬の負擔重量又は加増距離の決定及び競走經過の記録に關する事務をつかさどる。

第二十九條 前條の馬の番號は、各競走ごとに、番組編成委員が、抽せんによりこれを決定する。

2 前項の規定により決定した馬の番號は、これをその馬のわく順とする。

3 馬のわく順は、馬場の内側から、これを定める。

（馬場管理委員）

第三十條 馬場管理委員は、左の各號に掲げる事項に關する事務をつかさどる。

一 競走の際、他の馬又は騎手に對し、危険を及ぼす虞があるとき

二 罰教が充分でないとき、又は競走能力にしようがないとき

（出走投票）

第四十條 馬主は、馬を出走せよとするときは、競走番號、馬名、騎手の氏名、負擔重量及び加増距離を記載し、記名して、印を押し、番組編成委員が定める締切時間までに出走投票をしなければならない。

第四十一條 出走投票は、その投票締切前でない限り、これを取り消すことができない。但し、事故又は疾病に因り、その事由を證明する書類を番組編成委員に提出して、その許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項但書の場合において、出走投票取消の事由が馬の疾病であるときは、委員長の指定する獸醫師の診斷書を添えなければならない。

（出走すべき馬の確定）

第四十二條 出走すべき馬の番號、馬名、騎手の氏名及び負擔重量又は加増距離は、出走すべき馬の確定前に、一定の指示所に公表する。

2 出走すべき馬は、馬場管理委員が、これを確定する。馬場管理委員は、出走すべき馬を確定したときは、同時にその旨を公表する。

（出走の制限）

第四十三條 出走は、各馬につき、一日一競走に限る。

第四十四條 刺輪を特に銳利にし、又はこれを内側に向けたり、これを使用するときは、これを罰する。

第四十五條 鐵さし又は突縁その他他の馬に危険を及ぼす虞がある特殊の加工をしたものは、これを使用することができない。

第四十六條 馬の競走能力を一時的にたかめ、又は減ずるものを使用して馬を出走させることはできない。

第四十七條 競走に勝利を得る意欲がないのに馬を出走させてはならない。

3 事務をつかさどる。

一 出走すべき馬の確定及びその公表

二 出走申込をした馬の取締

三 馬主、騎手及び馬丁の取締

四 馬場、下見所、装束所及び出走すべき馬の揭示所その他競走を行うに必要の設備の管理

五 醫師並びに獸醫師の配備及び人馬の救護に必要な設備並びに管理

2 馬場管理委員は、出走すべき馬の確定をしたときは、速かに、その旨を委員長に報告するも、審判委員、發走委員及び投票委員に通知しなければならない。

（場内取締委員）

第三十一條 場内取締委員は、場内の取締に關する事務をつかさどる。

（投票委員）

第三十二條 投票委員は、勝馬投票券の發賣並びに拂戻金及び返還金の交付に關する事務をつかさどる。

（騎乗申込）

第三十三條 騎手は、市が行う競馬の競走に騎乗しようとするときは、縣の地方競馬騎手免許證を提示し、百圓の申込手数料を添えて、騎乗申込をしなければならない。

2 市は競走の公正を確保するため必要があると認めるときは、前項の騎乗申込を拒絶する。

（出走申込）

第三十四條 馬主は、馬を出走せよとするときは、左の各號に掲げる事項を記載して、印を押した申込書に、縣の馬主登録、證馬登録及び百圓の申込手数料を添え、競走番組で定める期日までに、これを提出しなければならない。

一 馬名

二 新馬又は古馬の別

三 出走を希望する競走の種類

四 馬主の住所氏名

2 市は、競走の公正を確保するため必要があると認めるときは、前項の出走申込を拒絶する。

3 第一項第二號の新馬とは、法、競馬法（大正十二年法）

（負擔重量及び加増距離）

第四十八條 馬の年齢により負擔すべき重量は、競走番組で定める場合を除き、左に掲げるものによる。但し、雌馬は各一キログラムを減じ、雄馬は各一キログラムを増すものとす。

きゆう歩競走 三歳 五十二キログラム

四歳 五十五

五歳 五十八

六歳以上 五十九

三歳 六十

四歳 六十五

五歳 六十八

六歳以上 七十

律第四十七條）又は地方競馬法（昭和二十一年法律第五十七號）による競馬の競走に出走したときのない馬をい

い、古馬とは競馬でない馬をいう。

4 第一項の出走申込をした者に對し、第一項各號に掲げる事項の外、必要な事項について、書類の提出を求めることができる。

5 馬名を變更したときは、變更の日から百八十日を経過した日までは、第一項第一號の馬名に、その前の馬名を附記しなければならない。

（厩舎の使用）

第三十四條の二 競馬場内にある厩舎を使用するものは、百圓の使用料を支拂わなければならない。

（競走番組）

第三十五條 競走番組は、競馬開催ごとに、これを編成する。

第三十六條 競走番組には、左の各號に掲げる事項を記載する。

一 市名

二 競馬場名

三 當該競馬開催の年及びその年における競馬開催の順位

四 各日の日時

五 出走申込の場所及び締切日時

六 馬検査の場所及び日時

七 各競走の日時、各日における番號、發走時刻、種類、名稱、距離、賞金額、賞品の種類及び條件

第三十七條 競走番組は、出走申込の締切日の二十日前までに、これを公表する。

（馬検査）

第三十八條 出走申込をした馬については、競走番組に定められた日時に、馬検査を行う。但し、特別の事由があるときは、第四十二條第一項の公表の時までに、これを行うことができる。

第三十九條 前條の検査の際、左の各號の一に該當する馬があるときは、委員長は、出走申込を取り消さなければならない。

重量若しくは第四十八條、第四十九條、第五十一條の規定による負擔重量をこえる重量を負擔せよとするときは、前條の検査の際に、騎手は、これを検査委員に申し出なければならない。

2 前項の重量は、三キログラムをこえる事ができない。

（裝束所及び下見所）

第五十四條 出走すべき馬は、當該競走の發走時刻の五分前までに、裝束所に集合しなければならない。

第五十五條 前條の集合時刻に遅れたときは、又は第四十四條から第四十六條までの規定に違反しているときは、馬場管理委員は、その馬の出走を停止しなければならない。

第五十六條 騎手は、當該競走の發走時刻の二十五分前までに、下見所に集合しなければならない。

第五十七條 下見所におけるひき馬及び騎乗は、馬の番號の順序による。

第五十八條 騎手は、下見所においては、馬場管理委員の命ずるところに従い、騎乗し、常歩で馬場に出なければならない。

（發走）

第五十九條 馬場に出た馬には、馬丁をつけることができる。但し、發走委員の許可を受けたときは、この限りでない。

第六十條 馬場に出た馬は、審判所の前を常歩で通過し、發走線に行かなければならない。

第六十一條 騎手は、馬場に出た後は、下馬することのできない。但し、發走委員の許可を受けたときは、この限りでない。

第六十二條 騎手は、わく順に従い、發走線に整列しなければならない。

第六十三條 發走合圖は、發馬機又は赤旗により、これを行ふ。

（競走）

第六十四條 騎手は、競走において、馬の全能力を發揮せなければならない。

第六十五條 先行する馬の騎手は、その馬のでん端から後續する馬の鼻端までの距離が二馬身以上なければ、後續する馬の進路に入つてはならない。  
 2 決勝線にいたる直線進路においては、一度定めた進路は、みだりに、これを變更してはならない。  
 3 騎手は、競走中押壓若しくは衝突その他不當の手段により他の馬を妨害してはならない。  
 第六十六條 騎手は、競走中みだりに、高聲を發し、又はむちを不當に用いてはならない。  
 第六十七條 競走中馬が當該競走の走路外に逸走した場合においては、競走を繼續するために、逸走し始めた地点に引き返さなければならぬ。  
 第六十八條 落馬した場合において、競走を繼續するためには、落馬した地点に引き返した上他人の助をかりないで騎乗するか、又は他人の助をかりないで騎乗した上落馬した地点に引き返さなければならぬ。  
 第六十九條 騎手は、競走中馬の競走能力に著しい變化があつたと認めるときは、競走後直ちに、その旨を、審判委員に報告しなければならぬ。  
 2 前項の場合において、審判委員は、その報告を記録した上、これに騎手の署名をさせなければならぬ。  
 第七十條 速歩競走は、正しい斜對の速歩をもつて、これをなすべし。  
 第七十一條 馬が競走中に正しい斜對の速歩以外の歩法をしたときは、騎手は、直ちにこれを控制して、正しい斜對の速歩を行わなければならない。  
 (後檢査)  
 第七十二條 決勝線に到達した順位が第一位から第五位までの騎手及び特に審判委員が指定した騎手は、檢査所構内に騎乗したまゝで行き、檢査委員の指圖に従い、下馬し、檢査を受けなければならない。但し、騎手は、馬の疾病その他やむを得ない事故のため騎乗したまゝで行くことができないときは、騎手は、檢査委員の許可を受けて、下馬して檢査所に行くことができる。  
 2 審判委員は、前項但書の事由に因り、前項の規定によ

る檢査を受けることができなからざる場合は、檢査を省略することができる。  
 第七十三條 前條の規定により檢査を受ける騎手は、檢査委員の指圖があるまでは、その馬を檢査所の構内に置かなければならない。  
 (失格)  
 第七十四條 左の各號の一に該當する場合においては、その馬は、失格とする。  
 一 第四十六條の規定に違反して馬を出走させた場合  
 二 第六十五條第一項、第三項、第六十七條又は第六十八條の規定に違反した場合  
 三 速歩競走の場合において、正しい斜對の速歩以外の歩法により速度に利益を得た場合、しほり、正しい斜對の速歩の外歩法をした場合、又は正しい斜對の外歩法のよき決勝線に到達した場合  
 四 後檢査(第七十二條第二項の場合を除く。)を受けなかつた場合  
 五 審判委員が認めたる降雨その他特別の事由がある場合を除き、前檢査後檢査との差が一キログラムをこえた場合  
 六 馬の負擔重量について不正があつた場合  
 七 不正の目的をもつて馬の全能力を發揮せなかつた場合  
 八 競走に關し、不正な協定の實行に供せられた場合  
 第七十五條 失格は、當該競走の着順が確定するまでに、審判委員が、これを宣告しなければならぬ。  
 第七十六條 着順は、到達順位により、これを確定する。  
 2 決勝線に到達した馬のうち、失格を宣告せられた馬があるときは、その馬は、着順に、これを算入しない。  
 第七十七條 着順が確定した後、第七十四條第一號及び第六號から第八號までの一に該當したことが判明した馬については、當該競走で取得した賞状、賞品及び賞金は、これを返還させる。  
 2 前項の馬については、前項の競走からその判明した日までの競走についてもまた當該馬主に對し前項と同様

とする。  
 第七十八條 前條の馬は、その判明した日から、當該競馬の競走出走させることができなからぬ。  
 (異議及び裁定)  
 第七十九條 異議は、當該競走に馬を出走させた馬主又は騎乗した騎手に限り、これを申し立てることができる。  
 2 異議は、代理人をもつては、これを申し立てることができない。  
 第八十條 異議は、その競走における着順が確定するまでに、手数料百圓を添え、審判委員に對し書面を提出して、これを申し立てなければならない。  
 第八十一條 異議は、審判委員がこれを裁定する。  
 2 審判委員が裁定したときをもつて、書面でその異議の申立を認めるか否かを異議の申立をした者に對し、通知する。  
 第八十二條 異議は、左の各號の一に該當する認められる場合に限り、これを申し立てることができる。  
 一 第四十六條の規定に違反して馬を出走させた場合  
 二 第六十五條第一項又は第三項の規定に違反した場合  
 三 不正な目的をもつて馬の全能力を發揮せなかつた場合  
 四 競走に關し、馬が不正な協定の實行に供せられた場合  
 (制 裁)  
 第八十三條 委員長は、左の各號の一に該當する馬主、騎手又は馬丁に對し、戒告し、又は當該競馬の最後の日までの期間、馬の出走を停止し若しくは騎乗を停止することが出来る。  
 一 第十一條の規定による取調に應じなかつた者又は措置に従わなかつた者  
 二 第二十五條第一號又は第二號に規定する者  
 三 第四十七條、第五十二條第一項、第五十三條、第五十四條、第五十六條、第六十一條及び第六十四條から第七十三條まで(第六十九條第二項を除く。)の規定に違反

した者  
 四 前各號に掲げる外、競走の公正を害し、又は競走に支障を生じさせた者  
 第八十四條 競馬場内の秩序を維持し、又は競走の公正を確保するため必要な制裁に關する事項をつかさどらせるため制裁審議會を置く。但し、前條に規定する制裁については、この限りでない。  
 第八十五條 制裁審議會は、開催執務委員全員をもつて、これを組織する。  
 2 審議會に會長を置き、委員長をもつて、これに充てる。  
 3 審議會の議事規則は、別に、これを定める。  
 第八十六條 制裁審議會は、第八十三條各號の一(第四十七條及び第五十四條に違反した者を除く。)に該當する騎手に對し、市が競馬の競走における一年以下の騎乗の停止を命ずることができる。  
 第八十七條 制裁審議會は、左の各號の一に該當する者に對し、市が行う競馬に關與することを禁止し、停止し、市が競馬を行う競馬場への入場を拒否し又は退場を命ずることができる。  
 一 第四十六條の規定に違反した者  
 二 不正な目的をもつて、出走させることができない馬の出走を申し込み、又は出走させた者  
 三 不正な目的をもつて、馬の全能力を發揮せなかつた者  
 四 競馬に關し、不正な協定の申込をし、又はその協定を實行した者  
 五 競馬に關し、不正な目的をもつて、馬主、騎手又は馬丁に對し、暴行し、若しくは脅迫し、又は財物その他の利益を與え、若しくは與えることを約束した者、又は受けることを約束した馬主、騎手又は馬丁  
 六 前號の場合において、財物その他の利益を受け、又は受けることを約束した馬主、騎手又は馬丁  
 七 競馬に關し、不正な目的をもつて、出走しようとする又は出走した馬に對し、危害を加え、加えようとする、不法の處置をし、又はしようとした者  
 八 競馬の開催又は開催執務委員の職務執行を妨害した

者  
 第三節 競馬場内の取締  
 (入場者、入場料及び事務従事者)  
 第八十八條 入場料は、一人につき二十圓(税込)とする。  
 2 入場者に對しては入場券を交付する。  
 第八十九條 競馬の開催に關係がある左の各號の一に掲げる者が、競馬を開催している日に當該競馬場内においてその事務に従事しようとするときは、第一號に掲げる者に對しては、印章を、第二號から第五號に掲げる者に對しては通行章を交付する。  
 一 法第二十九條第二號、第四號及び第五號に掲げる者  
 二 馬 主  
 三 警察官及び警察吏員  
 四 報道に従事する者  
 五 前各號に掲げる者以外の者であつて競馬の開催に必要なもの  
 2 前項第四號及び第五號に該當する者の範圍は、市長が、これを定める。  
 第九十條 入場者に對しては入場券の改札を、前條の規定により、印章又は通行章を交付した者に對しては、印章又は通行章の検査を行う。  
 2 競馬場内にいる者に對しては、入場券の檢札及び、印章又は通行章の検査をする。  
 第九十一條 入場者は、出入を許可せられた以外の場所に入ることをできない。  
 第九十二條 場内取締委員は、左の各號の一に該當する者に對し、入場を拒否し又は退場を命ずることができる。  
 一 入場券、通行章又は印章を所持しない者  
 二 不依服を着用し、裸になり、酔ひ、若しくはみだりに高聲を發する等品位をみだし、又は他人の迷惑となるような言行があつた者  
 三 場内取締委員の承認を受けずして、勝手に馬場の予想をし、若しくは物品の販賣又は頒布した者  
 第四章 馬投票  
 (馬投票法の種類)

第九十三條 馬投票法は、單勝式馬投票法、複勝式馬投票法、連勝式馬投票法を併せ用いる。  
 2 單勝式、複勝式及び連勝式馬投票法において、馬投票券發賣開始の時に、出走すべき馬が一頭であるときはすべての馬投票法、二頭であるときは複勝式馬投票法及び連勝式馬投票法、三頭又は四頭であるときは複勝式馬投票法は、これを用いない。  
 (勝馬投票券)  
 第九十四條 勝馬投票券の發賣は一枚券、十枚券及び百枚券の三種類をもつて、これを行う。  
 (勝馬投票券の種類)  
 第九十五條 單勝式馬投票法に用いる勝馬投票券は單勝式馬投票券、複勝式馬投票法に用いる勝馬投票券は複勝式馬投票券、連勝式馬投票法に用いる勝馬投票券は連勝式馬投票券をいふ。  
 (勝馬投票券の様式)  
 第九十六條 勝馬投票券には、控券をつけるものとし、勝馬投票券を發賣したときは、その控券は一年以上、これを市が保管する。  
 2 勝馬投票券及び控券には、市名、種類、當該競馬場名、當該競馬開催の年並びにその年における當該競馬開催の順位を示す文字、當該競走が當該競馬の何日目であることを示す文字、當該競走のその日における番號、馬の番號、券面金額(法第五條第二項の規定による勝馬投票券にあつてはその種類及びその總券面金額)及び通番號を記載する。  
 (勝馬投票券發賣所及び拂戻金交付所)  
 第九十七條 勝馬投票券は、勝馬投票所においてこれを發賣する。  
 第九十八條 勝馬投票券發賣所及び拂戻金交付所は、競馬場内にこれを設ける。  
 (勝馬投票券の發賣方法)  
 第九十九條 勝馬投票券發賣所は、各勝馬投票法に、これを區分する。  
 2 勝馬投票券發賣所には、當該競走を行う月日及び當該競走のその日における番號を掲げる。

廣島市報 復活第五十二號

3 勝馬投票券發賣所の窓口には、當該競走における馬の番號(連勝式勝馬投票券にあつては馬の番號を組み合わせたもの)を掲示する。

4 二競走以上の勝馬投票券を、同時に、發賣するときは、勝馬投票券發賣所は、各競走に區分しその區分したものを更に各勝馬投票券法に區分する。

5 前項の規定により、勝馬投票券發賣所を各競走に區分したときは、第二項の規定は、その區分したものに對して、これを準用する。

第百條 連勝式勝馬投票券法において、出走すべき馬が七頭以上あるときは、法附錄第一に定める連勝式番號を用いる。

(發資金額の揭示)

第百一條 令第十六條第三項の規定による發賣枚數の揭示は、競馬場内に設ける揭示所において、これを行ふ。

第百二條 拂戻金交付所は、各競馬投票法の種類に、これを區分する。

2 拂戻金交付所には、當該競馬を行う月日及び當該競走の日における番號を掲示する。

3 拂戻金交付窓口には勝馬の番號を掲示する。同着馬があつた場合においては、その馬の番號を併せて掲示する。

4 當該競走以外の競走に對する拂戻金は、その競走が行われた日、その競走の日における番號を掲示した拂戻金交付所において、これを交付する。

5 返還金は、その旨を掲示した返還金交付窓口において、これを交付する。

第百三條 法第八條及び法第九條の規定による拂戻金及び法第十二條の規定による返還金は、當該勝馬投票券と引換に、これを交付する。

第百四條 拂戻金又は返還金は、當該競馬を開催しているときは、その勝馬投票券を發賣したところにある拂戻金交付所において、これを交付する。

2 當該競馬以外の勝馬及び返還金は、競馬を開催しているときは、當該競馬場内の拂戻金交付所で、これを交付する。

付する。

(拂戻金額の揭示)

第百五條 各勝馬投票券に對し、交付する拂戻金の額は、當該競走終了後速やかに、第百一條に規定する揭示所において、これを公示する。

(勝馬投票券の無効)

第百六條 第九十六條第二項の規定により記載せられた文字が不明である勝馬投票券又は破損した勝馬投票券に對しては、拂戻金又は返還金は、これを交付しない。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十五年八月十六日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市規則第四十號

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則(昭和二十一年十二月二十六日告示第百三十五號)の一部を次のように改める。

第一條 使用料の額を次のように改める。

一、使用料の額

本所の使用料は昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」の規定する金額の七割を徴収する。但し、診療料、内服薬、頓服薬及び注射料(注射薬を除く)は次の通りとする。

診療料 一ヶ月 二十圓

内服薬 一日分 十五圓

頓服薬 一回分 十五圓

注射料 一回につき皮下注射 二十圓

使用する内服薬及び頓服薬の價格が十五圓を超える場合に改める。

の療養は健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法により算出した價格の七割を徴収する。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

◎ 告 示

廣島市告示甲第四十三號

昭和二十五年七月二十七日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十三號

七月三十一日召集の臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り

一、昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加

一、昭和二十五年廣島市特別會計競馬事業費歳入出豫算

一、廣島市營競馬條例の一部を改正する條例制定について

一、特別會計設置について

一、契約締結の承認について

一、契約締結の承認について

一、年度内一時借入金の変更について

廣島市告示甲第四十四號

七月三十一日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年七月三十一日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十四號

七月三十一日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年七月三十一日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十四號

七月三十一日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年七月三十一日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

◎ 告 示

廣島市告示甲第三十二號

廣島市選舉管理委員會を左記により開催する。

昭和二十五年七月二十六日

廣島市選舉管理委員會 委員長 平 井 憲 太郎

一、日時 昭和二十五年七月二十九日午前十時

一、場所 廣島市役所

一、議題 一、安藝海區漁業調整委員會委員選舉人名簿修正申立決定について

廣島市告示甲第四十五號

七月三十一日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市特別會計競馬事業費歳入出豫算の要領は次の通りである。

昭和二十五年七月三十一日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十五號

七月三十一日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市特別會計競馬事業費歳入出豫算の要領は次の通りである。

昭和二十五年七月三十一日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十六號

八月三日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年八月三日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十六號

八月三日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年八月三日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十七號

昭和二十五年八月十八日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第四十七號

昭和二十五年八月十八日

廣島市長代理 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第三十五號

昭和二十五年七月十日附縣選第七〇六號による廣島縣選舉管理委員會の通牒に基き八月十五日執行の安藝海區漁業調整委員會委員選舉における委員候補者の氏名及び黨派別の揭示順位を定めること左記日時、場所において行う。

昭和二十五年八月四日

廣島市選舉管理委員會 委員長 平 井 憲 太郎

一、日時 昭和二十五年八月七日午前十時

一、場所 廣島市選舉管理委員會

◎ 告 示

廣島市告示第三號

實業法第七條の規定により質物保管設備基準を次の通り定める。

廣島市報 復活第五十二號

昭和二十五年六月三十日

廣島市公安委員會

第一目的
この基準は貨物を保管する場合に、火災、盗難等の被害を豫防するため、保管設備の構造、その他を定めたものである。

第二規模

保管設備の大きさは概ね、床面積を四平方メートル以上、その容積を十立方メートル以上とする。

第三構造

1 外壁は建築基準法に定める耐火構造によることを原則とするが、家屋の都合により土壁又は金属製板をもつて圍うも差し支えない。

第四開口部の防火戸

出入口、窓、換気口は第三の1に準ずる防火戸を設けること。

第五盗難予防の設備

1 出入口の防火戸には堅牢な施錠を設けること。
2 出入口を除く外壁の開口部には鐵格子又は木製にして堅牢な格子を設けること。

命令

事務吏員

民生局社會課勤務を命ずる
大 王 茂
祝 満 二

宇品出張所事務主任を命ずる

雑報

七月の臨時市議會に於て左記の通り議決された。(七月三十一日)

一、第七十號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加

一、第七十一號議案 昭和二十五年廣島市特別會計競馬

一、第七十二號議案 廣島市警備隊條例の一部を改正する

一、第七十三號議案 特別會計設置について

一、第七十四號議案 契約締結の承認について

一、第七十五號議案 契約締結の承認について

一、第七十六號議案 年度内一時借入金金の變更について

一、第七十七號議案 廣島市警備隊條例の一部を改正する

一、第七十八號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正する

一、第七十九號議案 廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する

一、第八十號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十一號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十二號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十三號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十四號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十五號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十六號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十七號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十八號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第八十九號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第九十號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

一、第九十一號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

總務局戶籍課勤務を命ずる
民生局社會課勤務を命ずる
民生局農水産課勤務を命ずる
會計課勤務を命ずる
總務局稅務課勤務を命ずる
建設局東部復興事務所庶務課勤務を命ずる
廣島市環境衛生監視員を命ずる
水道局施設課計畫係長を命ずる
技術吏員
昭和三十二年七月三十一日
昭和三十二年七月二十七日各通
昭和三十二年七月三十一日
昭和三十二年七月二十七日各通
昭和三十二年七月三十一日
昭和三十二年七月二十七日各通

一、第七十二號議案 廣島市警備隊條例の一部を改正する
一、第七十三號議案 特別會計設置について
一、第七十四號議案 契約締結の承認について
一、第七十五號議案 契約締結の承認について
一、第七十六號議案 年度内一時借入金金の變更について
一、第七十七號議案 廣島市警備隊條例の一部を改正する
一、第七十八號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正する
一、第七十九號議案 廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する
一、第八十號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十一號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十二號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十三號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十四號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十五號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十六號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十七號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十八號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第八十九號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する
一、第九十號議案 廣島市議會委員會條例の一部を改正する

Table with columns for committee members (委員, 副委員長) and names (佐々木, 寺田, 河野, etc.)

Table with columns for committee members (委員, 副委員長) and names (宮本, 吉本, 川本, etc.)

Table with columns for population statistics (出張所別人口, 全上前月分, 世帯, etc.)

廣島市報 復活第五十二號

# 廣 島 市 報

外 號

昭和二十五年  
九月一日 發行  
(金曜日)

發行所 廣 島 市 役 所

電話  
廣島市國泰寺町三九番  
中二六〇六番  
中三〇九四番  
中三七〇五番  
中三七一五番  
中一六五八番  
中一六五七番  
中一六五九番  
中一六五八番  
(市會事務局)  
(秘書課)  
(會計課)

## 監査報告第一五號

地方自治法第九十九條による監査の結果公表  
四月十日より執行した復興局、総務局、民生局及び市長室、會計課、秘書課、監査の結果を次の通り公表する。  
昭和二十五年八月十一日

廣島市監査委員 鈴木 貢  
前 木 理 一  
同 鈴木 惣三郎  
同 清水 虎男

## 昭和二十四年度 定期監査結果公表

昭和二十五年四月十日より七月十五日までの間において三局一室、二課の所管に關する事業の管理及び出納其の他、事務執行上の適否を明らかにする方針のもとに、監査を實施したが、その結果は極めて困難なる經濟狀勢下にもかゝり、概ね既定の方針に基いて運営せられ効果を得たるものと認められるが、左記事項については各課共通的に研究改善の方途を講じ市政の健全合理化に資するよう要する。

一、職員の仕事について  
1 各所管担当者の仕事態度には戦時中の事務簡素化の旨を固執し、執務上各目的の主観によつて獨断的安易な處理に走る傾向があり、漫然習慣を遺つて處理の正常化はもとより積極的努力が注がれていない傾向が見受けられる、更に各担当者職務に對する研究及び

實行上の熱意は甚だ低調であつて、なかには、その必要についての意識すら感じていないもの、妙くないことは遺憾である。

2 市内、市外を通じ、出張命令簿の記載が正確性を欠ぐものがあるから、事前事後處理について公正保持に努力すべきである。

3 超過勤務の取扱を眞面目に考へて取扱つていない課と、比較的ペースを意図する課とがあり、又超過勤務の多きに對して遅参、早退、缺勤等も相當数を占めてゐる實状であるから、超過勤務命令においては職員課の指導性を確立すると共に、缺勤、遅参、早退の關係には取扱上特に注意を促すこと、ともに充分検討の要がある。

### 二、事務の處理について

1 處務規程によつて分掌せられた事務に對する認識と、これが處理執行についての計畫性と統一性が失われてゐることも慎重にも検出されてゐるものがある、特に執行後における整理事務については停滞はもとより全然等閑に附されてゐる感がある。

2 豫算管理執行上に関し當然事業の經營上收支の均衡さというものは充分留意されるべきであつて、これらは豫算編成上における計費内容及び財源の検討並びに歳入豫算の收納成績向上と、その合理的増徴確保を圖り以つて豫算管理の健全化に一段の考慮を拂うべき要がある。

3 歳入豫算に關する收納事務においてもこれが総合的に處理されていなければならないものであるが、從來各課にて個々に行われていて、その處理状況には遺憾

の点が多い、即ち收納額決定の基本となる台帳及び證書類の整理が、充分でなく、收納事務の事前手續に適正を欠き未納整理が、計画的に執行されていない等、又各々の数字が正確につかまれていない實状であつて特に各種使用料の滞納に對する督促手数が全然微收なされてゐない等、これが運営に當つては、充分周到なる注意と綿密なる考慮を拂い事務の合理性を確立するよう格段の配慮を盡されたい。

4 事業豫算の歳出については市の處務規程の上では支出命令は各課に分掌されてゐないのであるが、所謂準備事務として豫算差引が行われてゐるのであるが、現在のように財政が逼迫の際には豫算財源の確保を俟つて事務を執行することは多大の問題を伴うものであるが、この豫算管理上原則的觀念が正しく認識されてゐない、傾向があるのは遺憾であるから充分なる考慮を拂いその効果ある執行が望ましい。

三、工用材料の出納について  
所管事業用工事材料の取扱は各課區々の取扱いで統一性が無くその上材料受拂簿の整理が不完全であるため處理上責任の所在が明確にされてゐないから統一した手續と責任ある體裁によつて處理すること共に、拂出材料の使途についても公正を期するための考慮が望ましい。

四、物品の取扱について  
所管物品の取扱については物品會計規程に基く事務處理が確立されていない。これは各課に物品の取扱主任の制度がありながら一般に担当者事務處理上の認識が極めて低く現存物品整理は充分とは言えない、これ

廣島市報外

は、専用、共用の區別個人貸與における保管關係の整理はより慎重完全にならねばならない。...

五、市有財産の管理について
所管に属する市有財産の管理については現在市の機構上における管理体制が収益を揚げる土地、建物について...

復興局庶務課監査の結果

四月十二日

一、職員の状態
職員は現在吏員十一名、雇員八名、計十九名で外に臨時事務員十九名を配置し、事務に従事しているが...

三、市有財産の管理状況
常課主管に係る市有土地の契約による貸付坪数は、八千九百拾四坪餘りであつて、その一年間の貸付料は、...

一、職員の服務状況
職員は現在吏員二十一名、雇員十三名(臨時事務員二名を含む)現員員十四名計四十八名配置し事務に従事しているが、...

れており且つ、又傳票の取扱、整理状況等も極めて亂雑で材料品受拂簿の數量と符合せざるものがあり不明確な点があるから將來これを取扱については傳票を整備活用して材料品受拂の明確を期する必要がある。

が關係上資金の支拂に當り同一印鑑を徴したものが多々あり、又現業員中に常課職員の氏名を記載したものが二、三あつて實際に雇傭使役した現業員であるか否か事實不信を抱くものがあるからこれ等については慎重を期し公正なる取扱をなし、將來過誤なきよう特に留意せられたい。

三、工事の執行状況
二十四年度における工事の實施状況は左表の通りである。

Table with columns: 工事項目, 預算額, 直管工事, 請負工事, 繰越額, 不用額, 摘要. Rows include various public works like road maintenance, bridge repair, and land reclamation.

廣島市報外

道路修繕工事實施中急を要するとして市費を以て國及び縣道の修繕をしたるものがある、個々の事項には一應うなづけるものがあるがこれが負擔金の豫算措置を講じたる上執行すべきであるを認める。

### 住宅課監査の結果 四月十九日

一、職員の仕事状況  
職員は課長外吏員六名其の他の職員十一名計十八名で外に臨時職員十五名を配置し事務に従事している。職員が二十四年度中に於て實施した休暇は、延九十四日であるが一面に於て延二百七十八日の超過勤務を行つており勤務成績は概ね良好であるが、缺勤中五回の無届があるのは遺憾であるから規定に従い届出をなすべきである。

二、事務の処理状況  
事務の取扱については毎回の監査によつて注意改善を促して来たが、之れが處理状況は、未だ充分でなく特に左に記述せるものに留意せられたい。

1 給料及び諸手当の仕譯書兼領收書に、受領印の徴してないものがあるから注意を要する。  
2 工事關係の事務決裁については、市長決裁又は、第三助役及び課長の代決事項が各々金額により明確に區分せられておらず、之れを他の助役の代決によつて處理したものが、又甲決を乙決に、或は乙決を丙決に處理したもの等、決裁區分を誤つて取扱をなしたるものが多數あるから取扱いに万全を期する要がある。

3 文書の取扱についても市長名を以て發送するものは、甲第何號とし、又課長名とするものは、丙第何號とするのが適當であるが之を誤用して取扱つたものが多數ある、發送文書は總て市長の代辦であり、特に對外的文書の取扱については細心の注意を拂うべきである。  
4 編纂簿籍においても様式が規定と相違するものがあり又年度區分、關係者の捺印、必要事項の記入等各々池れたものが多く、或は重要書類を認められるものがある。

であるにも拘らず昨年四月より、本年二月までの間全く手續を怠つておるからこれら手續を了すべきである。  
尙前記事務者に對し乗車券を交付したものが、之は是正すべきである。

2 工事に關しては一廉五十万円以上は市長の決裁五万円以上は第三助役の代決によつて施行すべきが至當であるが市長並に第三助役の不在を理由に殆んど他の助役に代決を求めて處理しているが工事に關する限りの助役における代決は認められないのであるから、斯る場合は、關係上司の歸職を待つか或は課長の責任に於て處理し然る後、後援に附する等、適正な取扱いが望ましい。

尙契約書中必要事項の記載洩れがあるから具備すること共により工事出来高證明に對しても手数料の徴收洩れがあるから取扱いに遺憾なきを期すべきである。  
3 書類中控書に市長公印を押捺したものがあるが公印の取扱いは最も慎重を要すること共に其の他文書においても決裁區分の相違、關係者の捺印洩れ、或は必要事項の記入洩れ等不備欠陥の認められるものが多數あるから將來これら事務處理に遺憾なきを期せられたい。

三、工事の執行状況  
昭和二十四年度における建築工事の實施状況は左表の通りで之が進捗率は一般會計で七四%特別會計で八五%である、之は主管課における豫算措置其の他の關係上止むなく翌年度繰越したものと或は工事中止をなしたる結果であつて當課における施工状況は概ね良好である。

雑費帳中に多數あるから充分留意して遺憾なきを期せられたい。  
5 工事出来高其の他證明書を發行して手数料を徴收していないものが多數あるが營業又は業務に關する限り之を徴收すべきである。

6 昭和二十四年度における市管住宅の使用料及び住宅分讓賦金の徴收状況は、左表の通りであり、成績は、良好と言へないから之が滞納整理に一段の努力が望ま

### 市管住宅使用料及び住宅分讓賦金徴收状況

區分	調定額	収入額	滞納額	徴收率	摘要
住宅使用料	七九六、三七〇	七、九六、七〇〇	八、九六、六〇〇	八九三%	
住宅分讓賦金	三三三、八四七	三、九八、八〇〇	五、四〇、三七〇	八四七%	
計	一一三〇、二一七	一一、九五六、五〇〇	一、四三七、三七〇		

三月三十一日現在

### 三、工事の執行状況

昭和二十四年度における市管住宅の建設は、豫算六千三百六十三萬圓を以て木造二百二十戸、鐵筋コンクリート建アパート二棟(五十二室)二室は前年度繰越分)及び驟前災害による應急住宅八十戸(内五戸焼失)であつて建設状況は、百%を示しており、成績は良好であるが將來之が管理に万全を期する要がある。

四、その他  
財産台帳を備付けていないが、早急に整備し市有財産の把握管理に万全を期すべきである。  
なお住宅營團より引續きたる住宅は特に、その詳細を明確に記載して置く要がある。

### 營繕課監査の結果 四月二十二日

一、職員の仕事状況  
職員は現在吏員九名雇員十七名計二十六名に外に臨時職員十二名を配置して事務に従事している、庶務係は、係長を除く外事務吏員の配置がなく雇員のみによ

### 二、事務の處理状況

簿籍の整備、書類の編纂等は構て良好であるが内容に、おいては未だ不備欠陥の点が多く、特に注意改善を要するを認める事項を左に記述する。  
1 職員が毎月十五日以上外勤を常務とする者に對しては月額五百圓の手當を支給することとなつており従つて之が該當者は、認定申請書を、職員課に提出すべき

### 一、一般會計

費目	豫算額	實施額	翌年度繰越額	不用額	工事實施内容
役所費	三、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	出張所補修工事
警務警防費	二、〇〇〇、〇〇〇	五、七七八、七五〇	六、二二七、〇〇〇	六、二二七、〇〇〇	東警察署新築工事其他、三、四〇〇、〇〇〇 西警察署修繕工事其他、二、八〇〇、〇〇〇 警察局車庫其他工事、一、〇二七、七五〇
教育費	五、八七一、二〇〇	五、三三三、八八〇	一、四三七、三二〇	二、四三三、八八〇	小學校補修工事其他、一、七〇七、〇〇〇 中學校補修工事其他、二、七二六、八八〇 高等校補修工事其他、一、〇〇〇、〇〇〇
社會労働施設費	三、六六六、三〇〇	一、五九七、四〇〇	一、五九七、四〇〇	一、五九七、四〇〇	保育園新築其他、一、一〇〇、〇〇〇 東西隣保館修繕其他、一、〇〇〇、〇〇〇 中央公民館新築其他、一、〇〇〇、〇〇〇 市民運動場修繕新築其他、一、〇〇〇、〇〇〇
保健衛生費	九、八三三、五〇〇	九、八三三、五〇〇	一〇、一三三、〇〇〇	一〇、一三三、〇〇〇	火葬場並に西館補修工事其他、二、六六、一〇〇 東西隣保館修繕工事其他、二、六六、一〇〇 保健所第二期新築工事其他、九、八三三、五〇〇 中央御市場第三期工事其他、一、七〇七、四〇〇 橋樑事務所補修工事、二、〇〇〇、〇〇〇
産業經濟費	一、七〇七、三〇〇	一、七〇七、三〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	公舎補修工事
財産費	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	納骨堂建設工事、三、五〇〇、〇〇〇 平和記念都市廣告塔工事、一、〇〇〇、〇〇〇
諸支出金	五、六〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	
計	七二、一五六、四七〇	七二、一五六、四七〇	七二、一五六、四七〇	七二、一五六、四七〇	

### 特別會計

一、警察警防費中の繰越額は東警察署新築及電話移轉工事消防局の改築工事費である。  
二、社會労働施設費中の繰越額は母子寮及び養老院の新築工事と養老院の修繕工事費である。

費目	豫算額	實施額	翌年度繰越額	不用額	工事實施内容
飛災復興費	三、五八七、八八〇	三、五八七、八八〇	三、五八七、八八〇	三、五八七、八八〇	小學校新築工事其他、三、〇〇〇、〇〇〇 中學校補修工事、一、〇〇〇、〇〇〇 高等學校修繕工事、四八七、八八〇
建築費	八、三三三、三三〇	七、一三三、三三〇	三、一三三、三三〇	三、一三三、三三〇	家畜市場補修工事其他、一、〇〇〇、〇〇〇 市總全復修其他、一、〇〇〇、〇〇〇 出入病院改築其他、一、〇〇〇、〇〇〇 市場修築其他、一、一三三、三三〇
計	一、一九一、二一〇	一、一三三、三三〇	一、一三三、三三〇	一、一三三、三三〇	
水道費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	給水材料介庫増築其他
給水修繕費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
計	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	



時間(勤務日数換算千四百十五日)で相当努力の跡が認められるが、超過勤務は緊急止むを得ない事由又は所屬長の命によつて本務に従事することは規定の示す通りである、従つて職員は日常勤務を滞りなく処理し成るべく本務に従事せざるよう心掛けること共所屬長在職の場合には必ずこれが決裁を経て、本務に服すべきである、尙二十四年度中職員が實施した休暇は三百五日で超過は僅か四日で職員の勤務状況は概ね良好と認められた。

二、事務の處理状況

事務の處理状況は概ね良好であるが、左記の事項については將來特に注意せられたい。

- 1 平和都市法賛成投票事務に従事するため午前七時より午後七時まで、市内出張勤務に服した二名が、同日字品及び庚午排水所へ出張し、これに對して乗車券を交付しているが、當日字品及び庚午排水所への出張は事實不可能であり、従つてこれに對する乗車券に對し適正と認め難い、その他市内出張手當受給者に對し乗車券の重複支給又は出張の勤務時間が四時間未満のものに手當を支給し、且又實際の出張回数以上の手當を支給したものと等があり、これ等は何れも甚だしく妥當を缺くものと認められるから、將來以上の諸点については、特に留意し過誤なきを期する要がある。
- 2 簿書の年度区分及び決裁區分の相違又は決裁印洩れ、その他、收受文書の供覽未了等があり、不備の点に認められるから注意せられたい、又臨時現業員の出勤簿中、全く捺印されていないもの或は、出缺不明瞭なもの等があつて、これが取扱いは充分でない、臨時現業員の出勤簿は、賃金支拂の根據となる重要なものであるから、捺印を勵行せしめること共に、これが整理についても明確を期せられたい。
- 3 工事の着手届は三日前迄に提出すべきであるが、二日前の届を受領したものが多々ある、これは適正でないから規定に従ひ處理すべきである。

工 事 名 稱	豫 算 額	工 事 實 施 状 況	繰 越 額	不 用 額	摘 要
下水道事業	六三三,000	直營工事	六三三,000	〇	
樋門扉取替工事	一三,000	〇	〇	〇	
抽水所補修工事	一五,000	〇	〇	〇	
水路修繕工事	一三,000	〇	〇	〇	
開渠掩蓋復舊工事	一三,000	〇	〇	〇	
下水管布設工事	五八,000	〇	〇	〇	
人孔移設工事	五,000	〇	〇	〇	
農地災害復舊事業	四六,000	〇	〇	〇	
樋門復舊工事	二八,000	〇	〇	〇	
井堰復舊工事	八,000	〇	〇	〇	
送水路復舊工事	八,000	〇	〇	〇	
唧筒場補修工事	一四,000	〇	〇	〇	
失業應急事業	九八,000	〇	〇	〇	
開渠浚渫工事	三,四七五	〇	〇	〇	
水路浚渫工事	四,三〇七	〇	〇	〇	
水路整備工事	七五,八八五	〇	〇	〇	
開渠浚渫工事	三,七四〇	〇	〇	〇	
水路改修工事	三九,〇〇〇	〇	〇	〇	
特別會計					
下水道事業	三,〇〇〇	〇	〇	〇	
下水管布設工事	三,〇〇〇	〇	〇	〇	
配水管切替工事	九六,〇〇〇	〇	〇	〇	
人孔プロック製作工事	六八,〇〇〇	〇	〇	〇	
河川水路事業	一,五二五	〇	〇	〇	
水路新設工事	一,五二五	〇	〇	〇	
水路浚渫工事	一,〇〇〇	〇	〇	〇	
抽水所築造其他工事	二,六八八	〇	〇	〇	
繰越額					
不用額					
摘要					

特別會計

繰越額は材料費に  
不用額は材料費に  
繰越額は材料費に  
不用額は材料費に

り之等に對し盡く手當を支給しているが適正でない、又實際の出張回数以上の手當を支給したものがあり、甚だしく妥當を欠くものと認められる將來之が取扱を慎重にして過誤なきを期する要がある。

三、工事の執行状況

二十四年度中における工事の實施状況は左表の通りである。

工 事 名 稱	豫 算 額	工 事 實 施 状 況	繰 越 額	不 用 額	摘 要
都市水利施設整備事業	一,六七五,〇〇〇	〇	〇	〇	
都市災害復舊事業	七四〇,〇〇〇	〇	〇	〇	
下水道事業	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
下水管布設工事	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
材料置場倉庫	五〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇	
築造其他工事	六三九,〇〇〇	〇	〇	〇	
街路側溝築造工事	六三九,〇〇〇	〇	〇	〇	
雨水枘及び人孔プロック製作工事	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
路面復舊工事	六四〇,〇〇〇	〇	〇	〇	
重要幹線街路事業	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
管布設及附属設備工事	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
人孔プロック製作工事	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
排水管技術築造工事	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
水路整備及附属設備工事	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	
水路スクリン	一,一六四,〇〇〇	〇	〇	〇	

十二日)で努力の跡が認められるが、反面職員の實施した休暇は二百八十七日欠勤は三百三十八日で合計六百十六日である特に前記欠勤中雇員の欠勤が三百十三日でその大部分を占めている賃状であつて勤務状況は良好とは言えないから一層の精勵が望ましい。

二、事務の處理状況

事務の處理は概ね良好であるが、特に注意又は改善すべき事項は左の通りである。

1 條例、規則その他重要諸法規の制定改廢等は市長の決裁を要するが、助役の代決又は決裁未了のものが多い、ある市長不在の場合には、後援として事後必ず決裁を得べきである。

尙二十四年度中における條例、規則等の制定、改廢の取扱件数は左記の通りである。

條例制定 二十五件 改正三十九件  
規則制定 四十件 改正三十六件 廢止一件

2 市内出張手當は出張勤務時間が四時間以上の場合に限り支給されることとなつては、勤務時間が四時間未満のもの或は勤務時間の不明瞭なるものが多々あり

総務局總務課監査の結果

五月十日

職員は現在吏員十二名雇員二十名現業員十七名計四十九名で外に常設消防員三名が駐在し本市消防團に關する事務處理に當つては職員が二十四年度中に實施した超過勤務は七千六百八十時間(職務日数換算九百八

税務課監査の結果

五月十九日

職員は現在吏員六十七名雇員五十六名計百二十三名、外に臨時事務員五十二名であるが二十四年度中において右職員(臨時を除く)が實施した休暇欠勤の日数は二千四百四十八日であつて之を一ヶ月の出勤日数平均二十五日とすれば毎日約七人余が休暇又は欠勤をし

職員服務状況

職員は現在吏員十二名雇員二十名現業員十七名計四十九名で外に常設消防員三名が駐在し本市消防團に關する事務處理に當つては職員が二十四年度中に實施した超過勤務は七千六百八十時間(職務日数換算九百八

職員服務状況

職員は現在吏員六十七名雇員五十六名計百二十三名、外に臨時事務員五十二名であるが二十四年度中において右職員(臨時を除く)が實施した休暇欠勤の日数は二千四百四十八日であつて之を一ヶ月の出勤日数平均二十五日とすれば毎日約七人余が休暇又は欠勤をし

職員服務状況

職員は現在吏員六十七名雇員五十六名計百二十三名、外に臨時事務員五十二名であるが二十四年度中において右職員(臨時を除く)が實施した休暇欠勤の日数は二千四百四十八日であつて之を一ヶ月の出勤日数平均二十五日とすれば毎日約七人余が休暇又は欠勤をし

職員服務状況

職員は現在吏員六十七名雇員五十六名計百二十三名、外に臨時事務員五十二名であるが二十四年度中において右職員(臨時を除く)が實施した休暇欠勤の日数は二千四百四十八日であつて之を一ヶ月の出勤日数平均二十五日とすれば毎日約七人余が休暇又は欠勤をし

職員服務状況

職員は現在吏員六十七名雇員五十六名計百二十三名、外に臨時事務員五十二名であるが二十四年度中において右職員(臨時を除く)が實施した休暇欠勤の日数は二千四百四十八日であつて之を一ヶ月の出勤日数平均二十五日とすれば毎日約七人余が休暇又は欠勤をし



廣島市報外

### 調査課監査の結果

五月二十七日

一、職員の出張出張時間四時間以上のものに限り手當の支給を認められているのであるが四時間未満のものに手當を支給したものが一件あつた、これは適正でないから將來特に留意し過誤なきを期せられたい。

二、市内出張命令簿の行先地名、區別欄に記入を要する該當事項の記載漏れ又は不明瞭なるものがあるから明確に記載して出張手當の支給に遺漏なきよう心掛けられたい。

三、市長決裁を要する稟議書類を助役の代決によつて處理したものがある斯る要市長決裁書類は後閣として事後決裁を必ず経て置くべきである、尙其他決裁區分の記載漏れ或は收受文書で供覧未了のもの多数あるから關係者に對しては供覧を勵行して事件内容の周知徹底に努められたい。

四、外國人登録事務については法務廳に報告すべきものであり三月末日現在四、九八二名登録完了しているが之が未了のものにつき引續き登録事務を行つてゐる事務の重要性に鑑み早急且つ適確に處理されるよう要望する。

外國人登録者三月末日現在左の通りである。

國籍別	男	女	計
朝鮮	二、六六六	一、六六六	四、三三二
大韓民國	三、三三三	三、三三三	六、六六六
中 國	一、一	一、一	二、二
米 國	一、一	一、一	二、二
台 灣	一、一	一、一	二、二
カナダ	一、一	一、一	二、二
ベルギー	一、一	一、一	二、二
フランス	一、一	一、一	二、二
イタリヤ	一、一	一、一	二、二
ドイツ	一、一	一、一	二、二
無 國 籍	一、一	一、一	二、二
英 國	一、一	一、一	二、二
アフリカ	一、一	一、一	二、二
合 計	二、六六六	二、六六六	五、三三二

二月二十四日以降本人の希望によつてしたるものを日本人二世で米國籍を抛棄したるもの

一、職員の出張出張時間四時間以上のものに限り手當の支給を認められているのであるが四時間未満のものに手當を支給したものが一件あつた、これは適正でないから將來特に留意し過誤なきを期せられたい。

二、市内出張命令簿の行先地名、區別欄に記入を要する該當事項の記載漏れ又は不明瞭なるものがあるから明確に記載して出張手當の支給に遺漏なきよう心掛けられたい。

三、市長決裁を要する稟議書類を助役の代決によつて處理したものがある斯る要市長決裁書類は後閣として事後決裁を必ず経て置くべきである、尙其他決裁區分の記載漏れ或は收受文書で供覧未了のもの多数あるから關係者に對しては供覧を勵行して事件内容の周知徹底に努められたい。

四、外國人登録事務については法務廳に報告すべきものであり三月末日現在四、九八二名登録完了しているが之が未了のものにつき引續き登録事務を行つてゐる事務の重要性に鑑み早急且つ適確に處理されるよう要望する。

外國人登録者三月末日現在左の通りである。

### 職員課監査の結果

五月二十三日

一、職員の出張出張時間四時間以上のものに限り手當の支給を認められているのであるが四時間未満のものに手當を支給したものが一件あつた、これは適正でないから將來特に留意し過誤なきを期せられたい。

二、市内出張命令簿の行先地名、區別欄に記入を要する該當事項の記載漏れ又は不明瞭なるものがあるから明確に記載して出張手當の支給に遺漏なきよう心掛けられたい。

三、市長決裁を要する稟議書類を助役の代決によつて處理したものがある斯る要市長決裁書類は後閣として事後決裁を必ず経て置くべきである、尙其他決裁區分の記載漏れ或は收受文書で供覧未了のもの多数あるから關係者に對しては供覧を勵行して事件内容の周知徹底に努められたい。

四、外國人登録事務については法務廳に報告すべきものであり三月末日現在四、九八二名登録完了しているが之が未了のものにつき引續き登録事務を行つてゐる事務の重要性に鑑み早急且つ適確に處理されるよう要望する。

外國人登録者三月末日現在左の通りである。

一、職員の出張出張時間四時間以上のものに限り手當の支給を認められているのであるが四時間未満のものに手當を支給したものが一件あつた、これは適正でないから將來特に留意し過誤なきを期せられたい。

二、市内出張命令簿の行先地名、區別欄に記入を要する該當事項の記載漏れ又は不明瞭なるものがあるから明確に記載して出張手當の支給に遺漏なきよう心掛けられたい。

三、市長決裁を要する稟議書類を助役の代決によつて處理したものがある斯る要市長決裁書類は後閣として事後決裁を必ず経て置くべきである、尙其他決裁區分の記載漏れ或は收受文書で供覧未了のもの多数あるから關係者に對しては供覧を勵行して事件内容の周知徹底に努められたい。

四、外國人登録事務については法務廳に報告すべきものであり三月末日現在四、九八二名登録完了しているが之が未了のものにつき引續き登録事務を行つてゐる事務の重要性に鑑み早急且つ適確に處理されるよう要望する。

外國人登録者三月末日現在左の通りである。

### 財務課監査の結果

五月十七日

一、職員の出張出張時間四時間以上のものに限り手當の支給を認められているのであるが四時間未満のものに手當を支給したものが一件あつた、これは適正でないから將來特に留意し過誤なきを期せられたい。

二、市内出張命令簿の行先地名、區別欄に記入を要する該當事項の記載漏れ又は不明瞭なるものがあるから明確に記載して出張手當の支給に遺漏なきよう心掛けられたい。

三、市長決裁を要する稟議書類を助役の代決によつて處理したものがある斯る要市長決裁書類は後閣として事後決裁を必ず経て置くべきである、尙其他決裁區分の記載漏れ或は收受文書で供覧未了のもの多数あるから關係者に對しては供覧を勵行して事件内容の周知徹底に努められたい。

四、外國人登録事務については法務廳に報告すべきものであり三月末日現在四、九八二名登録完了しているが之が未了のものにつき引續き登録事務を行つてゐる事務の重要性に鑑み早急且つ適確に處理されるよう要望する。

外國人登録者三月末日現在左の通りである。

事業名	事業費	國庫補助金	一般歳入	市 債	承 認 許 可	借 入 額	未 借 入 額	借 入 先 別	預 金 部
區劃整理事業	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	大藏省	
街路事業	2,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	大藏省	
河川水防事業	3,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	大藏省	
都市水利施設事業	4,000,000	2,000,000	2,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	大藏省	
庶民住宅建設事業	5,000,000	2,500,000	2,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	大藏省	
小學校復舊事業	6,000,000	3,000,000	3,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	大藏省	
路面復舊事業	7,000,000	3,500,000	3,500,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	大藏省	
公共空地整備事業	8,000,000	4,000,000	4,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	0	大藏省	
職災死者改葬事業	9,000,000	4,500,000	4,500,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	大藏省	
下水道増設改良事業	10,000,000	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	大藏省	
生産都市再建整備事業	11,000,000	5,500,000	5,500,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	0	大藏省	
高等學校復舊事業	12,000,000	6,000,000	6,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	0	大藏省	
市廳舎其他復舊事業	13,000,000	6,500,000	6,500,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	0	大藏省	
重要幹線街路整備事業	14,000,000	7,000,000	7,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	0	大藏省	
引揚者住宅建設事業	15,000,000	7,500,000	7,500,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	大藏省	
災害復舊土木事業	16,000,000	8,000,000	8,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	0	大藏省	
災害復舊土木事業	17,000,000	8,500,000	8,500,000	17,000,000	17,000,000	17,000,000	0	大藏省	
保育所建設事業	18,000,000	9,000,000	9,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	0	大藏省	
助産院建設事業	19,000,000	9,500,000	9,500,000	19,000,000	19,000,000	19,000,000	0	大藏省	
養老院建設事業	20,000,000	10,000,000	10,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	0	大藏省	
河川改修事業	21,000,000	10,500,000	10,500,000	21,000,000	21,000,000	21,000,000	0	大藏省	
道路補修事業	22,000,000	11,000,000	11,000,000	22,000,000	22,000,000	22,000,000	0	大藏省	
港灣修築費負担金	23,000,000	11,500,000	11,500,000	23,000,000	23,000,000	23,000,000	0	大藏省	
橋梁架設費負担金	24,000,000	12,000,000	12,000,000	24,000,000	24,000,000	24,000,000	0	大藏省	
農地水利負担金	25,000,000	12,500,000	12,500,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	0	大藏省	
中央卸賣市場建設事業	26,000,000	13,000,000	13,000,000	26,000,000	26,000,000	26,000,000	0	大藏省	
消防施設事業	27,000,000	13,500,000	13,500,000	27,000,000	27,000,000	27,000,000	0	大藏省	
水道事業	28,000,000	14,000,000	14,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	0	大藏省	
上水増設改良事業	29,000,000	14,500,000	14,500,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000	0	大藏省	
水道復舊事業	30,000,000	15,000,000	15,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	0	大藏省	
比治山揚水復舊事業	31,000,000	15,500,000	15,500,000	31,000,000	31,000,000	31,000,000	0	大藏省	
六三制整備事業	32,000,000	16,000,000	16,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	0	大藏省	
小 計	33,000,000	16,500,000	16,500,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	0	大藏省	
災害復舊土木事業	34,000,000	17,000,000	17,000,000	34,000,000	34,000,000	34,000,000	0	大藏省	
合 計	35,000,000	17,500,000	17,500,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	0	大藏省	

廣島市報外

起債事業の獲得には関係各課と協力して中央に對し強力に要請し相當の効果を擧げていたものと認められる。この事業費の獲得には相當の困難が伴うことが豫想される。従つて事業計画に當つては内容を吟味するに當りその決定及び獲得については實施事業の遂行による影響が大きいから一段の努力が望ましい。

2 一時借入金について

昭和二十四年度一時借入金金の状況は左表の通りであつてこの一時借入金金の支拂利息総額は三百四十萬六千九百八十圓となつてゐるが、この支拂利息については財政面の遺漏のため止むを得ないものと見られる。對照策に萬全の努力が望ましい。

年借	日入	金額	利率	償還月日	借入先	摘要
昭和二十四年度	四	1,000,000	三厘	三	勸業銀行	預金部
	三	1,000,000	三厘	三	勸業銀行	預金部
	二	1,000,000	三厘	三	勸業銀行	預金部
	一	1,000,000	三厘	三	勸業銀行	預金部
合計		4,000,000				更新

24年度度豫算について

昭和二十四年度度豫算については諸物價の高騰、人件費の膨張等義務的経費の増大に伴ひ財政需要は益々増嵩する半面市税等の取入はこれに伴はず財政は極度に窮乏に非常な苦しい財政状況にあつた。將來これが開閉のために市民の税負担の理解と協力を求めると共に經常経費の節減に努力しようとする。

4 昭和二十四年度決算について

昭和二十四年度の決算見込は左表の通りであつて一般會計及び特別會計職災復興費においては幸じて収支の均衡を保つ程度であつて未了事業の繰越、之が財源等を考慮するときは歳入減により決算が出來得ない状態にあるから將來これが歳入豫算確保に關する効果的指

### 体育課監査の結果

六月三日

各種団体の事業に對して補助助成金を交付してゐるがこれが交付條件として事業終了後決算報告書及び事業報告書を提出するよう指令してゐるが、勵行されてゐない状況であるから必ず勵行する要があるものと認められる。

職員は現在課長外吏員五名、職員四名、計十名が配置せられて二名の臨時事務員を採用して事務補助に従事してゐる。右職員が二十四年度中に於て實施した休暇欠勤の延日数は八十二日であるが、一面延三十九時間（換算日数三十七日四）の超過勤務を行つており、職務状況は概ね良好と認められるが、各種行事を實施する際、室に施錠して総員が外出することがあるが、外部関係、其他横の連絡等に備へて必ず適當な職員を殘置すべきである。

事務の處理状況

取扱い事務の中不備欠陥を認めた事項については監査の都度指摘してゐるが、未だ改善を要する点が多々あるのは甚だ遺憾である、之が主なるものを列記すれば左の通りである。

1 眞議書類には必ず起算年月日を記載するに共に決裁区分を明示し關係上司の決裁を得、發送文書にありては公文番號の甲、乙、丙を明確に區分して原書と共に契印をなして施行すべきであるが、之が實行されてゐないものが多數あるから適正なる取扱いが望ましい。

2 備付簿籍中に年度区分及び課名の無記入のもの或は擔當職員の様印洩れ、必要事項の記載洩れ等があるから整理を要するに共に保管簿籍を兒童巡回文庫館報として處理してゐるが、之は圖書保管簿として様式を改める必要がある。

3 市内出張手當の支給については規定によつて明確に示されてゐるにも拘らず四時間未満の出張者に對して手當を支給したものが三十件もあり又出張をしていな

科目	入		出	
	豫算額	決算額	豫算現額	減
一般會計	八八、八六六、	六九、九三三、	二六、九三三、	五〇、九三三、
特別會計	二九、三三三、	三六、一〇〇、	七、七六七、	八九、三三三、
職災復興	四一、〇〇〇、	五九、七〇〇、	一八、七〇〇、	二二、〇〇〇、
水道事業	二一、七六六、	二五、七二二、	三、九五六、	一七、七六六、
其他	五九、六六六、	五九、三三三、	三、三三三、	三、三三三、
合計	一、一八、〇〇〇、	一、一八、〇〇〇、	五九、三三三、	五八、八六六、

### 民生局社會教育課監査の結果

五月三十一日

職員は現在吏員七名、職員六名、嘱託一名、臨時事務員二名を含む計十三名であつて職員が二十四年度中に實施した超過勤務は四千四百三十七時間（勤務日数換算五百五十四日）で相當努力の跡が認められる。而して職員が實施した休暇、欠勤等の延日数は百日で職務状況は概ね良好であるが、無届欠勤が四件あつたのは遺憾である。

事務の處理状況

昭和二十四年度七月三十一日元二部除跡へ工費四百九十三圓を以つて本市中央庭球場を建設してゐるが、之が二十四年度（八月より翌年三月まで）の使用料は豫算額六萬七千五百圓に對し實収入額は二萬九千九百六十圓であつて四三、二%に達する。實収入は極めて不良である。右減収の原因としては二十四年十一月二十日中央テニス俱樂部エアンツコート二面を普通コート二面を貸與し常時使用せしめてゐるが、之が貸與に當つては單に課長と俱樂部に於ける口約によつてなされてゐる書類上においては未だ何等の取極めもなされてゐない。書類上においては未だ何等の取極めもなされてゐない。書類上においては未だ何等の取極めもなされてゐない。

### 學務課監査の結果

六月七日

職員は現在課長外學級五名、其他の吏員九名、事務員十二名、計二十七名が配置せられてゐる。而して右職員が二十四年度中に實施した休暇、欠勤の延日数は百四十八日であるが、一面延五千三百五十二時間（換算日数六百六十四日）の超過勤務を實施しており、職務状況は概ね良好と認められるが、無届欠勤をなしたものが二名いるから注意せられたい。

事務の處理状況

事務の處理については未だ改善すべき点が多々あるが、主なる指摘事項を左に列記する。

1 消耗品の受拂については各職員が自由に使用してゐるが、受拂簿も隨意に然も鉛筆書で記入してゐる現状である。従つて取扱者並に使用者の様印洩れ又は残數量の相違するものが多く取扱者が極めて困難であるから將來斯る取扱を避け物品取扱主任の責任において嚴密に處理すべきである。

2 市内出張にして四時間未満のものに手當の支給をなしたものが百四十件あるが、不當であるから速かに措置を講ずるに共に受命者の捺印洩れが多數あるから注意せられたい。

3 嘱託員の任免については市長の決裁を得べきであるが、之を怠つてゐるものがあり又學校教育の人事具狀についても第二助役の代決で可なるものも市長に決裁を求め或は人事具狀を一括作成したもの等があるが、各々適正に處理せられたい。

4 委任狀に収入印紙の貼付洩れは、代理人及び委任

者の捺印洩れ又は必要事項の記載洩れ等も多数あるから取扱上注意せられたい。

5 千田高等学校の建物については未だ貸借契約が締結されていなく二十四年度分の賃借料も漸く本年度に入り過年度支出として豫算計上をなしたる賃状である、又青崎中學校の敷地においても昨年五月を以て賃借契約の期間が満了しているが是又契約未了となつていて、之等賃借については早急に契約を締結すること共に支拂を了し假初にも相手方に不快の念を興えざるよう特に注意すべきである。

尚本川小學校の土地賃借契約書に収入印紙が貼付洩れであり又次葉の割印もされていなく正式の契約書と

認め難いから完備せられたい。

6 現在備付中の財産台帳は様式が規定と相違しており用紙も普通の和紙を使用しているが帳簿としての完全性がなく、速かに之を改善すること共に市有財産の保管に萬全を期する必要がある。

7 昭和二十四年度より各學校に納入を常置し 授業料の徴収を行つてゐるが之が徴収状況は左表(一)の通りであつて成績は概ね良好である。

尚昭和二十三年年度分の授業料滞納額は左表(二)の通りであつて之が徴収については當課も相當苦慮しているようであるが一層の努力を拂つて滞納一掃に盡力せられたい。

表(一) 昭和二十四年度授業料徴収及び滞納状況

學校名	調定額	収入額	滞納額	徴収率
千田高等學校	八〇〇,〇〇〇	八三二,六〇〇	二八三,〇〇〇	九六・七
舟入高等學校	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九九・九	九六・七
基町高等學校	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九九・八	九六・七
工業專門學校	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九六・七	九六・七
計	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	九六・七	九六・七

表(二) 昭和二十三年年度分授業料滞納額

學校名	滞納額
千田高等學校	二八三,〇〇〇
舟入高等學校	九九・九
基町高等學校	九六・七
工業專門學校	九六・七
計	九六・七

8 所管豫算の編成と管理執行事務については課の事務分掌による責任處理の徹底が期せられず關係係間の事務の調整や連絡にも統制の欠陥が見受けられ、なお學校管轄豫算の執行委任の關係についても事務的責任授受に處理の明確な欠き又その經理状況についても現實的なものは何等課においてつかまされていなく、一

互議決された確算豫算の執行を委任するものについては具體的部分につきその豫算額計表の内容執行の範圍其他の要件を明らかにした文書によつてさるべきで計表の基礎に變更を及ぼすものについては相互の口頭處理や了解によつてさるべきでなく文書を以つて執行さるべきである、豫算の執行状況、工事の進捗状況、經理

尚物品の受入をなして簿冊に記入されていないものがあり、各消耗品を受入毎に全部各人に一括交付している賃状であるが之は必要の都度少量宛交付し努めて物品の節約を圖る要がある。

4 委任状に収入印紙の貼付洩れが多数あると共に郵便切手を貼付したも或は消印及代理人の印鑑捺洩れ其他必要事項の記載洩れ等委任状としての公正な欠きものが多々あるから之が取扱については形式的に流れず完備せる委任状を徴するよう留意せられたい。

5 行路死亡人の遺品を單に親戚の者であると言ふ申出によつて引渡しをなしたるものがあるが之は一應正常申出であるか否かを本籍の市町村え照會し確認したる上で引渡しをなすべきである。

6 民生委員を通じて生活扶助費の返納がありたる場合は直ちに會計課へ戻入の手続きをなすが至當であるが之を當課に保管し甚しきは一ヶ月以上戻入を怠つていてるものがある。公金の取扱については特に適正を期し且つ誤解を招かざるよう注意すべきである。

7 應急家財の無償交付をなしたるもので申請書のないものが多数あると共に發行年月日及び受領印の洩れたものが相當あり又本市に在籍しない引揚者に對して交付した者がある等處理状況が極めて不明瞭であるから將來之が取扱いは明確にして過誤なきを期せられたい。

8 昨年六月本縣より引揚者及び生活困難者用として布團百八十組(内無償九〇組)の設備をつけ東西各公益質屋に保管中の處有償分九〇組の中六五組は各民生區の希聖者に對して交付しているが殘數二五組の處分については希聖者なきため二一組を縣へ返納し四組は現在保管中である。而して右配分數の内一一組は引換券を發行していなから受領書がなく處理状況が不明瞭であり且又之が受入代金についても速かに縣へ納入すべきであるにも拘らず當課へ保管し數ヶ月を経過して納入している賃状である之等はすべて擔當職員の怠慢である認められるから將來充分注意すべきである。

尙現在東公益質屋に保管中である無償分九〇組は追つて開設される養老院に使用するようであるが之は尙當

の主旨に反するから縣の了解を得る等適切な措置が望ましい。

9 現在東公益質屋に保管中の衣料品及び家財道具は種々雑多なものがあるが、この中には既に破損或は腐蝕等のため使用に堪えざるものが相當困却している賃状であるから困窮者に對して配給する等早急に適宜の處置を講ずる要がある。

10 財産臺帳の整理については二十三年年度の監査においても指摘したがその儘現在に至るも未整理であつて當事者における無責任も甚だしきものがある速かに改善又は整理せられたい。

### 戸籍課監査の結果 六月十四日

一、職員の仕事状況

職員は現在課長外吏員十三名其他の職員二十八名計四十二名と別に臨時事務員九名が配置せられてゐる、而して右職員が二十四年度中に實施した超過勤務は延三千八百六十八時間(換算日數四百八十三日)に及んでゐるが反面において延七百八十九日の休暇及び欠勤を實施しており前記數字を遙かに上廻つてゐる賃状であつて勤務状態は良好といえないから將來一段の努力が望ましい。

1 事務の處理状況は概ね良好と認められるが往復文書を宛内及び宛外に區分せずして一冊に編纂處理しているが之は各別に編纂する必要がある。

2 郵便葉書を消耗品受拂簿によつてゐるが之は郵便切手受拂簿によつて處理すべきである。

3 各證明書類に貼付してある収入印紙に消印洩れが多々あるから注意せられたい。

4 刑罰犯罪等に關する證明は法によつて個人に對しては發行出来ない事となつており従つて之が證明書の發行は公用のみに限定せられてゐるのであるが各官公署及び學校等より右證明書と共に其他の身分證明書の交付について依頼を受けすべて之を捺付している賃状で

### 社會課監査の結果 六月十日

一、職員の仕事状況

職員は現在課長外吏員十四名職員十一名計二十六名と別に臨時事務員二名が配置せられてゐる。而して右職員が二十四年度中に實施した休暇及び欠勤日數は延四百六十六日であるが一面において延八千四百八十八時間(一日平均二十三時間余)の超過勤務を實施しており従つて當課職員二十三名が毎日一時間余の時間外勤務を行なつたことになり職員の仕事も相當過重と推察せられるから將來之については職員の過勞或は事務能率に及ぼす影響等を充分考慮し極力超過勤務を避けるよう努力する必要があるものと認められる。

二、事務の處理状況

事務の處理改善を要する点については監査の都度指摘し且又日常においても屢々注意を促すところであるが一向に改善された跡がなく甚だ遺憾である、これは總て事務に對する指導の欠如と職員の不熱心によるものであると認められるから將來之が指導に充分意を用ひ適正を期する必要がある。

1 起案文書には必ず發議年月日を記載し決裁區分を明示して上司の決裁を得發送文書にありては公文番號を附し原書と共に契印をして施行すべきであるが之が實行されていないものが多数あると共に收受文書においても受付印洩れ又は供覽にしていなく、之が相當あるから適正なる取扱いは望ましい。

2 簿冊の編纂についても表紙に年度區分及び課名の記載洩れのものがあり又様式が規定と相違するもの或は索引に記載しあるもので原書のないものが多数あるが各々改善すること共に適宜に整理を要する。

3 消耗品受拂簿に物品取扱主任者の捺印が全部されていないが確實に捺印して責任の所在を明確にすべきである。

### 商工課監査の結果 六月十七日

一、職員の仕事状況

職員は現在課長外吏員九名職員十八名計二十八名と別に臨時事務員一名が配置せられてゐるが、二十四年度中に右職員が實施した超過勤務は延四千三百二十二時間、之が換算日數は五百四十日となる、而して同じく職員が實施した休暇及び欠勤日數は延三百八十三日であつて、この中には二十五日の無届欠勤がある賃状であり、服務状況は良好と言えないから一層の努力が望ましい。

二、事務の處理状況

事務の取扱上改善すべき点については、前回の監査においても特に注意を促したが未だ不備欠陥のものが多く甚だ遺憾である將來之が事務の指導に力を入れて改善に努められたい。

1 起案文書には必ず發議年月日を記載し決裁區分を明示して上司の決裁を得、各送反者にありては公文番號を、甲、乙、丙と差用名によつて明確に區分し原書と共に契印して施行すべきであるが、之が實行されていないものが多数あるから規定を遵守して適正に處理すべきである。

2 備付簿冊中に年度區分及び課名の記載されていないものがあり又、様式の規定と相違しているもの、或は職員捺印洩れ等が多数あるから各々改善せられたい。

3 藥局開設其他の他の證明書を發行して手数料を徴収していないものが多数あるが、營業に關する證明手数料を必ず徴収すること共に取扱いは適正なまか期すべきである。

ある。  
 尚控書類に市長公印を捺捺したものが多いが、公印の亂用は厳に慎むべきである。  
 4 港灣事務所の乗車券受拂簿に公務と認められないものに交付したものがあるが、金券の取扱いに當つては特に公私の別をよく判断して混同せざるよう注意すべきである。  
 5 昭和二十四年度中における港灣使用料の徴収状況は左表(一)の通りであつて、成績は極めて不良である、而して之が各施設の使用料については許可證發行と同時に、すべて前納せしめていたが、繼續使用等の場合諸種の事情上むなく後日徴収なるものが多く従つて滞納額も増加の一途を辿るという實状である、之が滞納防止としては使用者に對する督促を嚴にすると共に強力なる施策を講ずる必要があるが、現在に於ける當事務所の入容を以つては到底不可能と認められるから將來充分考慮をすべく共に、滞納整理に格段の努力を拂う要がある。

尚三十三年度分の滞納額(別表(二))に示す通りであるが、之が滞納の原因は二十三年八月規定の改正により坪當りの使用料を、三圓から一圓十五圓に引上げをなしたるも使用者側が之を納得せず、改正前による使用料を納入したる結果であり、以來當事者も、督促をなしたるようであるが現貨において之が徴収は困難と認められるから、速かに適切な措置を講ずる必要があるものと認める。

(一)昭和二十四年度港灣使用料徴収状況

區分	豫算額	調定額	収入額	滞納額	徴収率
野球場使用料	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	〇	100%
棧橋使用料	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	〇	100%
上層及起重機	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	〇	100%
使用料	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	〇	100%
計	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	100%

(二)昭和二十三年分滞納額調

區別	滞納額	二十四年度収入額	差引滞納額	摘要
野球場使用料	一、四〇〇	一、四〇〇	〇	
棧橋使用料	一、六〇〇	一、六〇〇	〇	
上層及起重機	一、八〇〇	一、八〇〇	〇	
使用料	一、八〇〇	一、八〇〇	〇	
計	六、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	

6 中小商工業振興の一助としての信用保證の制度は當面の問題として金融緩和を緩和する本市の積極的施策として一應成功を考ふるが、信用保證協会の運営監督上單なる市費助成を言うことに止まらず、現貨把握については、所管課として更に徹底した認識を持つ要あるものと認める。  
 7 營業許可に關する事務處理については常に關係各課との横の連絡に積極性を持つて、充分留意する要がある、例へば旅客輕車輛の許可についても稅務課との連絡等、更に適切な措置が望ましい、尙旅客輕車輛検査が事務員によつて執行されているが、専門的關係者によつてすべきである。  
 8 商工相談所の運営は現在形式化しているようであるが、この施設の使命を正しく把握して能動的に實効をあげるよう検討の要があるものと認める。  
 9 度量衡器の取締はその對象が極めて廣汎多岐に亘り、その實効をあくまで重點的に運営されるよう努めると共に検査取締執行に際しては期日と連絡等の關係から場所的に市民に對し不便を來たざるよう、充分考慮を拂うことに留意すべき要がある。

農水産課監査の結果 六月二十一日

一、職員の仕事状況  
 職員は現在吏員十三名雇員十八名(臨時事務員三名を含む)計三十一名であつて、職員が昨年度中に實施した超過勤務は四千四百九十五時間(勤務日數換算五百六十一日)で努力の跡が認められるが、反面職員の實施した休暇缺勤等の延日數は三百六日であつて、殊に缺勤中に無届缺勤が十六件あり、服務状況は良好と云えないから一層精勵が望ましい。  
 二、事務の處理状況

も総合的な立市方策の一端として市内都心地の消費生活に對する供給源を擔當するといふ觀點になつて共存共榮をはかるべき要素をもつてゐる關係があるから、農村の金詰りの深刻化、農業經營形態の變更不況に對抗する傾向等を充分考慮して、之が適切な施策を檢討する要があるものと認める。

保健課監査の結果 六月二十四日

一、職員の仕事状況  
 職員は現在吏員十七名(衛生巡視七名を含む)雇員十三名、現業員二十七名計五十七名であつて、二十四年度中職員が實施した超過勤務は三千九百八十四時間(勤務日數換算四百九十八日)であるが、反面職員の實施した休暇缺勤等の延日數は六百四十八日で服務成績は良好と云えない、而してこの休暇缺勤等は超過勤務の延日數を遙かに上廻つてゐる實状であるから休暇缺勤等を極力避けて超過勤務を最少限度に止めるよう一段と職員の精勵が望ましい。  
 二、事務の處理状況  
 事務の處理状況は概ね良好であるが將來特に注意又は改善を要する事項を左に列記する。  
 1 備品保管簿の備考欄に理由を記入せず物品名を抹消し或は保管簿をなしたる物品を更に後日棄却処分したものの、移動記事の不透明物品取扱主任者の捺印洩れ等が簿の整理が極めて不十分である、又消耗品受拂簿によつて、工事用材料品の受拂がなされおり拂出については摘要欄に現場渡しのみ記入し何れの工事に使用したのなるか極めて不明瞭である、工事用材料品受拂については別冊受拂簿を整備して之が受拂の明確を期する要がある。  
 2 市内出張手当は出張勤務時間が四時間以上の場合に限り支給されることとなつてゐるが、四時間未満の勤務者又は、勤務時間不明瞭なるものに對し手当を支給し、或は又重複支給と認められるもの等が多々あるから將來これが取扱については適正に處理せられたい、

尙職員が市外出張をなし用務を終えて歸郷したときは、三日以内に上司に對して復命書を提出するよう規定されているにも拘らずこれが勵行されていないから、規程に従ひ實行すべき要があるものと認める。  
 3 失業緊急事業出而表の基本貸金は百二圓と記載されているが、貸金台帳は九十七圓として支拂をなしたるものが四件ある、これが取扱については一層慎重を期し正確に處理する要がある、尙公衆衛生事業加配一件書類中事務用衣料の配分要領不明瞭なるものがあるから、受配者名を記載し受領印を徴して明確に處理すべきである。  
 4 屎尿卸却契約書に二圓の収入印紙を貼付しているが、本契約書の記載事項によつて契約金高を算出し得られるのであるから、その総金額に適應した収入印紙(六十圓)を貼付すべきと適正であると認める。  
 5 稟議書類に起案年月日及び決裁區分の記載洩れ、發送文書の原書に契印を使用していないもの等が多数あり、又發送公文書で甲、乙、丙の區分の相違するものがあるから注意せられたい、尙式辭、祝辭等に關するものは秘書課の主管に屬するものであるから秘書課に合議し市長の決裁を得るを適當と認める。  
 6 埋火葬の認可證の取扱については、日々課長、係長の認印を受けて處理すべきであるが、數日分を取纏め基だしきは、四十數日分を一括處理したものがあり、又全く認印を受けていないもの多数あつて事務處理上適正でない認められるから、注意せられたい。  
 7 古江墓地擴張について、當初福蔵寺住職より許可申請があり當時之を適當と認めて知事に意見書を提出する運びであつたが、その後町民の反對がありたる故を以つて取止めてゐるが町民の總意を表現する何等の書類も添付されていない、又符箋に課長外關係者の認印もなくこれが處理要領が不明瞭であるから、期末の明確を期する取扱が望ましい。  
 8 市内一圓の塵芥汚物處理清掃工事は直轄によつて實施されているが、工事の着手、竣工、検査の執行状況等が全く不明瞭であるから竣工報告書その他關係

事務の處理状況は概ね良好であるが左記の諸點については、特に留意せられたい。  
 1 昨年六月本縣よりの指示に基き、馬の流行性傳染預防のため畜舎の昆虫駆除を實施しているが、これが施行に當り市内の荷馬車組合その他の組合よりオート三輪車が出動して本行の實施に協力しており、これに費消したガソリン代は當初協議會において本市が支辨することに決定していた處、その後該當費がないとの理由により、課長が自辨(一、八〇〇圓)をなしたる由であるが、之は妥當を缺ぐものであつて、凡そ市の行事を實施する場合は事前に豫算措置を講ずべきであり、又緊急を要する場合でも事後において支出の途は講じ得られるのであるから、この點充分考慮すべきであるものと認める。  
 2 農地調整法による許可申請書及びその承認通知その他の書類は總べて課長の代決によつて處理されており、委員長に供覽又は後開になしたる形跡が全く見受けられないが、農地關係書類については委員長の閱覽に供する要があるものと認める。  
 3 漁業許可申請書、遊漁届、漁業許可申請書等の重要と認められる書類を係員の手許に止めて處理し關係者に對しては一切供覧していない、その他の收受文書についても同様供覧未了のものが多数あるから供覧を勵行して事件の内容を關係者に周知せしめて事務處理の円滑化を圖られたい。  
 4 稟議書類に案算年月日の記載洩れ、發送文書の原書に契印を押捺していないもの或は簿冊の年度區分並びに決裁區分決裁印洩れ等事務處理上不備缺點が認められるからこれ等の諸點に留意して事務處理の適正を期せられたい。  
 5 當課の實施している業務は主として、農地改革、主要食糧薪炭の生産供出、園藝の振興等、國家事業の中軸となつてゐるが、市が独自の方策を直接實施する事業は一部分にすぎない、本市が職災都市として農村對策

9 二十四年度中における塵芥蒐集実績並びに賣却代金等は左表の通りである。

月別	金額		單位台數		摘要
	金	圓	台	塵芥	
一月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
二月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
三月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
四月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
五月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
六月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
七月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
八月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
九月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
十月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
十一月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
十二月	11,100.00	11,100	1,110	1,110	
計	133,200.00	133,200	13,320	13,320	

備考 本年度中塵芥蒐集作業に従事した現業員は毎日二十二名であるから一ヶ月間の就労日數を二十五日と見て一日一人當りの塵芥蒐集量は、八十一貫弱である。

市長室監査の結果 六月二十八日
職員の状況
職員は現在吏員五名雇員二名(嘱託一名を含む)計七名であつて二十四年度中に職員が実施した超過勤務の延日数は二百二十一日で努力の跡が認められるが反面職員の実施した休暇、欠勤等は延百十七日であり殊に無届欠勤が五件ある等服務成績は良好でないから一層職員の精進が望ましい。

一、事務の処理状況
庶務課の職務は秘書課勤務の職員が處理しているが、陳容を整備して當室勤務の職員にあつて處理すべきである、尙事務處理について將來注意せられたいと認められた事項は次の通りである。
1 平和記念都市建設法案同建設一件、來輪緩等に編纂された取扱書類が關係者に供覧しないものが多数あつて處理要領が全く不明瞭であるから供覧を勵行するに共に處理前未を明確にする必要がある、又市長決裁或は市長に供覧を要する書類を助役の代決にて處理したものが、市長不在の場合には後段に附すべきである。
2 市長名を以つて發送する文書の公文番號は甲第何號とすべきであるが、丙第何號として處理したものがある又公文番號の記載要領についても甲、乙、丙に區分して市長名を以つてする文書は甲の部へ記載するが適當である。
3 東京出張所土地収買關係書類は永久保存を要する重要書類であるから別冊編纂の必要がある尙財産台帳を整備して本件を轉記して之が管理の萬全を期せられたい。
4 市内出張命令簿の勤務時間不明瞭なものがある出張者の勤務時間は手當支給の根據となるものであるから

ら明確に記入を要する、尙受命者の捺印洩れ或は行先區分欄に該當事項の記載洩れ等があるから留意せられたい。
5 資金前渡事務取扱者は市長が任命するものであり従つて之に關する文書は市長の決裁を要する又決議文及び請願書等を受理したときは受付印を押捺し供覧すべきである、尙返信その他の文書發送についても上司の決裁を経て實施する必要がある。
6 東京出張所臨時事務員日給者の採用に關する決裁書類がなく又出欠が明瞭でないものに對してこれが給料の支拂をしてゐるが正確なる取扱が望ましい。

秘書課監査の結果 七月一日
一、職員服務状況
職員は現在吏員七名雇員三名(臨時事務員一名を含む)計十名を配置し事務に従事してゐる、二十四年度中職員が實施した超過勤務は二千三百八十九時間(勤務日數換算二百九十八日)で努力の跡が認められる、而して職員の実施した休暇、欠勤等は延七十一日で服務成績は概ね良好と認められるが無届欠勤が二件あつたのは遺憾である。

二、事務の處理状況
前回の監査において事務處理上不備欠陥を認めた事項について注意改善方を要請しておいた處本年度はこれが是正せられて事務の處理状況は概ね良好であるが尙左記の通り注意を要する事項があるから遺憾なきを期せられたい。
1 庶務雜件綴に市長の決裁書類その他重要を思料せられる書類が多数編纂されており之等を雜件として處理するは適正でないから書類の輕重を考慮してこれが編纂整理に遺憾なきを期する必要がある尙市會議長より職員出張に關する承認の回答文書を送致されそのまゝ綴込んでゐるものが多々あるが關係者に供覧を勵行されたい。
2 公文番號簿、市内出張命令簿等は様式が押選するから正規の簿冊に改め處理の適正を期せられたい。

會計課監査の結果
一、職員服務状況
職員は現在吏員十二名雇員四十三名(嘱託一名臨時事務員二名を含む)計五十五名を配置して事務に従事してゐるが二十四年度中職員が實施した超過勤務は延一萬六千四百九十七時間(勤務日數換算二千六百一十一日)で一人當りが約三十八日同超過勤務に服したことを、り相當の努力が認められる、然るに反面職員の実施した休暇、欠勤等の延日数は六百八十三日で殊に欠勤中無届が十六件あり尙遲参、早退が百五回の延百四十九時間あつて服務成績は良好と言ひ難く一段々職員の精進が望ましい。

二、事務の處理状況
會計經理及び物品の出納は適正に行はれており事務の處理状況は概ね良好であるが將來注意又は改善せられたいと認められた事項を左に列記する。
1 休暇欠勤、市内出張等を一冊の簿冊によつて處理しているが之等は各別に編纂整理すべきである、尙市内出張命令簿は規定の様式でなく且つ用務の不明瞭なものが多いから正規の簿冊に改め明確に處理せられたい。又配車係に運轉者の市内、市外各出張命令簿休暇等簿を備付けてゐるが運轉者は業務の性質からして市内出張命令簿は不要である、市外出張については職員課備付の出張命令簿によるを可とし休暇は課の休暇簿によつて處理するが適正であること認める。
2 消耗品受拂簿によつて収入印紙の受拂がなされてゐるが収入印紙の取扱については収入印紙受拂簿を整備

して處理する必要がある。又消耗品を各係に對して一括多量に交付してゐるが個人に對し必要量を交付するが至當である、尙受拂簿に取扱主任及び使用者の捺印洩れがあるから注意せられたい、又電車回數券受拂簿に使用區域、用務等の不明瞭のものが多数あるから明確に處理すべきである。
3 公文番號簿は公文番號とすることが適正である又起案文書に發議年月日決裁區分の記載洩れ等があり發送文書の控書に市長公印を押捺したもの或は市長決裁を要する文書を助役の代決によつて處理し市長に後段せざるもの等不備の点が認められるから注意を要する。
4 備品台帳、圖書原簿等の整理状況は概ね良好である、併し現物品會計主任の就任は二十四年六月十日であるが前記各簿冊に記載された引繼年月日は何れも就

任前の六月六日或は六月九日となつており就任前において引繼を行ふことは妥當でない。
5 物品盜難防止のため前回監査において各保管部先に對し注意を喚起せしめるよう特に要請して置いたが二十四年度中に於ても尙左記の通り盜難に罹つており甚だ遺憾とする所である、將來斯る事故を再發せざるよう更に各保管部先に對し注意を促すと共に物品事故處理について規定を制定しこれが保管の萬全を期する要あるものと認める。
盜難件數 同上点数 購入金額
二十件 七十七点 一五三、五二八、二二四
6 二十四年度中に於ける不用品の賣却處分状況は左の通りである。

Table with columns: 品名, 数量, 單位, 賣却見込額, 全上決定額, 賣却方法, 賣却先. Rows include items like 洋紙, 紙, 糊, 墨, etc.

7 二十四年度中に於ける物品の購入は一般會計六千二百八十萬五千二百四十六圓特別會計五千四百五十二萬七千五百五十二圓合計一億一千三百八十五萬五千二百四十四圓の中各課等に於て直接購入したもの一般會計特別會計を合せて千二百七十八萬三千八百八十七圓である、これは殆んど搬入通知によつて處理されてゐるが、これは殆んど搬入事務に幣書を及ぼす處れが多分にあり認められるから特に考慮せられたい、尙物品購入關係書類中左記の通り不十分と認められた点があるから將來これが取扱については遺憾なきを期せられたい。
(一) 入札書の宛先が何れも市役所となつてゐるが市長宛にするが適正である。
(二) 同一品名で取價の相違するもの或は取價と小計の相違するものがある。
(三) 見積書に品名は別紙に添付の通り記載してあるが仕譯書が添付されていないものがある。

(四) 物品の檢収は搬入と同時に進行されるべきであるが、搬入後相當の日時を経過して檢収をしたものがある、又檢収員の捺印洩れが多数あるから注意せられたい。
(五) 見積書に業者の住所氏名、見積り年月日捺印洩れ等が多数あるから留意せられたい。
(六) 清酒八升の購入手續を了してゐるが現品の搬入は七升でその間の事情が不明瞭である。
(七) 業者が提出する見積書と主管課の作成した搬入通知書と同一筆跡と認められるものがある見積書の代筆は避けられたい。
(八) 入札書、見積書には法人たるときは、代表者の氏名を明記すべきである。
8 印刷所に於ける二十四年度中の作業額は百二十二萬二千七百四十五圓で前年度に比し二十八萬二千八百七十六圓の増加となつており成績は良好であるが一面業者に注文したものは四百六十一萬五千七百二十七圓で當

印刷所作業額の四倍強となつてゐるが、これは印刷所が市の需要を充足するにはなほ所望の幅がある、文撰、植字、解版等専門的技術者による陣容を整え作業能率の向上を圖り本市の需要に應じ得られるよう一段の努力を要する。

# 廣 島 市 報

No. 53 號

昭和二十五年  
九月二十日 發行  
(水曜日)

發行人所 廣 島 市 役 所

廣島市國泰寺町三九  
中二二三五番  
中二七〇五番  
中三七一五番  
中三三七一五番  
中三三七一五番  
中三三七一五番  
中三三七一五番  
電話  
(市會事務局)  
(秘書課)

### 【目次】

廣島市事務分掌條例の一部改正	一頁
廣島市公安委員會の行う許可等手数料徴収條例の一部改正	一
廣島市公告式條例制定	二
廣島市稅條例制定	二
廣島市役所設置規則の一部改正	四
廣島市種守規則制定	五
環境衛生監視員服務規則制定	五
文書の格式及び文休用器等に關する規程の一部改正	六
廣島市危險物取締條例施行細則の一部改正	六
廣島市食品衛生取扱規則の一部改正	七
飲食店營業許可等に關する手数料規則の一部改正	七
稅務代理權の消滅について	七
當選金附設票法第八條第一項の規定により第一回廣島市當選金附設票發賣について	八
昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加	八
昭和二十五年國勢調査における指導員の氏名並びにその擔當する調査區、番號、調査區域の告示	八
定例市議會の議決事件について	六
川原所々管區域別人口及び世帯状況について	六

### ◎ 條 例

廣島市議會の議決を経て、廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例を次のように制定する。

昭和二十五年八月二十四日

廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎

#### 廣島市條例第二十六號

廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例  
廣島市條例第六號の一部を次のように改める。  
第一條中「總務局」の「稅務課」を削除し次の通り加える

- 一 市民 稅課
  - 二 資産 稅課
  - 三 徵 收 課
- 第五條の一部を次の通り改める。  
分掌事務中「總務局」の「稅務課」の分掌事務を削除し次の通り加える。

市民 稅課

一 市民稅その他諸稅(固定資産稅を除く)に關する

二 諸課に關すること

資産 稅課

一 土地、家屋及び償却資金に對する台帳、名寄帳等に關すること

二 土地、家屋及び償却資金の評価に關すること

三 固定資産評價審査委員會に關すること

四 その他固定資産稅に關すること

### ◎ 條 例

廣島市議會の議決を経て、廣島市公安委員會の行う許可等手数料徴収條例の一部を改正する條例を次のように制定する。

昭和二十五年八月二十六日

廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎

#### 廣島市條例第二十七號

廣島市公安委員會の行う許可等手数料徴収條例の一部を改正する條例

- 一 諸稅及び諸收入金の徴収並びに整理に關すること
- 二 諸稅の納稅者並びに滞納處分に關すること
- 三 過誤納金の充當還付に關すること
- 四 その他諸稅並びに諸收入の滞納金に關すること

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市條例第二十七號

廣島市公安委員會の行う許可等手数料

料徴収條例の一部を改正する條例

第二條中「二 質屋取締法第一條の營業免許手数料一、〇〇〇圓」を

「一 質屋營業法に基く許可等の手数料 一、〇〇〇圓

二 法第八條第二項の更新手数料 五〇〇圓」に改める。

附 則  
この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月一日から適用する。

廣島市議會の議決を経て、廣島市公告式條例を次のように制定する。

昭和二十五年八月二十六日

廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市條例第二十八號

廣島市公告式條例

(條例の目的)

第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第十九條の規定に基き、公告式は、この條例の定めることによる。

(條例の公布)

第二條 條例を、公布しようとするときは、公布の旨の原文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならぬ。

第三條 條例の公布は、市役所前又は出張所の掲示場に掲示し、必要のある場合には、廣島市報に登載して、これを行う。

(規則に關する準用)

第三條 前條の規定は、規則の公布に、準用する。

(規程の公表)

第四條 規則を除く外、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の原文、年月日及び市長名を記入して、市長印を押さなければならぬ。

(その他の規則及び規程の公表)

第五條 第二條の規定は、市の機關の定める規則で、公布を要するものに準用する。但し、第二條第一項中「市長」とあるのは、「當該機關又は當該機關を代表する者」と読み替へるものとする。

第六條 第四條の規定は、市の機關の定める規程を公表を要するものに準用する。但し、同條第一項中「市長名」とあるのは、「當該機關名又は當該機關を代表する者の名」とし、「市長印」とあるのは、「當該機關印又は當該機關を代表する者の印」と読み替へるものとする。

(施行期日の特例)

第六條 條例、規則及び規程又は市の機關の定める規則若しくは規程は、昭和三十五年九月一日から施行する。特に施行期日を定めることができる。

第六條 條例、規則及び規程又は市の機關の定める規則若しくは規程は、昭和三十五年九月一日から施行する。特に施行期日を定めることができる。

附 則

第一條 この條例は、昭和三十五年九月一日から施行する。

第二條 廣島市公告式條例(昭和二十二年九月一日條例第二十四號)は、これを廢止する。

第三條 この條例施行の際、現に従前の公告式により、公布されている條例規則その他の規程の施行に關しては、なお従前の例による。

廣島市議會の議決を経て、廣島市稅條例を次のように制定する。

昭和二十五年八月三十日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十九號

廣島市稅條例

目 次

第一章 總 則

第一節 賦課 則(第一條—第六條)

第二章 普 通 稅

第一節 市 民 稅

第一款 通 則(第十七條—第二十一條)

第二款 申告義務(第二十二條—第二十四條)

第三款 課稅標準及び稅率(第二十五條—第二十九條)

第四款 賦課及び徵收(第三十條—第三十五條)

第二節 固定資産稅

第一款 通 則(第三十六條—第四十六條)

第二款 賦課及び徵收(第四十七條—第五十五條)

第三款 申告義務(第五十六條)

第四款 固定資産稅の評價及び價格の決定(第五十七條—第六十四條)

第五節 自 轉 車 稅(第六十五條—第七十八條)

第六節 荷 車 稅(第七十九條—第九十二條)

第七節 電氣ガス稅(第九十三條—第一百四條)

第六節 廣 告 稅(第一百五條—第一百八條)

附 則

第一章 總 則

第一節 賦課 則(第一條—第六條)

第二章 普 通 稅

第一節 市 民 稅

第一款 通 則(第十七條—第二十一條)

第二款 申告義務(第二十二條—第二十四條)

第三款 課稅標準及び稅率(第二十五條—第二十九條)

第四款 賦課及び徵收(第三十條—第三十五條)

第二節 固定資産稅

第一款 通 則(第三十六條—第四十六條)

第二款 賦課及び徵收(第四十七條—第五十五條)

第三款 申告義務(第五十六條)

第四款 固定資産稅の評價及び價格の決定(第五十七條—第六十四條)

第五節 自 轉 車 稅(第六十五條—第七十八條)

第六節 荷 車 稅(第七十九條—第九十二條)

第七節 電氣ガス稅(第九十三條—第一百四條)

第六節 廣 告 稅(第一百五條—第一百八條)

附 則

第一章 總 則

第一節 賦課 則(第一條—第六條)

第二章 普 通 稅

第一節 市 民 稅

第一款 通 則(第十七條—第二十一條)

第二款 申告義務(第二十二條—第二十四條)

第三款 課稅標準及び稅率(第二十五條—第二十九條)

第四款 賦課及び徵收(第三十條—第三十五條)

第二節 固定資産稅

第一款 通 則(第三十六條—第四十六條)

第二款 賦課及び徵收(第四十七條—第五十五條)

第三款 申告義務(第五十六條)

第四款 固定資産稅の評價及び價格の決定(第五十七條—第六十四條)

第五節 自 轉 車 稅(第六十五條—第七十八條)

第六節 荷 車 稅(第七十九條—第九十二條)

第七節 電氣ガス稅(第九十三條—第一百四條)

第六節 廣 告 稅(第一百五條—第一百八條)

附 則

第一章 總 則

第一節 賦課 則(第一條—第六條)

第二章 普 通 稅

第一節 市 民 稅

第六節 廣 告 稅(第一百五條—第一百八條)
第七節 接 客 人 稅(第一百九條—第二十五條)
附 則
第一章 總 則
第一節 賦課 則
(課稅の根據)
第一條 市稅の稅目、課稅客體、課稅標準、稅率その他賦課徵收については、法令その他別に定めがあるものの外この條例の定めることによる。
(用 語)
第二條 この條例において、左の各號に掲げる用語の意義は當該各號に定めることによる。
一 徵稅吏員 市長又はその委任を受けた市吏員をいう
二 徵收金 市稅並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納處分費をいう。
三 納付書 納稅者がその納付すべき徵收金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納稅者がその住所及び氏名又は名稱並びにその納入すべき徵收金額を記載するものを用いる。
四 納入書 特別徵收義務者が徵收金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徵收義務者がその住所及び氏名又は名稱並びにその納入すべき徵收金額を記載するものを用いる。
(稅 目)
第三條 市稅として課する普通稅は、左に掲げるものとする。
一 市 民 稅
二 固 定 資 産 稅
三 自 轉 車 稅
四 荷 車 稅
五 電 氣 ガ ス 稅
六 廣 告 稅
七 接 客 人 稅
(徵稅吏員の證票)
第十一條 法第二十條の規定による書類の要旨の公告は、市役所の掲示場に掲示し、又は市の公報に登載して行うものとする。
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
第十二條 納稅者又は特別徵收義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、當該稅額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に應じ、當該金額が百圓以上であるときは百圓(百圓未満の端數があるときはこれを切り捨てる)について一日四錢の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算し納付又は納入しなければならない。但し延滞金額が十圓未満である場合には、この限りでない。
(督 促)
第十三條 納稅者又は特別徵收義務者が、納期限までに徵收金又は納入金を完納しない場合には、徵稅吏員は納期限後二十日以内に督促狀を發しなければならぬ。但し繰上徵收をする場合には、この限りでない。
前項の督促狀に指定すべき期限はその發付の日から十日以内とする。
(督促手数料)
第十四條 前條第一項に規定する督促狀を發した場合において、督促狀一通について十圓の督促手数料を徵收する。
(滞 納 處 分)
第十五條 第十三條の規定による督促を受けたものが督促狀の指定期限までに徵收金又は納入金を完納しない場合又は繰上徵收のため納期限變更告知書を受けたものが、これに定められた納期限までに税金又は納入金を完納しない場合には、徵稅吏員は督促狀の指定期限後六十日までに、又は納期限變更告知書に定められた納期限後直ちに滞納處分に着手しなければならない。
(納期限の延長等)
第十六條 特別の事情に因り納期限内に賦課徵收することのできない市稅があるときは、市長においてその納期限

な變更又は延長することができる。  
 2 前項の規定に因り納期限の變更又は延長をしたときは市長は直ちにこれを告示する。  
 3 納期限が休日にあたるときはその翌日をもつて納期限とする。

第二章 普通 通 税  
 第一節 市 民 税  
 第一款 通 則

(市民税の納税義務者等)  
 第十七條 市民税は第一號の者に對しては均等割による額(以下均等割額といふ)及び所得税額を課税標準とした額の合計によつて、第二號又は第三號の者に對しては均等割額によつて課する。

一 市内に住所を有する個人(前年において所得を有しなかつた者及び生活保護法の規定による生活扶助を受ける者を除く。)  
 二 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者。  
 三 市内に事務所又は事業所を有する法人又は法人でない社團若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めのあるもの。

2 市民税は前項第三號の者に對しては、その事務所又は事業所に課する。  
 (個人市民税の非課税の範圍)  
 第十八條 左の各號に掲げる者に對しては、均等割額によつて課する市民税を課さない。  
 一 不具者及び未成年者(獨立の生計を營み且つ前年において十萬圓をこえる金額の資産所得又は事業所得を有した場合を除く。)  
 二 寡婦(十八年以上の子を有する場合、又は前年において十萬圓をこえる総所得金額を有した場合を除く。)  
 三 同居の妻(夫が市民税の納税義務を負わない場合を除く。)

2 前條第一項第一號の者のうち左の各號に掲げる者に對しては、所得税額を課税標準として課する市民税を課さない。  
 (均等割額によつて課する市民税の税率の軽減)  
 第二十六條 左の各號に掲げる者に對して均等割額によつて課する市民税の額は、前條各號の額からそれ〴〵當該各號に掲げる額を減額したものとす。但し第一號に掲げる者にあつては、同號の規定により計算した減額すべき額が三百圓をこえる場合には三百圓とする。

一 扶養親族を有する者 扶養親族一人に付 五十圓  
 二 扶養親族又は不具者 三百圓  
 三 配偶者その他の親族が經營する事業から生ずる所得以外の所得を有しないことにより所得税法第十一條の規定によつて所得がない者及びみなされる者三百圓  
 四 第十七條第一項第三號の者で市内に一をこえる事務所又は事業所を有する者、そのこえる事務所又は事業所毎に 六百圓

2 前項の規定は第二十二條の規定による申告書を提出しなかつた者には適用しない。  
 (所得税額による市民税の税率)  
 第二十七條 所得税額を課税標準として課する市民税の税率は百分の十八とする。

(市による所得の計算)  
 第二十八條 左の各號に掲げる場合においては、市民税の納税義務者の所得を所得税法に規定する所得及び所得税額の計算の方法に從つて計算し、その計算に基いて所得税額を算定して市民税を課する。  
 一 所得税法第二十六條第一項の確定申告書又は同法第二十六條の第二項の農業確定申告書を提出する義務があること認められる者が當該申告書を政府に提出しなかつた場合において、政府が課税標準所得金額若しくは所得税額の決定をしなかつたとき、又は政府が決定した課税標準所得金額若しくは所得税額が過少であると認められるとき。

二 前號の申告書又は所得税法第二十七條第一項の修正確定申告書若しくは農業修正確定申告書の提出があつた場合において、これらに記載された課税標準所得金額若しくは所得税額が過少であると認められる場合において、政府がこれを更正しなかつたとき、又は政府が更正しなかつたとき。

一 不具者及び未成年者(前年において資産所得又は事業所得を有した場合を除く。)  
 二 寡婦(十八年以上の子を有する場合又は前年において十萬圓をこえる総所得金額を有した場合を除く。)  
 (所得税額の意義)  
 第十九條 市民税の課税標準である所得税額は、前年の所得によつて算定したものとす。  
 (市民税の納税管理)  
 第二十條 市民税の納税義務者が納税管理人を定める場合においては市内において獨立の生計を營む者のうちからこれを定め、その必要を生じた日から十日以内に市長に申告しなければならぬ。

2 前項の規定は當事者連署してこれをしなければならぬ。  
 (市民税の納税管理に係る不申告に關する過料)  
 第二十一條 市民税の納税義務者が前條の規定によつて申告すべき納税管理人について正當な事由がなく、申告しなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。  
 2 前項の過料の額は情狀に因り市長が定める。  
 3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限はその發付した日から二十日以内とする。

第二節 申告 義務  
 (市民税の申告書の提出義務)  
 第二十二條 市民税の納税義務者は、毎年六月十日までに第十七條第一項第一號の者にあつては、前年の総所得金額(不具者及び未成年者にあつては総所得金額、資産所得及び事業所得とする。以下本條及び第二十三條において同様とする。)、課税標準所得金額及び所得税額並びに扶養親族及び不具者の氏名其の他必要な事項を第十七條第一項第二號又は第三號の者にあつては六月一日現在によつて正した課税標準所得金額若しくは所得税額が過少であると認められるとき。

三 同族會社の株主若しくは社員又はこれら親族、使用人等の特殊の關係がある者の課税標準所得金額又は所得税額の算定の基礎となつた所得の計算に、所得税の負擔を不當に減少させるものがあること認められる場合において、政府が所得税法第六十七條の規定による計算をしなかつたとき、又は政府が同上の規定によつて計算した課税標準所得金額若しくは所得税額が過少であると認められるとき。  
 第二十九條 市民税の納税義務者に係る所得税の基礎となつた所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について所得税法に規定する所得及び所得税額の計算方法に從つてその所得を計算し、その計算したとこに基いて市民税の課税標準としての所得税額を算定して市民税を課する。  
 第四款 賦課及び徴収

(市民税の賦課期日)  
 第三十條 市民税の賦課期日は六月一日とする。  
 (市民税の納期)  
 第三十一條 市民税の納期は左の通りとする。  
 第一期 七月一日から同月三十一日まで  
 第二期 九月一日から同月三十日まで  
 第三期 十二月一日から同月三十一日まで  
 第四期 翌年二月一日から同月末日まで  
 2 均等割額によつてのみ課する市民税の納期は前項の規定にかゝらず七月一日から同月三十一日までとする。

(市民税の納期前の納付)  
 第三十二條 市民税の納税者は、徴税令書に記載された納付額のうち到來した納期にかゝる納付額に相當する金額の税金を納付しようとする場合においては、當該納期の後の納期に係る納付額に相當する金額の税金をあわせて納付することができる。  
 2 前項の規定によつて市民税の納税者が當該納期に係る納付額に相當する金額の税金を納付した場合においては、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の千分の五

つて、その事務所、事業所又は家屋敷の所在を市長に申告しなければならぬ。  
 2 前項の場合において第十七條第一項第一號の者について、源泉において徴収された所得税額があるときは、當該納税者は、その税額、徴収の時期、徴収地及び徴収者の氏名又は名稱を明記して申告しなければならない。この場合において徴収者が二以上あるときは、各徴収者についてこれらの事項を申告しなければならない。  
 3 第一項の申告書の様式は市長が定める。

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)  
 第二十三條 第十七條第一項第一號の者は前條の規定による申告をした後に、又は同條の申告期限までに申告しなかつた場合においては、その申告期限後に、その總所得金額、課税標準所得金額又は所得税額について所得税法第四十六條第七項の規定によつて、更正若しくは、決定の通知を受け又は同法第四十八條第五項若しくは、同法第四十九條第五項の規定によつて、決定の通知を受けた場合においては、第二十七條又は、第二十八條の規定を適用して市民税を課していた場合を除きその通知を受けた日から十日以内に別に市長の定める様式によつて市長に申告しなければならない。  
 (市民税に係る不申告に關する過料)  
 第二十四條 市民税の納税義務者が前二條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。  
 2 前項の過料の額は情狀に因り市長が定める。  
 3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限はその發付した日から二十日以内とする。

第三款 課税標準及び税率  
 (均等割額による市民税の税率)  
 第二十五條 均等割額によつて課する市民税の税率は左の各號に掲げるものに對し當該各號に定める額とする。  
 一 第十七條第一項第一號又は第二號の者 六百圓  
 二 第十七條第一項第三號の者 千八百圓

に納期前に係る月數(一月未満の端數がある場合においては十四日以下は切捨て、十五日以上は一月とする。))を乗じて得た額の報奨金を交付する。但し當該納税者の未納に係る徴収金がある場合においてはこれを交付しない。  
 (市民税の納期限の延長)  
 第三十三條 市長は市民税の納税者のうち左の各號の一に該當する認められる場合においては、その申請によつて、三月をこえない限度において納期限の延長をすることができる。  
 一 災害があつた場合において特に必要があるとき。  
 二 納税者又は納税者の生計を一にする親族が疾病のため異常の出費をしたことにより市民税の納付が著しく困難であるとき。  
 三 前二號に掲げるものの外特に延長の必要があるとき。

2 前項の申請をする者は、納期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。  
 一 納税者の住所及び氏名又は名稱  
 二 延長を必要とする事由  
 三 市長は前項の申請書を受理した場合において、當該申請書承認し又は却下したときは、遅滞なくこれを當該申請者に通知しなければならない。  
 (市民税の減免)  
 第三十四條 市民税は左の各號の一に該當する者であつて市長において必要があると認められる者に對しこれを減免する。

一 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者  
 二 學生、生徒その他これらに類する者(獨立の生計を營む場合を除く。)  
 三 民法第三十四條に規定する法人  
 四 前各號に掲げる者の外特別の事由がある者  
 2 前項の規定により、市民税の減免を受けようとする者



し當該納税者に未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

(固定資産税の納期限の延長)  
第五十三條 市長は固定資産税の納税者のうち、左の各號の一に該當するを認める場合においては、その申請によつて三月をこえない限度において、納期限の延長をすることができらる。

- 一 災害があつた場合において特に必要があるとき。
- 二 納税者又は納税者と生計を一にする親族が疾病のため異常の出費をしたことにより固定資産税の納付が著しく困難であるとき。
- 三 前二號に掲げるもの、外特に延長の必要があるとき。

- 1 前項の申請をする者は、納期限までに左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。
- 一 納税者の住所及び氏名又は名稱
- 二 年度、期別及び税額
- 三 延長を必要とする事由

市長は前項の申請書を受理した場合において、當該申請書に承認し、又は却下したときは遅滞なくこれを當該申請者に通知しなければならない。

(固定資産税の減免)  
第五十四條 固定資産税は左の各號の一に該當する固定資産であつて、市長において必要があると認める所有者に對してはこれを減免する。

- 一 天災により著しく價値を減じた固定資産。
- 二 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産。
- 三 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用されるものを除く。)
- 四 前各號に掲げるもの、外特別の事由があるもの。

前項の規定は第三十七條に規定する固定資産に係る固定資産税の納税義務者についてこれを準用する。

前二項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前に左に掲げる事項を記載した申請書に

(自轉車税の納税義務者等)  
第六十五條 自轉車税は自轉車に對してその所有者に課する。自轉車の所有者が法第四百四十三條の規定によつて自轉車税を課することができないものであるときは、その使用者に課する。但し公用又は公共の用に供するものについてはこの限りでない。

(自轉車の課税免除)  
第六十六條 左に掲げる自轉車に對しては自轉車税を課さない。

- 一 商品であつて使用しないもの。
- 二 車輪の直径二十四吋以下であつて専ら小兒が使用するもの。
- 三 学校教育法第一條若しくは第九十八條第一項の學校を設置する學校法人又私立學校法第六十四條第四項の法人、民法第三十四條の法人が設置する圖書館、社會事業法による社會事業の經營者、生活保護法による保護施設の設置者、児童福祉法による児童福祉施設の設置者、身体傷害者福祉法による身体傷害者更生保護施設の設置者、司法保護事業法による司法保護事業の經營者等の所有し且つ直接その事業の用に供する自轉車。

(自轉車税の税率)  
第六十七條 自轉車税の税率は左の各號に定める額とする。

- 一 普通自轉車 一台につき 年額 二百圓
- 二 特殊自轉車 一台につき 年額 四百圓

(自轉車税の賦課期日及び納期)  
第六十八條 自轉車税の賦課期日は四月一日とする。

自轉車税の納期は五月一日から同月三十一日までとする。

(昭和二十五年年度分の自轉車税の特例)  
第六十九條 昭和二十五年年度分の自轉車税の納期に限り前條第二項中「五月一日から同月三十一日まで」とあるのは「昭和二十五年九月一日から同月三十日まで」と読み替へるものとする。

その事由を證明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名稱
- 二 所有者以外の使用者が納税義務者である場合は、固定資産の所有者名
- 三 土地にあつては、その所在地、地番、地目、地積及び價格
- 四 家屋にあつては、その所在地、家屋番號、種類構造、床面積及び價格
- 五 償却資産にあつては、その所在地、種類、數量及び價格
- 六 減免を受けようとする事由

第一項又は第二項の規定により、固定資産税の減免を受けた者がその事由が止んだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税に關する地籍圖等の備付)  
第五十五條 固定資産税に關する地籍圖、土地使用圖、土壤分類圖、家屋見取圖、固定資産買戻記録その他固定資産の評價に關して必要な資料の様式及びその記載事項については市長が定める。

第三款 申告義務  
(固定資産に關する不申告に關する過料)  
第五十六條 償却資産の所有者が法第三百八十三條又は第三百八十四條の規定によつて申告すべき事項について、正當な事由がなく、申告をしなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。

前項の過料の額は情狀により市長が定める。

第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限は、その發付した日から二十日以内とする。

第四款 固定資産の評價及び價格の決定  
(固定資産評價員の設置)  
第五十七條 市長の指揮を受けて固定資産を適正に評價し且つ市長が行う價格の決定を補助するため、固定資産評價員一人を置く。

(自轉車税に關する申告の義務)  
第七十條 自轉車の所有者は左の各號の一に該當する事實が發生した場合はその事實發生の日から十日以内に市長に申告しなければならない。

- 一 所有権を取得又は喪失したとき
- 二 盜難にかかり又は亡失したとき
- 三 盜難又は亡失中のものを發見したとき
- 四 定置所を移轉したとき
- 五 申告後申告事項に異動があつたとき

前項の規定により申告するものは、申告書に左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 所有者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、當該使用者及び所有者共)の住所及び氏名又は名稱
- 二 自轉車の定置所
- 三 自轉車の種類、台數並びに鑑札番號
- 四 事實發生の年月日及びその事由

(自轉車税に關する過料)  
第七十一條 自轉車の所有者が前條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に對して三萬圓以下の過料を科する。

前項の過料の額は情狀により市長が定める。

第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限はその發付の日から二十日以内とする。

(自轉車税の納期限の延長)  
第七十二條 市長は自轉車税の納税者のうち、左の各號の一に該當するを認める場合においては、その申請によつて三月をこえない限度において、納期限の延長をすることができらる。

- 一 災害があつた場合において特に必要があるとき
- 二 納税者又は納税者と生計を一にする親族が疾病のため異常の出費をしたことにより自轉車税の納付が著しく困難であるとき
- 三 前二號に掲げるもの、外特に延長の必要があるとき

(自轉車税の納期限の延長)  
第七十二條 市長は自轉車税の納税者のうち、左の各號の一に該當するを認める場合においては、その申請によつて三月をこえない限度において、納期限の延長をすることができらる。

第五十八條 市長は固定資産評價補助員を選任してこれに固定資産評價員の職務を補助させるものとする。

(固定資産評價員等の選票)  
第五十九條 固定資産評價員又は固定資産評價補助員は固定資産税の賦課徴収に關する調査のため質問又は検査を行う場合においては、當該固定資産評價員又は固定資産評價補助員の身分を證明する選票を携帯しなければならない。

前項の選票の様式は市長が定める。

(固定資産評價審査委員の設置)  
第六十條 固定資産課税台帳に登録された事項(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項を除く。)に關する不服を審査決定するために、固定資産評價審査委員会(以下審査委員会という)を置く。

(委員の手當)  
第六十一條 審査委員の委員に對する手當、旅費、その他の給與の支給に關しては別に條例の定めるところによる。

(審査委員の會議)  
第六十二條 審査委員の會議のための會議の期間は、毎年二月六日から三月十五日までの間において開くものとする。但しその期間以外に會議を開く必要がある場合においては、その會議の期間は審査委員の規程の定めるところによる。

昭和二十五年及び昭和二十六年年度の審査委員の會議のための會議の期間は前項本文の規定にかかわらず昭和二十六年十月一日から同年十一月十日までとする。

(審査の決定に關する記録の作成保存等)  
第六十三條 審査委員は審査に附した事件の件名、議事、表決の數、決定の要領その他必要な事項を記載した審査の議事及び決定に關する記録を作成しなければならない。

審査委員は審査に關する書類を明確に整理して五年間保存しなければならない。

(審査委員の審査の細目等)

前項の申請をするものは、納期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に、延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名稱
- 二 年度及び税額
- 三 延長を必要とする事由

市長は前項の申請書を受理した場合において當該申請書に承認し又は却下したときは遅滞なくこれを當該申請者に通知しなければならない。

(自轉車税の減免)  
第七十三條 左の各號に掲げる自轉車のうち、市長において必要があると認めるものに對しては、自轉車税を免除することができる。

- 一 生活保護法の規定により生活扶助を受けるものが所有し若しくは使用する自轉車、但し一台に限る。
  - 二 その他市長において減免を適當と認める自轉車。
- 前項の規定によつて自轉車税の減免を受けようとする者は、納期限前に左に掲げる事項を記載した申請書にその事由を證明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

納税者の住所及び氏名又は名稱

年度及び税額

減免を受けようとする事由

第一項の規定により自轉車税の減免を受けた者がその事由が止んだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(自轉車税の納期限の延長)  
第七十四條 市長は自轉車を新たに所有するにいたつた者は第七十條の規定による申告をするに、その自轉車の車体に鑑札の取り付けを受けなければならない。

自轉車の製造業者又は販売業者が、商品自轉車の試乗又は運搬のため借用しようとするときは、市長に申請して毎年商品自轉車鑑札の交付を受けることができる。

前項の商品自轉車鑑札は適宜の鑑札に挿入して商品自轉車のハンドルに附けなければならない。

廣島市報 復五三號

4 商品自轉車盤札を紛失又は亡失した場合においては再交付しない。

5 第一項及び第二項の盤札のひな型は市長が定める。

(自轉車盤札の効力)

第七十五條 自轉車盤札は左の各號の一に該當する場合はその効力を失う。

一 盗損、亡失、又は滅したとき

二 盤札の取付を損壞したとき

三 盤札を不正に使用したとき

2 前項の無効盤札を發見したときはこれを押收する。

(盤札の再交付)

第七十六條 盤札を盗損、亡失、滅した又は盤札の取付を損壞したときは、十日以内にその旨を市長に申告し盤札の再交付を受けなければならない。

2 盤札を不正に使用したため押收せられた場合もまた同様とする。

(盤札交付手数料)

第七十七條 第七十四條第二項又は前條の規定により自轉車盤札又は商品自轉車盤札の交付を受けるときは、手数料として左の額を徴収する。

一 普通自轉車盤札 一ケにつき 五十圓

二 特殊自轉車盤札 一ケにつき 五十圓

三 商品自轉車盤札 一ケにつき 百圓

(盤札の返納)

第七十八條 自轉車盤札又は商品自轉車盤札の交付を受けたものが、左の各號の一に該當する場合は十日以内にその旨を市長に申告し盤札を返納しなければならない。

一 自轉車を解体したとき

二 自轉車を本市外の者に譲り渡し又はその定置所を本市外に移轉したとき

三 商品自轉車盤札の交付を受けたものが營業を廢止し又は本市外に移轉したとき

第四節 荷 車 税

(荷車税の納稅義務者等)

第七十九條 荷車税は荷車に對し、その所有者に課する。(荷車税の課稅免除)

2 前項の規定によつて荷車税の減免を受けようとする者は納期限前左に掲げる事項を記載した申請書にその事由を證明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

一 納稅者の住所及び氏名又は名稱

二 年度及び税額

三 減免を受けようとする事由

3 第一項の規定によつて荷車税の減免を受けた者が、その事由が止んだときは直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(荷車の盤札の交付)

第八十八條 荷車を新に所有するにいたつた車は、第八十四條の規定による申告をするとき、その荷車の車体に盤札の取り付けを受けなければならない。

2 前項の盤札のひな型は市長が定める。

(荷車盤札の効力)

第八十九條 荷車盤札は左の各號の一は該當する場合はその効力を失う。

一 盗損、亡失又は滅したとき

二 盤札の取付を損壞したとき

三 盤札を不正に使用したとき

2 前項の無効盤札を發見したときはこれを押收する。

(盤札の再交付)

第九十條 盤札を盗損、亡失、滅した又は盤札の取付を損壞したときは、十日以内にその旨を市長に申告し盤札の再交付を受けなければならない。

2 盤札を不正に使用したため押收せられた場合もまた同様とする。

(盤札交付手数料)

第九十一條 前條の規定により荷車盤札の交付を受けるときは手数料として左の額を徴収する。

一 リヤカー盤札 一ケにつき 五十圓

二 その他の荷車盤札 一ケにつき 二十圓

(盤札の返納)

第九十二條 荷車盤札の交付を受けたものが左の各號の一に該當する場合は十日以内にその旨を市長に申告し盤札

第八十條 左に掲げる荷車に對しては荷車税を課さない。

一 商品であつて使用しないもの。

二 學校教育法による私立の學校及び私立の圖書館、社會事業法による社會事業の經營者、生活保護法による保護施設の設置者、司法保護事業法による司法保護事業の經營者、児童福祉法による児童福祉施設の設置者の所有し且つ直接その事業の用に供する荷車

(荷車税の税率)

第八十一條 荷車税の税率は左の各號に定める額とする。

一 荷積牛馬車 一台につき 年額 八百圓

二 荷積大車 荷台の面積一、七平方メートル以上、四平方メートル未満 荷台の面積一、七平方メートル未満 及びリヤカー 二百圓

(荷車税の賦課期日及び納期)

第八十二條 荷車税の賦課期日は四月一日とする。

2 荷車税の納期は五月一日から同月三十一日までとする。

(昭和三十五年分の荷車税の納期の特例)

第八十三條 昭和三十五年分前條第二項中「五月一日から同月三十一日まで」とあるのは「昭和三十五年九月一日から同月三十一日まで」と読み替へるものとする。

(荷車税に關する申告の義務)

第八十四條 荷車の所有者は左の各號の一に該當する事實が發生した場合はその事實發生の日から十日以内に市長に申告しなければならない。

一 所有権を取得又は喪失したとき

二 盗難又は亡失したとき

三 盜難又は亡失中のものを發見したとき

四 定置所を移轉したとき

五 申告後申告事項に異動があつたとき

2 前項の規定により申告するものは、申告書に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 所有者の住所及び氏名又は名稱

二 荷車の定置所

三 荷車の種類、台數並びに盤札番號

を返納しなければならない。

一 荷車を破損又は解体したとき

二 荷車を本市外の者に譲り渡し又は定置所を本市外に移轉したとき

第五節 電 氣 ガ ス 税

(電氣ガスの納稅義務者等)

第九十三條 電氣ガス税は、電氣又はガスに對し料金(法第四百八十八條の規定による料金相當額を含む。以下同様とする。)を課稅標準としてその使用者に課する。

(電氣ガス税の税率)

第九十四條 電氣ガス税の税率は百分の十とする。

(電氣ガス税の徴收の方法)

第九十五條 電氣ガス税の徴收の方法については、電氣事業者又はガス事業者が自ら電氣又はガスを使用する場合は電氣又はガスを使用者が料金徴收しない他人に電氣又はガスを使用者である場合及び電氣事業者でない者で自ら發電する者(以下「自家發電者」という。)がその自家發電に係る電氣を使用する場合に於ける電氣に對するものについては普通徴收の方法による。

2 前項の規定による場合を除く外、電氣ガス税の徴收については特別徴收の方法による。

(電氣ガス税の特別徴收義務者)

第九十六條 電氣ガス税については、電氣事業者又はガス事業者が特別徴收義務者とする。

2 前項の特別徴收義務者は、その供給する電氣又はガスの使用者の納付すべき電氣ガス税を徴收しなければならない。

3 第一項の特別徴收義務者は、毎月分の徴收すべき電氣ガス税に係る課稅標準額及び税額その他市長の定める事項を記載した納入申告書を翌月末日迄に市長に提出するに共にその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(電氣ガス税に係る更正及び決定等)

第九十七條 市長は前條の規定による納入申告書の提出があつた場合に於て、當該納入申告書に記載された課稅標準額又は税額が、その調査したところと異なるときは、こ

四 事實の發生年月日及びその事由

(荷車税に係る不申告に關する過料)

第八十五條 荷車税の納稅義務者が前條の規定によつて申告すべき事項について、正当な事由がなくして、申告をしなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は情狀により市長が定める。

3 第一項の過料を徴收する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限はその發付の日から二十日以内とする。

(荷車税の納期限の延長)

第八十六條 市長は荷車税の納稅者のうち、左の各號の一に該當するに認められる場合においてはその申請によつて三月をこえない限度において、納期限の延長をすることができる。

一 災害があつた場合において特に必要があるとき

二 納稅者又は納稅者を生計を一にする親族が疾病のため異常の出費をしたことに因り、荷車税の納付が著しく困難であるとき

三 前二項に掲げるもの以外、特に延長の必要があるとき

2 前項の申請をする者は納期限までに左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

一 納稅者の住所及び氏名又は名稱

二 年度及び税額

三 延長を必要とする事由

3 市長は前項の申請書を受理した場合において當該申請を承認し、又は却下したときは遅滞なくこれを當該申請者に通知しなければならない。

(荷車税の減免)

第八十七條 市長は左の各號に定める荷車のうち、必要があるに認められるものに對し荷車税を減免する。

一 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者が所有する荷車、但し一人一台に限る

二 その他市長において減免を適當と認める荷車

これを更正する。

2 市長は特別徴收義務者が納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合に於ては、その調査によつて納入申告すべき課稅標準額及び税額を決定する。

3 市長は前二項の規定によつて更正し又は決定した課稅標準額又は税額について、調査によつて過大であることを見出した場合、又は過少であり且つ過少であることが特別徴收義務者の詐偽その他の不正行為の因るものであることを發見した場合に限りこれを更正する。

4 市長は前三項の規定によつて更正し又は決定した場合においては、これを特別徴收義務者に通知する。

(電氣ガス税の特別徴收義務者の帳簿記載義務)

第九十八條 電氣ガス税の特別徴收義務者は、毎月二十日までに前月中において料金を算定した電氣又はガスに關し、左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 電氣の使用者又はガスの使用者の數

二 種類毎に區分した電氣又はガスの料金の總額及びその税額

三 電氣の使用者又はガスの使用者であつて、電氣ガス税を課せられない者の數

四 前各號に掲げるもの以外、市長において必要と認めらるる事項

2 前項の帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならない。

(電氣ガス税の特別徴收義務者に係る)

(帳簿記載に關する罪)

第九十九條 前條の規定により帳簿に記載すべき事項について、正当な事由がなくしてその記載をせず又は虚偽の記載をした場合、若しくは前條第二項の規定によつて保存すべき帳簿を一年間保存しなかつた場合において、その者に對し三萬圓以下の罰金の刑を科する。

(特別徴收に係る電氣ガス税の納期等)

第一百條 特別徴收に係る電氣ガス税については、前月中旬において使用した電氣又はガスに對するものを、毎月一日から末日までを納期としてこれを徴收する。

(普通徴收に係る電氣ガス税の申告)

廣島市報 復五三號

廣島市報 復活五三號

第百一條 電氣業者が業者又は自家發電者は、普通徴収に係る電氣ガスを税に關して、毎月十日迄に左に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- 一 主たる事業所の所在地、氏名又は名稱
- 二 電氣又はガスの使用場所
- 三 電氣又はガスの使用場所毎に区分した前月中の使用量及びこれに相當する料金額

(電氣ガスの不申告に關する過料)

第百二條 電氣ガスの納税義務者が、前條の規定によつて申告すべき事項について、正當な事由がなく申告しなかつた場合に於ては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。

第百三條 法第四百八十九條の規定の適用を受ける電氣の使用量は、毎月二十日までにその使用する電氣につき、左に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名稱
- 二 業務の種類
- 三 前月の電氣使用量及び料金又は料金相當額
- 四 電氣税の課税部分と非課税部分とに区分した使用量及び料金又は料金相當額の明細

(電氣ガスの納期限の延長)

第百四條 市長は、電氣ガスの特別徴収義務者又は普通徴収に係る納税者のうち、左の各號の一に該當するに認められる場合に於ては、その申請によつて特別徴収義務者に對しては三十日を、普通徴収に係る納税者に對しては三月をこえない限度において納期限の延長をすることができ、

一 特別徴収義務者が既收の税金を失つた場合において、天災その他避けることができない事由によるものであるとき

二 普通徴収に係る納税者又は納税者と生計を一にする親族が、疾病のため異常の出費をしたことにより電氣ガスの納付が著しく困難であるとき

三 普通徴収に係る納税者で災害があつた場合に於て特に必要があるとき

四 普通徴収に係る納税者で前二號に掲げるもの外、特に延長の必要があるとき

前項の申請をする者は、納入又は納付の期限までに左に掲げる事項を記載した申請書に、延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者又は普通徴収に係る納税者の住所及び氏名又は名稱

二 年度、納期の別及び納入金額又は税額

三 延長を必要とする事由

市長は、前項の申請書を受理した場合において、當該申請を承認し又は却下したときは、遅滞なくこれを當該申請者に通知しなければならない。

第六節 廣 告 税

(廣告税の納税義務者等)

第百五條 廣告税は廣告(新聞、雜誌、書籍による廣告並びに放送法第五十一條の規定による廣告を除く)に對し、その廣告料金、表示面積、又は個數を課税標準とし、その廣告主に課する。

前項の廣告料金は、廣告料、揭示料、手数料その他何らの名義をもつてするを問はず、廣告主が廣告の對價として支拂うべき金額を、又自己の爲に廣告をする場合又は無料若しくは特に低額の料金をもつて廣告をする場合において、その廣告の對價として通常支拂うべき金額をい、表示面積とは表示面の外廓によつて計算したものをいう。

(廣告税の税率)

第百六條 廣告税の税率は、左の各號に掲げる廣告についてそれ／＼當該各號に定めるものとする。

第一種

- 一 汽車、電車、自動車、汽船その他の交通運輸業の設備による廣告(第二種第三號に該當するものを除く)

二 映画入場券、乗車船券、電話番號記入表、氣球又は照明による廣告(廣告業を營むものとする廣告に限る)又は音聲による廣告その他これらに類するものによる廣告

三 前二號の外請負又は委任による廣告業者のなす廣告(第二種第三號に該當するものを除く)但し立看板、掛看板、幟、旗その他これらに類するものによる廣告及びポスターによる廣告については、映画館、公衆浴場その他これらに類する場所におけるものに限り、廣告料金の百分の十

第二種

- 一 立看板、掛看板、幟、旗その他これらに類するものによる廣告(第一種第一號及び第三號に該當するものを除く)
- 二 ポスターによる廣告(第一種第一號及び第三號に該當するものを除く)
- 三 チラシ、カレンダー商品目錄、案内表、給はがきその他これらに類するものによる廣告
- 四 千箇又はその端數について 五十圓

千箇又はその端數について 五十圓

四 建植看板、野立看板、額面廣告、照明による廣告(廣告業を營むものとする廣告を除く)どん帳、引幕、廣告塔その他これらに類するものによる廣告(第一種第一號及び第三號に該當するものを除く)

而積一坪又はその端數について 年額三百圓

(廣告税の賦課期日及び納期)

第百七條 前條第一種の廣告税のうち、廣告主自らする廣告並びに同條第二種第一號及び第三號の廣告に對する廣告税の賦課期日は、納税義務發生の日とし、その納期は徵稅令書に指定した日とする。

前條第二種第四號の廣告に對する廣告税の賦課期日は、毎年四月一日としその納期は五月一日から同月三十一日までとする。

(昭和二十五年度分の廣告税の納期の特例)

第百八條 昭和二十五年年度分に限り、前條第二項中「五月一日から同月三十一日まで」とあるのは「昭昭二十五年

九月一日から同月三十日まで」と読み替へるものとす

(廣告税の徴収の方法)

第百九條 第百六條第二種の廣告並びに同條第一種の廣告のうち、廣告主が自己のために自らする廣告に對する廣告税の徴収については、普通徴収の方法による。

第百六條第一種の廣告(廣告主が自己のために自らする廣告を除く)に對する廣告税の徴収については、特別徴収の方法による。

(廣告税の特別徴収義務者)

第百十條 廣告税の特別徴収義務者は、廣告業者及び廣告業者以外の者で他人のために廣告する者とする。

前項の特別徴収義務者は、その廣告にかゝる廣告主の納付すべき廣告税を徴収しなければならない。

第一項の特別徴収義務者は、毎月分の徴収すべき廣告税に係る廣告について、その種類、數量、場所年月日期間廣告料金、廣告税額及び廣告主の住所氏名その他市長の定める事項を記載した納入申告書を毎月十日までに市長に提出するに、その納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(廣告税に係る更正及決定等)

第百十一條 市長は前條第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、當該納入申告に係る課税標準又は税額がその調査したところと異なるときはこれを更正する。

市長は特別徴収義務者が納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合に於ては、その調査によつて納入申告すべき課税標準及び税額を決定する。

市長は前二項の規定によつて更正し又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて過大であることが發見した場合、又は過少であり且つ過少であることが特別徴収義務者の許容その他不正の行為によるものであることを發見した場合に限りこれを更正する。

市長は前三項によつて更正し又は決定した場合において、これを特別徴収義務者に通知する。

(廣告税に係る特別徴収義務者の納付申告)

第百十二條 廣告業を經營しようとするものは、經營開始の日の前日までにその事業所ごとに、左に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、十日以内にその旨を申告しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名稱
- 二 事業所の所在地
- 三 廣告事業の内容
- 四 廣告事業開始の日

本條例施行の日に於て當該事業を經營している者は、前項に準じて直ちに申告書を市長に提出しなければならない。

(普通徴収に係る廣告税に關する申告の義務)

第百十三條 普通徴収に係る廣告税の納税義務者は、廣告税を課せらるべき事實が發生し又は消滅したときは、その發生又は消滅の日から十日以内に左に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。その申告した事項に異動があつた場合においても又同様とする。

第百六條第一種第一號又は第二號に掲げる廣告については、その種類、場所、廣告年月日、期間並びにその料金

第百六條(第二種第一號又は第四號に掲げる廣告)については、一個ごとの種類、場所、廣告年月日、期間、表示面積その他必要な事項

第百六條第二種第二號又は第三號に掲げる廣告については、その個數、場所、廣告年月日及び期間

(廣告税に關する不申告に關する過料)

第百十四條 廣告税の特別徴収義務者又は納税義務者が、前二條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。

前項の過料の額は情狀に因り市長が定める。

第一項の過料を徴収する場合において發する納税告知書に指定すべき納期限は、その發付の日から二十日以内とする。

(廣告税の納期限の延長)

第百十七條 市長は、廣告税の特別徴収義務者又は普通徴収に係る納税者のうち左の各號の一に該當するに認められる場合においては、當該特別徴収義務者に對しては三十日を、納税者に對しては三月をこえない限度において、その納入又は納付の期限の延長をすることができ、

一 特別徴収義務者が既收の税金を失つた場合において、天災その他避けることができない事由によるものであるとき

二 普通徴収による納税者で災害があつた場合において特に必要があるとき

三 普通徴収に係る納税者又は納税者と生計を一にする親族が、疾病のため異常の出費をしたことにより、廣告税の納付が著しく困難であるとき

四 普通徴収に係る納税者で前二號に掲げるもの外、特に延長の必要があるとき

前項の申請をする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前七日までに、臨時に賦課するものにあつては、その事由發生の都度、特別徴収に係るものにあつては納入の期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

第百十五條 廣告税の特別徴収義務者は、毎月十日までに徴収すべき廣告税について、その種類、數量、面積、場所、年月日、期間、廣告料金、廣告税額並びに廣告主の住所、氏名を帳簿に記載しなければならない。

前項の帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならない。

(廣告税の特別徴収義務者の帳簿記載義務)

第百十六條 前條の規定により帳簿に記載すべき事項について、正當な事由がなくその記載をせず又は虚偽の記載をした場合若しくは前條第二項の規定によつて保存すべき帳簿を一年間保存しなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の罰金の刑を科する。

(廣告税の納期限の特例)

第百十七條 市長は、廣告税の特別徴収義務者又は普通徴収に係る納税者のうち左の各號の一に該當するに認められる場合においては、當該特別徴収義務者に對しては三十日を、納税者に對しては三月をこえない限度において、その納入又は納付の期限の延長をすることができ、

一 特別徴収義務者が既收の税金を失つた場合において、天災その他避けることができない事由によるものであるとき

二 普通徴収による納税者で災害があつた場合において特に必要があるとき

三 普通徴収に係る納税者又は納税者と生計を一にする親族が、疾病のため異常の出費をしたことにより、廣告税の納付が著しく困難であるとき

四 普通徴収に係る納税者で前二號に掲げるもの外、特に延長の必要があるとき

前項の申請をする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前七日までに、臨時に賦課するものにあつては、その事由發生の都度、特別徴収に係るものにあつては納入の期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

第百十八條 昭和二十五年年度分に限り、前條第二項中「五月一日から同月三十一日まで」とあるのは「昭昭二十五年

廣島市報 復活五三號

九月一日から同月三十日まで」と読み替へるものとす

(廣告税の徴収の方法)

第百九條 第百六條第二種の廣告並びに同條第一種の廣告のうち、廣告主が自己のために自らする廣告に對する廣告税の徴収については、普通徴収の方法による。

第百六條第一種の廣告(廣告主が自己のために自らする廣告を除く)に對する廣告税の徴収については、特別徴収の方法による。

(廣告税の特別徴収義務者)

第百十條 廣告税の特別徴収義務者は、廣告業者及び廣告業者以外の者で他人のために廣告する者とする。

前項の特別徴収義務者は、その廣告にかゝる廣告主の納付すべき廣告税を徴収しなければならない。

第一項の特別徴収義務者は、毎月分の徴収すべき廣告税に係る廣告について、その種類、數量、場所年月日期間廣告料金、廣告税額及び廣告主の住所氏名その他市長の定める事項を記載した納入申告書を毎月十日までに市長に提出するに、その納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(廣告税に係る更正及決定等)

第百十一條 市長は前條第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、當該納入申告に係る課税標準又は税額がその調査したところと異なるときはこれを更正する。

市長は特別徴収義務者が納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合に於ては、その調査によつて納入申告すべき課税標準及び税額を決定する。

市長は前二項の規定によつて更正し又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて過大であることが發見した場合、又は過少であり且つ過少であることが特別徴収義務者の許容その他不正の行為によるものであることを發見した場合に限りこれを更正する。

市長は前三項によつて更正し又は決定した場合において、これを特別徴収義務者に通知する。

(廣告税に係る特別徴収義務者の納付申告)

第百十二條 廣告業を經營しようとするものは、經營開始の日の前日までにその事業所ごとに、左に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、十日以内にその旨を申告しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名稱
- 二 事業所の所在地
- 三 廣告事業の内容
- 四 廣告事業開始の日

本條例施行の日に於て當該事業を經營している者は、前項に準じて直ちに申告書を市長に提出しなければならない。

(普通徴収に係る廣告税に關する申告の義務)

第百十三條 普通徴収に係る廣告税の納税義務者は、廣告税を課せらるべき事實が發生し又は消滅したときは、その發生又は消滅の日から十日以内に左に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。その申告した事項に異動があつた場合においても又同様とする。

第百六條第一種第一號又は第二號に掲げる廣告については、その種類、場所、廣告年月日、期間並びにその料金

第百六條(第二種第一號又は第四號に掲げる廣告)については、一個ごとの種類、場所、廣告年月日、期間、表示面積その他必要な事項

第百六條第二種第二號又は第三號に掲げる廣告については、その個數、場所、廣告年月日及び期間

(廣告税に關する不申告に關する過料)

第百十四條 廣告税の特別徴収義務者又は納税義務者が、前二條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。

前項の過料の額は情狀に因り市長が定める。

第一項の過料を徴収する場合において發する納税告知書に指定すべき納期限は、その發付の日から二十日以内とする。

(廣告税の納期限の特例)

第百十七條 市長は、廣告税の特別徴収義務者又は普通徴収に係る納税者のうち左の各號の一に該當するに認められる場合においては、當該特別徴収義務者に對しては三十日を、納税者に對しては三月をこえない限度において、その納入又は納付の期限の延長をすることができ、

一 特別徴収義務者が既收の税金を失つた場合において、天災その他避けることができない事由によるものであるとき

二 普通徴収による納税者で災害があつた場合において特に必要があるとき

三 普通徴収に係る納税者又は納税者と生計を一にする親族が、疾病のため異常の出費をしたことにより、廣告税の納付が著しく困難であるとき

四 普通徴収に係る納税者で前二號に掲げるもの外、特に延長の必要があるとき

前項の申請をする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前七日までに、臨時に賦課するものにあつては、その事由發生の都度、特別徴収に係るものにあつては納入の期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

廣島市報 復活五三號

一 特別徴収義務者は普通徴収に係る納税者の住所及び氏名又は名稱

二 年度、廣告の種類及び税額

三 延長を必要とする事由

市長は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請書承認し、又は却下したときは、遅滞なく、これを當該申請者に通知しなければならない。

(廣告税の減免)

第十八條 廣告税は、社會事業のためにする廣告又は講演會若しくは演説會等で、入場料を徴収しないものに關する廣告であつて、市長において必要があるを認める者に對してこれを減免する。

前項の規定によつて廣告税の減免を受けようとする者は納期限の定めがあるものにあつては納期限前七日までに、その他のものにあつてはその事由發生の都度左に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を證明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 納税者の住所及び氏名又は名稱

二 年度及び税額

三 減免を受けようとする事由

第一項の規定によつて廣告税の免除を受けたものは、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

第七節 接客人税

(接客人税の納税義務者)

第九十九條 接客人税は、ダンサーその他これらに類する者に對しこれを課する。

(接客人税の税率)

第一百零一條 接客人税の税率は一人一月につき百圓とする。

(接客人税の賦課期日及び納期)

第一百零二條 接客人税の賦課期日は毎月一日とする。

接客人税の納期は毎月一日から末日までとする。

(接客人税の申告義務)

第一百零三條 接客人税の納税義務者は接客人税を課せられるべき事實の發生又は消滅した場合においては、直ちに左に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

一 住所及び氏名、生年月日

二 就業の場所及び職種

三 就業又は離業の年月日

(接客人税に係る不申告に關する過料)

第九十二條 接客人税の納税義務者が前條の規定によつて申告すべき事項について、正當な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。

前項の過料の額は情狀により市長が定める。

第一項の過料を徴収する場合において發する納税告知書に指定すべき納期限はその發付の日から二十日以内とする。

(接客人税の納期限の延長)

第九十四條 市長は、接客人税の納税者のうち左の各號の一に該當するを認められる者に對しては、その申請によつて、三月をこえない限度において、納期限の延長をすることが出来る。

一 災害があつた場合において特に必要があるとき

二 納税者又は納税者の生計を一にする親族が疾病のため異常の出費をしたことにより、接客人税の納付が著しく困難であるとき

三 前二號に掲げるもの外、特に延長の必要があるとき

前項の申請をするものは、納期限までに、左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

市長は、前項の申請書を受理した場合において、當該申請書承認し、又は却下したときは、遅滞なく、これを當該申請者に通知しなければならない。

### 廣島市規程第四十一號

廣島市役所設置規則の一部を改正する規則

廣島市役所設置規則(昭和二十三年八月二十日規則第二十八號)の一部を次のように改正する。

第一條の一部を次の通り改める。

「總務局」の「稅務課」を削除し次の通り加える。

市民稅課 庶務係 市民稅係 雜種稅係

資産稅課 土地資産係 家屋資産係 債權資産係

徵收課 徵收第一係 徵收第二係 徵收第三係

第二條の一部を次の通り改める。

「總務局」の「稅務課」を削除し次の通り加える。

市民稅課

廣島市長代理 奥田達郎

廣島市助役 奥田達郎

一 稅務關係の行事故案に關すること

二 諸法規に關すること

三 租稅完納運動に關すること

四 豫算決算に關すること

五 稅收入の徴記、記載整理に關すること

六 課内庶務に關すること

市民稅係

一 市民稅に關すること

雜種稅係

一 自轉車稅、荷車稅、電氣ガス稅、木村引取稅廣告稅等雜稅に關すること

二 舊法による稅收入に關すること

三 雜稅の檢稅連稅檢舉に關すること

資産稅課

土地資産係

一 土地台帳名簿整理に關すること

二 土地の評價に關すること

三 課内庶務に關すること

家屋資産係

一 家屋台帳名簿整理に關すること

二 家屋評價に關すること

廣島市報 復活五三號

一 納税者の住所及び氏名

二 年度、納期の別及び税額

三 延長を必要とする事由

市長は、前項の申請書を受理した場合において、當該申請書承認し、又は却下したときは、遅滞なく、これを當該申請者に通知しなければならない。

一 債權資産係

一 債權資産課稅台帳整理に關すること

二 債權資産の評價に關すること

三 土地家屋債權資産合計簿整理に關すること

四 固定資産稅の賦課に關すること

五 固定資産評價審査委員會に關すること

徵收課

徵收第一係

一 滯納金の囑託受託に關すること

二 差押物件の公賣交付要求に關すること

三 收入金の證憑書の計算に關すること

四 徵收簿の收入整理に關すること

五 繰越簿の整理に關すること

六 過課納金還付に關すること

七 課内庶務に關すること

徵收第二係

一 納稅督促及び滯納金の徵收に關すること

二 滯納處分執行に關すること

徵收第三係

一 納稅督促及び滯納金の徵收に關すること

二 滯納處分執行に關すること

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市規程第四十二號

廣島市市長 濱井信三

第一條 樋門を管理するため樋守を置く。

第二條 樋守は市長がこれを委嘱する。

第三條 樋守は左の事項を守らなければならない。

一 常に樋門を保守し、必要に應じ樋門を閉閉すること

二 天災、風雨に際しては、樋門の修補を緊急に行い、破損を生じ久候損のおそれがあるときは、應急措置を講じ直ちに市長に報告すること

廣島市長代理 奥田達郎

廣島市助役 奥田達郎

一 債權資産係

一 債權資産課稅台帳整理に關すること

二 債權資産の評價に關すること

三 土地家屋債權資産合計簿整理に關すること

四 固定資産稅の賦課に關すること

五 固定資産評價審査委員會に關すること

徵收課

徵收第一係

一 滯納金の囑託受託に關すること

二 差押物件の公賣交付要求に關すること

三 收入金の證憑書の計算に關すること

四 徵收簿の收入整理に關すること

五 繰越簿の整理に關すること

六 過課納金還付に關すること

七 課内庶務に關すること

徵收第二係

一 納稅督促及び滯納金の徵收に關すること

二 滯納處分執行に關すること

徵收第三係

一 納稅督促及び滯納金の徵收に關すること

二 滯納處分執行に關すること

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市報 復活五三號

(接客人税の減免)

第九十五條 市長は左の各號に掲げる者のうち必要があるを認められる者に對しては接客人税を減免する。

一 災害その他特別の事情に因り納稅困難な者

二 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

三 賦課期日現在において、前月の賦課期日後引續き休業中の者

前項の規定によつて減免を受けようとする者は納期限前左に掲げる事項を記載した申請書にその事由を證明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

一 納税者の住所及び氏名又は名稱

二 年度、納期及び税額

三 減免を受けようとする事由

第一項の規定によつて接客人税の減免を受けた者がその事由が止んだときは直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年分の市稅から適用する。但し電氣ガス稅、接客人税については昭和二十五年九月一日以後の分から適用する。

昭和二十四年度分以前の市稅(電氣ガス稅附加稅、木材引取稅附加稅、遊興飲食稅附加稅、畜稅及び接客人税については昭和二十五年八月三十一日以前)についてはなお従前の例による。

この條例施行前にした行爲に對する改正前の市稅に係る罰則及び過料の適用についてはなお従前の例による。

昭和二十二年九月廣島市條例第十八號廣島市稅條例、昭和二十二年十二月廣島市條例第十三號廣島市縣民稅條例及び昭和二十三年六月廣島市條例第二十號廣島市禮札手数料條例はこれを廢止する。

廣島市長代理 奥田達郎

廣島市助役 奥田達郎

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

廣島市長代理 奥田達郎

廣島市助役 奥田達郎

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

廣島市長代理 奥田達郎

廣島市助役 奥田達郎

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

一 廣島市市長 濱井信三

廣島市報 復活五三號

條に規定する當該吏員の職權に關すること  
 四 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四號)第十  
 三條に規定する當該吏員の職權に關すること  
 五 (い)獸處理場等に關する法律(昭和二十三年法律第  
 百四十號)第六條に規定する當該吏員の職權に關する  
 こと  
 六 墓地埋葬等に關する法律(昭和二十三年法律第四十  
 八號)第十八條に規定する當該吏員の職權に關するこ  
 と  
 七 その他環境衛生に關すること  
 第四條 監視員は、その前月の間に行つた職務の實施狀況  
 及びその月の實施計畫を毎月五日までに、保健課長又は  
 保健所長に報告しなければならない。  
 第五條 監視員はその職務を行うときは、忠實に法令に従  
 い、特に左に掲げる事項に留意しなければならない。  
 一 監視員は、その職務を行うときは必ず監視員章(以  
 下監視員章)を身に用ひ、監視員手帳(以下手帳  
 といふ)の表紙の裏面に監視員の證票(以下證票とい  
 う)をさしはさんで携帯し、その職務を行う前に關係  
 者にこれを提示すること  
 二 その職務は、原則としてその營業時間(公開時間)  
 中に限ることとし、且つみだりに營業者の正當な業務を  
 妨害しないこと  
 三 監視員は職務上知り得た秘密を漏らさないこと、監  
 視員を退職した後においても同様とする  
 四 第三章は左胸部につけること  
 第六條 印章、手帳、及び證票は職務を行うとき以外に使  
 用してはならない。  
 第七章 印章、手帳及び證票を失つたときは、三日以  
 内にその番號、及び若しくは紛失の年月日、場所  
 及びその理由を具して市長に届出なければならない。  
 印章、手帳及び證票の有効期間が過ぎたときは、印章  
 格を失つたときは三日以内にその印章、手帳及び證票を  
 市長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日  
 から適用する。  
 文書の格式及び文書用語等に關する規程の一部を改正する  
 規則を次のように制定する。  
 昭和二十五年八月三十日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
**廣島市規則第四十四號**  
 文書の格式及び文書用語等に關する規程の  
 一部を改正する規則  
 一 文書の格式及び文書用語等に關する規程(昭和二十四年四  
 月三十日規則第七號)の一部を次のように改正する。  
 第五條の一部を次の通り改める。  
 二 條例記載例中  
 「一制定」を「一公布」に、  
 制定の前文を「何々條例を、ここに公布する」に改める。  
 「二改正」の前文を「何々條例の一部(何々條例)を改正  
 する條例をここに公布する」に改める。  
 「三廢止」の前文を  
 「何々條例を廢止する條例を、ここに公布する」に改め  
 る。  
 「三 規則記載例」中制定の前文を  
 「何々規則を、ここに公布する」に改める。  
 第五條第一號乃至第三號中「市長名」を「市長署名」に夫  
 々改める。  
 「四 告示」中「一」を次のように改める。  
 一 規程  
 何々規程を次のように定める。  
 年 月 日  
 市長 名 〇  
 廣島市告示 甲第 號  
 乙第 號  
 何々規程  
 第一條 何々  
 第二條 何々

一六

(以下條例の例による)  
 (一) 改正  
 何々規程の一部(何々規程)を改正する規程を次のように  
 定める。  
 年 月 日  
 市長 名 〇  
 廣島市告示 甲第 號  
 乙第 號  
 何々規程の一部(何々規程)を改正する規程  
 何々規程( 年 月 日廣島市告示 甲第號)  
 の一部を次のように改める。  
 (以下條例の例による)  
 (二) 廢止  
 何々規程を廢止する規程を次のように定める。  
 年 月 日  
 市長 名 〇  
 廣島市告示 甲第 號  
 乙第 號  
 何々規程を廢止する規程  
 何々規程( 年 月 日廣島市告示 甲第號)  
 は、 年 月 日限り、これを廢止する。  
 (以下條例の例による)  
 四 公表を必要とする場合の前文  
 「何々規程を次のように定める」を「何々規程を次のよう  
 に定めたから公表する」にする。  
 (以下規程の制定、改廢の例による)  
 附 則  
 この規則は、昭和二十五年九月一日から施行する。  
 昭和二十五年八月三十日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
**廣島市規則第四十五號**  
 廣島市危險物取締條例施行細則の  
 一部を改正する規則  
 廣島市危險物取締條例施行細則(昭和二十三年十二月二十  
 二)

三日廣島市規則第六二號)に次の一條を加え、第二十六條  
 を第二十七條とする。  
 第二十六條 條例及びこの規則に規定する市長の權限は、  
 すべて消防長に委任する。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 昭和二十五年八月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

**廣島市規則第四十六號**  
 廣島市食品衛生取扱規則の一部を改正する規則  
 廣島市食品衛生取扱規則(昭和二十五年六月十三日廣島市  
 規則第二十二號)の一部を次のように改める。  
 第一條中第五號「氷卸賣業」を「魚介類販賣業(設備を設  
 け鮮魚介類を販賣する營業。但し、魚介類を生きているま  
 ま販賣する營業を除く)に改め、第五號の次に左の通り加  
 える。  
 六 氷雪販賣業  
 第五條第一項中「第二十一條」を「二十一條第一項」に  
 改め、「届出」の下に、「又は同條第二項の規定による  
 承認願」を「様式第三號」の下に「又は様式第三號の二  
 」を加える。  
 同條第二項中「届出」の下に「又は承認願」を「届出済證  
 印」の下に「又は様式第四號の二による承認印」を加え  
 る。  
 第十二條 削 除  
 様式第一號の五中「營業設備の概要(各々別に添えること  
 )」を「營業設備並びにこれに使用する材料及び装置を細  
 部にわたつて示した設計書及び見取圖」に改め、「五」の  
 次に「六」の款の寫(法人の場合に添附すること)を加え  
 る。  
 様式第三號中「施行規則第二十一條」を「施行規則第二十  
 一條第一項」に改め、様式第三號の次に、左の様式を加え  
 る。

式第三號の二  
 食品衛生法施行規則第二十一條第二項の  
 規定による承認願  
 左記の通り變更致したので、承認して下さい。お願  
 い致します。  
 申請者 住所 氏 名  
 (法人の場合はその名稱、  
 所在地、及び代表者氏名)  
 營業所の所在地  
 營業の種類及び名稱  
 許可年月日及び許可指令番號  
 一 變更事項  
 理由  
 昭和 年 月 日  
 右申請者 氏 名  
 廣島市長 氏 名  
 式第四號の次に左の様式を加える。  
 十センチメートル  
 右承認する  
 昭和 年 月 日  
 廣島市長 名  
 式第七號 削 除  
 附 則  
 一 この規則は、昭和二十五年七月一日から、これを適用  
 する。  
 二 この規則施行の際現に廣島縣水産衛生條例(昭和二十  
 四年廣島縣條例第三十二號。以下「條例」といふ)の規  
 定により、知事の許可を受けて行つて居る營業で、食品  
 衛生法施行規則第十九條並びに食品衛生法第二十九條の  
 二の規定による營業及び処分を定める政令(昭和二十五  
 年政令第五十二號)の規定により、新たに市長の許可を  
 受けなければならぬものについては、條例の規定の規  
 定により知事に提出した許可申請書をもつて、この規則  
 第一條の規定による許可申請書の提出があつたものとみ  
 なし、食品衛生法第二十條の規定により許可したものと  
 する。

廣島市規則第四十七號  
 飲食店營業許可等に關する手数料規則の一部を改正する規  
 則を次のように制定する。  
 昭和二十五年八月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
**廣島市規則第四十七號**  
 飲食店營業許可等に關する手数料規則の一部を改正する規  
 則を改正する規則  
 一 飲食店營業許可等に關する手数料規則(昭和二十五年六月  
 八日廣島市規則第十七號)の一部を次のように改める。  
 第一條中第三號「食肉販賣業許可手数料五百円」を「氷菓  
 子製造業許可手数料五百円」に、第四號「氷の卸賣業許可  
 手数料五百円」を「食肉販賣業許可手数料五百円」に、第  
 五號「氷菓子製造業(アイスクリームを含む)許可手数料  
 五百円」を「魚介類販賣業許可手数料五百円」に改め、第  
 五號の次に「六、氷雪販賣業許可手数料五百円」を加え、  
 「第六號」を第七號とし、以下順次繰り下げる。  
 附則中「第七號及び第八號」を「第八號及び第九號」に改  
 める。  
 附 則  
 この規則は、昭和二十五年七月一日から、適用す。

告 示

**廣島市告示第四十八號**  
 昭和二十五年八月二十九日  
 廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎  
 其の六火川川席等のため、在外中の市長は、昭和二十五年  
 八月三十日早朝歸朝するので、地方自治法(昭和二十二年  
 法律第六十七號)第五十二條第一項の規定による廣島市  
 助役奥田達郎の職務代理權は、以後消滅する。

廣島市告示第四十九號

昭和二十五年八月二十九日

廣島市長代理 奥田達郎

當せん金附證券法第八條第一項の規定により、第一回廣島市當せん金附證券の發賣について次のように告示する。

- 一、名 稱 廣島市教育復興債
二、受託銀行 東京千代田區内幸町一ノ一 株式會社 日本勸業銀行
三、發賣の枚數及び總額 200,000枚 5,000,000圓
四、證券金額 貳拾五圓
五、發賣期間 昭和二十五年九月五日より 昭和二十五年十月五日まで
六、抽せん期日 昭和二十五年十月十日
七、支拂期日 昭和二十五年十月二十日より 昭和二十六年十月十九日まで
八、當せん金 發行總額に對し次の通りとする
九、注意事項
(一) 受託銀行から直接に購入した者又は、その相續人その他の一般承継人以外の者は當せん金を受領できない
(二) 證券の轉賣はできない

廣島市告示第五十號

八月二十九日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年八月二十九日 廣島市長代理 奥田達郎

昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加

- 一、縣支出金 金參百萬圓也
二、補助金 金參百萬圓也
三、寄附金 金參百拾五萬五千四百參拾五圓也
四、繰越金 金參百萬圓也
五、前年度繰越金 金參百萬圓也
六、歳入合計 金九百拾五萬五千四百參拾五圓也
七、教育費 金九百拾五萬五千四百參拾五圓也
八、社會教育費 金九百拾五萬五千四百參拾五圓也
九、歳出合計 金九百拾五萬五千四百參拾五圓也
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第五十一號

昭和二十五年國勢調査における指導員の氏名並びにその擔當する調査區番號、調査區域及び調査員氏名を次の通り告示する。

Table with columns: 氏名 (Name), 擔當 (Assigned), 國勢調査區番號 (National Census District Number), 調査區域 (Survey Area), 指導員氏名 (Supervisor Name). Lists various districts and their respective supervisors.

Table listing various districts and their corresponding supervisors for the 49th notice. Columns include district names and supervisor names.

Table listing various districts and their corresponding supervisors for the 50th notice. Columns include district names and supervisor names.

Table listing various districts and their corresponding supervisors for the 51st notice. Columns include district names and supervisor names.

Table listing various districts and their corresponding supervisors for the 51st notice. Columns include district names and supervisor names.

Table with columns for names (e.g., 山岩, 神田, 大士), birth dates, and locations (e.g., 山岩, 神田, 大士). Includes a small table for '坂本キキ' at the bottom.

Table with columns for names (e.g., 久坂, 吉川, 前田), birth dates, and locations (e.g., 久坂, 吉川, 前田). Includes a small table for '吉益周' at the bottom.

Table with columns for names (e.g., 宮崎, 高橋, 石橋), birth dates, and locations (e.g., 宮崎, 高橋, 石橋). Includes a small table for '木村帝男' at the bottom.

Table with columns for names (e.g., 田平, 新島, 吉田), birth dates, and locations (e.g., 田平, 新島, 吉田). Includes a small table for '竹升' at the bottom.

Table with columns for names (e.g., 正平, 中武, 大高), birth dates, and locations (e.g., 正平, 中武, 大高). Includes a small table for '高橋昇' at the bottom.

Table with columns for names (e.g., 鼻岩, 古河, 藤崎), birth dates, and locations (e.g., 鼻岩, 古河, 藤崎). Includes a small table for '石橋精進' at the bottom.

廣島市報 復活五三號

二〇



廣島市報 復活五三號

高山山和川中平不上山村見官川上上 田山山和川中平不上山村見官川上上 田山山和川中平不上山村見官川上上	酒宮山福大長齊松岡村神森谷岸國 井木代原前戸藤田野上川岡本本岡 實作次太利次一正ツ義昭昭色	柴松下河中藤藤能南長藤古堀時伊 田本田口村山田登屋川前尾安藤井 唯春社實次虎謙次愛君政政唯次一 雄二成郎次作郎吉惠行子一郎郎	山村奧村 本木田木 光義三宅 雄雄郎馬
九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九
仁保町	仁保町	旭町	仁保町
濱友 新	濱室 佳行	宮原 岩男	

合田川火須栗川松江 田中非廣欠原本田川 火カ中朝嘉弘之和米 一助塚天武通吉松	和原山頭縣本部本本川 場田木頭縣本部本本川 京要昌一主宜 數和 鍵人信原郎計一甲代一	山田山山山山山山山 山田山山山山山山山 山田山山山山山山山	中川中川中川中川中川 中川中川中川中川中川 中川中川中川中川中川	岩倉荒背有宮岩松佐道永富川 本内木木田道田浦久本井永中 語信一久新良清信太勝 忠 一雄寬夫子一彦子榮郎一茂男	花大西川篠湯福小高半今河大羅長鈴宗多谷乘 廣森原本崎藤本若田川野西原谷木像口元 千一關四靜秀奈十一次精勘大ク善 實見郎藏六子雄男堯郎直浩郎一作助郎工雄
九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九
三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目
竹野 茶	平井 武義	渡邊 數雄	比治山本町	比治山本町	比治山本町

松大香古佐久是部四松西齊在木門渡小石長細高 木谷川本川木カ力浩靜増彦義クサ貞英滿數新幸留利 郎郎二男期一雄登實作見メ子信三明幸三雄一	長谷川島 義良 盛才精四ル重 一又一 重サ太利 男生太清雄子三三 一勇三夫二力浩滿人子郎幸	仁今向田高滿政內 井本井上橋長光田 保榮男 次定次正喜昭靜利 郎男郎雄雄三夫夫
九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九
米本 勘市	竹本 利夫	宇品町一部

竹中松中宮川宮山久久田藤西河酒清坂新補若天槍濱古久渡田森 永島橋村田野田本保保頭川田石井水本原本狹田山村川保邊中元 政大 浩 治 清光宏忠一忠太 三哲 忠國 廣繁哲新龍 一郎勇清三郎弘予子温之芳司郎盛彰十男實之松昇英宜雄郎二夫	今唐吉保元下深餅濱石深橋須川岸飯尾高妻 中須田井井川原田九川本郷本部島本野深 登五 靜吾政太光太升秀智カ 乙健久輝 一郎濱子郎美一義郎清三子ニ勉優己一子夫	太陰戸中森今 田岐田村本中 勝 英四彌三 三榮勝雄郎三
九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九
南段原町	南段原町	荒神町
田中 孟夫	八田美惠子	

西東東藤兒岡神谷小得野大増赤 本玉 本玉田林本林納宗平田稔三 紋 秋濱 茂 泰和積正嘉米辰政捷三一健義次剛精 次芳實之之勝爲繁伊修米保 幸瑛明美德喜人良男慶七郎雄輔高郎作七	井辻字久山上田西下今欄辻中大岡上齊高 原村強保内本中山田井橋 田田本 田藤安 茂 泰和積正嘉米辰政捷三一健義次剛精 幸瑛明美德喜人良男慶七郎雄輔高郎作七	久橫楠向木細廣松本松兒津吉宮大佐橫岩內泉中 保田岡井村川島下川川玉村田下中藤田村富 野 一準寅準恒定愼々節正昌實和太兵信太達秀完 久男一市一藏二二ミ子人治雄夫郎衛一人藏衛
九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九
川本 照男	桑原 房技	本川 則清

木三政吉山谷大名橫小北大中田吉濱田松植津深久上深 村保田岡崎本橋田田谷川島尾中村本岡浦木村山保野井 生哲 益一節大正常達謙排淺作岩順平重賀作三三數大定久 三郎二郎良松二次吉吉吉夫造吉治厚市郎郎一郎夫一博	松原東津兒大中部國川神川繼岡庄吉竹池松上長坂 井 田玉濱野谷技崎崎本部本 岡添野上田會本 喜 露 増三 盛淺秀一君信惣 登部皆 代實松重大元照次代勝 盛淺秀一君信惣 登部皆 三三一人郎治三郎一幸悟男登磨義子義十重治弘介	大島吉山久加橋 濱田岡本保藤川 重實登太泰實の 治一雄郎一然助
九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九	九九九 九九九 九九九
馬場 績	深山 惠	東雲町

廣島市報 復活五三號

二四

廣島市報 復活五三號

Table with multiple columns listing names and positions, including 山田村、木下村、延原村, etc.

Table with multiple columns listing names and positions, including 廣島市報、復活五三號, 事務吏員, etc.

Table with multiple columns listing names and positions, including 多葉井八重子、神守三夫, etc.

Table with multiple columns listing names and positions, including 廣島市報、復活五三號, 事務吏員, etc.

廣島市性病豫防吏員を命ずる 昭和二十五年九月一日(各通) 願により本職を免する

廣島市性病豫防吏員を命ずる 昭和二十五年九月一日(各通) 願により本職を免する

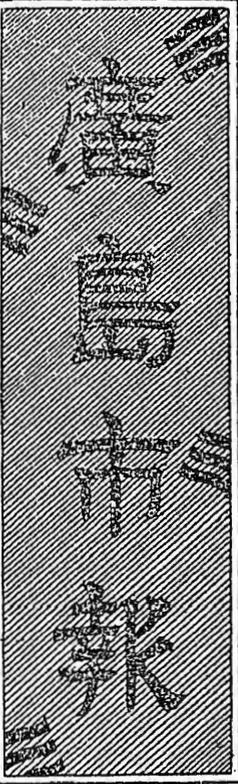
廣島市報 復活五三號

二七

出張所々管區域別人口世帯状況 (昭和二十五年九月一日現在)

出張所別	人口	全上 前月 △比較	世帯	全上 前月 △比較
牛田	12,516	△	1,123	△
尾長	11,103	△	1,001	△
青崎	2,251	△	1,122	△
荒神	10,084	△	1,122	△
比治山	12,257	△	1,122	△
仁保	12,257	△	1,122	△
大河	11,123	△	1,122	△
大實	11,123	△	1,122	△
皆實	11,123	△	1,122	△
字品	11,123	△	1,122	△
似島	11,123	△	1,122	△
基町	11,123	△	1,122	△
小網町	11,123	△	1,122	△
舟入	11,123	△	1,122	△
觀音	11,123	△	1,122	△
己斐	11,123	△	1,122	△
三篠	11,123	△	1,122	△
草津	11,123	△	1,122	△
中央	11,123	△	1,122	△
計	102,101	△	11,123	△

號 昭和二十五年 發行所 廣島市役所 廣島市國泰寺町三九



No. 54 號

昭和二十五年  
十月二十日 發行  
(金曜日)

發行人所 廣島市役所

電話  
廣島市國泰寺町三九  
中二三六一番  
中三〇六番  
中三七九四番  
中三六九四番  
中三六九四番  
中一七六一番  
中一七六一番  
中一七六一番  
中一七六一番  
(市會事務局)  
(秘書課)  
(會計課)

【目次】

Table with 3 columns: Article Title, Page Number. Includes items like '廣島市會計條例の一部改正' (p. 1), '廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部改正' (p. 1), '九月緊急臨時市議會招集について' (p. 3), '九月緊急臨時市議會付議事件について' (p. 3), '九月緊急臨時市議會付議事件追加について' (p. 3), '九月緊急臨時市議會決議及執行場立入證の紛失について' (p. 3), '廣島市金庫事務取扱銀行について' (p. 3), '廣島市支金庫設置について' (p. 3), '指定水道工事店の新規指定並びに繼續指定申請の受付期間について' (p. 4), '十月定例市議會招集について' (p. 4), '公示送達について' (p. 4), '廣島市事務改革委員會規程の一部改正について' (p. 4), '廣島市役所事務決裁規程の一部改正について' (p. 4), '九月緊急臨時市議會における議決事件について' (p. 4), '出張所々管區域別人口世帯状況について' (p. 4).

◎條例

廣島市會計條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十五年十月一日 廣島市長 濱井信三  
廣島市條例第三十號  
廣島市會計條例の一部を改正する條例  
廣島市會計條例(昭和二十五年八月十四日廣島市條例第二十五號)の一部を次のように改正する。  
第三條中「出納及び保管」を「出納」に改める。  
この條例は、公布の日から、これを施行する。

◎規則

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十五年九月一日 廣島市長 濱井信三  
廣島市規則第四十八號  
廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則  
廣島市々營住宅使用條例施行細則(昭和二十四年十一月九日廣島市規則第四十七號の二)の一部を次のように改正する。  
第四條別表に次の通り加える。  
住宅名 使用料  
江波港町 廣島の家 11000

◎規則

この規則は、公布の日から、これを施行する。  
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十五年十月十日 廣島市長 濱井信三  
廣島市規則第四十九號  
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則  
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則(昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號)の一部を次のように改正する。  
別表(一)の一部を次の通り改める。  
卸賣人市場使用料 各部共 賣上高「千分の四」を「千分の二、五」  
附 則  
この規則は、公布の日から、これを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から、これを施行する。  
昭和二十五年十月十四日 廣島市長 濱井信三  
廣島市規則第五十號  
クリーニング業法取扱規則  
(營業者の届出)  
第一條 クリーニング業の營業者は、クリーニング所を開設した日から十日以内にクリーニング營業届(様式第一)

以後無効とする。  
昭和二十五年九月三十日  
廣島市長 濱井信三

區分 番號 記名人  
食品衛生監視員證 第七號 山口保  
興行場立入證 第七號 山口保

廣島市告示甲第五十七號

昭和二十五年十月一日  
廣島市長 濱井信三  
廣島市議會の議決を経て、廣島市金庫事務を取扱う者を左記の通り定める。  
記  
一、株式会社 廣島銀行

廣島市告示甲第五十八號

Table with columns: 取扱銀行, 場所, 廣島市長, 濱井信三. Lists various branches like 京橋支店, 向洋支店, etc.

廣島市告示甲第五十九號

昭和二十五年十月六日  
廣島市長 濱井信三  
廣島市指定水道工事店規則第三條及び同施行細則第二條第三條の規定により指定水道工事店の新規指定並びに繼續指定申請の受付期間は左の通りとする。  
追つて所定の申請書類を左記期間内に提出せられたい。  
記  
受付期間  
自昭和二十五年十月九日  
至昭和二十五年十月十八日  
なほ試験期日及び試験場は追つて告示する。  
廣島市長 濱井信三  
昭和二十五年十月十六日

廣島市告示甲第六十號

左記の通り定例廣島市議會を招集する。  
記  
一、招集日時 昭和二十五年十月二十三日午後一時  
一、招集場所 廣島市役所  
廣島市長 濱井信三  
昭和二十五年十月十七日

廣島市告示甲第六十一號

別紙の者住居不明のため送達不能につき、地方税法第二十条並びに市税條例第十一條の規定により公示する。  
昭和二十五年十月十七日  
廣島市長 濱井信三  
(別紙省略)

告示(乙)

廣島市事務改善委員會規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
昭和二十五年九月二十八日  
廣島市長代理 奥田達郎

廣島市告示乙第五號

廣島市事務改善委員會規程の一部を改正する規程  
廣島市事務改善委員會規程(昭和二十四年二月七日規則第七十號)の一部を次のように改正する。  
第二條中各號を次のように改める。  
一 事務の配分調整に關すること  
二 事務の能率向上に關すること  
三 職員任免、給與その他人事制度並びに運営に關すること  
四 職員の福利厚生に關すること  
五 その他事務の改善に關すること  
第三條第二項中「職員課員をもつて」を「総務課員及び職員課員をもつて」に改める。  
附則  
この規程は、公布の日から、これを施行する。  
昭和二十五年十月七日  
廣島市長 濱井信三

廣島市告示乙第六號

廣島市役所事務決裁規程の一部を改正する規程  
廣島市役所事務決裁規程(昭和二十二年七月十五日達甲第十七號)の一部を次のように改正する。  
第四條中「二局課」を「二局課(東部復興事務所、市長室、淨水場を含む。以下同じ。)」に、第五條中「課長の代決は(丙)を「局長及び総務局長の代決は(丙)課長(東部復興事務所長、市長室長、淨水場長を含む。以下同じ。))の代決は(丁)に改める。  
第二章を次のように改める。  
第六條 次の事項は市長の決裁を受けなければならない。  
一 市議會に關すること  
二 各種委員會及び議會(輕易なものを除く。)に關すること  
三 吏員及び嘱託員の任免、進退、賞罰、服務、給與その他  
第二章 各 則

- その他重要な人事に關すること  
四 課長以上の縣外出張に關すること  
五 學校長及び教授の人事具狀に關すること  
六 條例規則その他重要諸法規の制定、改廢に關すること  
七 訴訟、訴訟、異議申立、重要な請願、陳情に關すること  
八 重要な指令、通牒、照會及び回答に關すること  
九 市民に對する重要事項の傳達に關すること  
十 重要な綜合施策に關すること  
十一 一件三百萬圓以上の工事の施行に關すること  
十二 一件二十萬圓以上の工事以外の事業の施行に關すること  
十三 地方税法第四百十條による固定資産の價格決定に關すること  
十四 その他前各號に準ずる重要又は異例と認めらるる事項  
第七條 次の事項は助役が代決する。  
一 吏員及び嘱託員の公傷認定に關すること  
二 課長以上の縣外出張に關すること  
三 課長以上の職員の出張に關すること  
四 救急、養護救護の人事具狀に關すること  
五 一件百萬圓以上三百萬圓未満の工事の施行に關すること  
六 一件十萬圓以上二十萬圓未満の工事以外の事業の施行に關すること  
七 一件二十萬圓以上の物品の購入、修繕に關すること  
八 一件貸付借料年額又は總額十萬圓以上の財産の貸與又は借受に關すること  
九 見積價格十萬圓以上の不用品處分に關すること  
十 一件五萬圓以上の豫備費補充並びに豫算流用に關すること  
十一 物品の購入、修繕に關する一萬圓以上の過意金決定に關すること  
十二 地方税法の罰則規定による一件二萬圓以上の過料決定に關すること  
十三 關係各種團體の設立、解散及び後援に關すること  
廣島市長 濱井信三

- 十四 市勢要覽掲載事項決定に關すること  
十五 その他市長の決裁を要しない重要事項  
第八條 次の事項は、局長が代決する。  
局長共通代決事項  
一 所屬の主任又は係長の諸願届出處理並びに除服出仕に關すること  
二 一件十萬圓以上百萬圓未満の工事の施行に關すること  
三 一件五萬圓以上十萬圓未満の工事以外の事業の施行に關すること  
四 一件十萬圓以上二十萬圓未満の物品の購入、修繕に關すること  
五 一件貸付借料年額又は總額五萬圓以上十萬圓未満の財産の貸與又は借受に關すること  
六 見積價格五萬圓以上十萬圓未満の不用品處分に關すること  
七 工事の入札豫定價格決定並びに工事入札人決定に決定に關すること  
八 局に關係ある市有財産管理に關すること  
九 局に關係ある營造物の使用占用違背處分に關すること  
十 公共事業及び失業対策事業日雇労働者貸付資金前渡金支出清算並びに同事務取扱者任免に關すること  
總務局長  
一 職員(課長以上を除く)の縣外出張に關すること  
二 一件一萬圓以上五萬圓未満の豫備費補充並びに豫算流用に關すること  
三 市公債の借入申請に關すること  
四 一時運入金、一時借入金に關すること  
五 重要調査における調査員の選定、調査區の設置、變更及び調査統計提出に關すること  
六 地方税法の罰則規定による一件一萬圓以上二萬圓未満の過料決定に關すること  
七 災害救助の計費並びに訓練に關すること  
一 輕易な文化体育その他各種諸行事の開催に關すること

- 二 度量衡違反者にして特に異例の處置に關すること  
三 商工業、農林水産業及び畜産業等の計量樹立並びに指導調整に關すること  
建設局長  
一 公共事業及び失業対策事業關係定例報告に關すること  
二 區劃整理換地假清算金の交付額決定に關すること  
三 受託工事費の見積及び精算に關すること  
水道局長  
一 給水工事に關すること  
二 給水制限、斷水に關すること  
三 水道使用條例違背處分に關すること  
四 受託工事費の見積及び精算に關すること  
第九條 次の事項は、局長が代決する。  
總務局長  
一 市税の課税標準額の決定(査定を要しないものを除く)に關すること  
二 市税の納期限の延長(申請によらないものを除く)並びに減免に關すること  
三 滞納處分に關すること  
四 欠扣處分に關すること  
五 徴税吏員の證書の交付に關すること  
六 地方税法の罰則規定による一件一萬圓未満の過料決定に關すること  
七 地方税則事件の取締に關すること  
第十條 次の事項は、課長が代決する。  
課長共通代決事項  
一 所屬臨時雇員の任免、給與、服務、公傷認定等に關すること  
二 法令若しくは市法規に基く諸給與金の支給に關すること  
三 所屬職員(主任又は係長を除く)の諸願届出處理並びに除服出仕に關すること  
四 所屬職員の時外勤務及び市内出張に關すること  
五 定例の諸證明、公證閲覧、諸願届出處理に關すること  
六 定例又は輕易な文書處理に關すること

廣島市報 復活五四號

- 七 一件十萬圓未満の工事の施行に關すること
- 八 一件五萬圓未満の工事以外の事業の施行に關すること
- 九 一件貸借料年額又は総額五萬圓未満の財産の貸與又は借受に關すること
- 十 工事の中間検査に關すること
- 十一 工事現場監督員選定並びに請負者現場代理人及び専任又は主任技術者承認に關すること
- 十二 工事用資材拂出に關すること
- 十三 補助金、交付金等の交付申請に關すること
- 十四 税外諸収入金賦課徴収並びに納付延期及び徴收猶豫、減免に關すること
- 十五 税外諸収入金の徴收嘱託並びに受託に關すること
- 十六 税外諸収入金の交付要求に關すること

- 五 出張所の事務調整に關すること
- 六 消防委員會招集に關すること
- 職員課長
- 一 雇員（臨時のものを除く。）の任免、賞罰、服務、給與、公傷認定に關すること
- 二 職員（臨時のものを除く。）の縣内出張に關すること
- 三 當直員の割當に關すること
- 四 退職料、遺族扶助料及び退職給與金に關すること
- 五 職員（課長以上を除く。）の縣内出張に關すること
- 六 扶養親族の認定に關すること
- 財務課長
- 一 収入、支出及び振替命令に關すること
- 二 一件一萬圓未満の豫備費補充並びに豫算流用に關すること
- 三 歳入出豫算決算の公告並びに交付に關すること
- 四 市有財産の定期預金（公債利子を含む）繼續に關すること
- 市民税課長
- 一 市税（固定資産税を除く。）の課税資料の調査並びに検査に關すること
- 二 市税（固定資産税を除く。）の徴税令書發行に關すること
- 三 諸禮札の交付に關すること
- 資産税課長
- 一 固定資産税の課税資料の調査並びに検査に關すること
- 二 固定資産税の徴税令書發行に關すること
- 徴收課長
- 一 市税及び税外収入金の納税督促に關すること
- 二 過誤納金の充當還付に關すること
- 三 徴税の嘱託並びに受託に關すること
- 四 市税及び税外収入金の交付要求に關すること
- 五 市税及び税外収入金の收入整理に關すること
- 戸籍課長
- 一 戸籍法並びに寄留法に基く事務處理に關すること
- 二 既決犯罪通知等の處理に關すること
- 三 印鑑届の受理並びに印鑑證明に關すること

- 四 行政書士に關すること
- 調査課長
- 一 定期調査における調査員の選定及び改任、調査區の設置、變更に關すること
- 二 定期的調査の統計表提出及び統計書編纂發行に關すること
- 民生局
- 社會教育課長
- 一 山陽文德殿の運営に關すること
- 二 各市立図書館及び公民館の運営に關すること
- 三 宣傳用刊物の没收に關すること
- 四 移動映寫に關すること
- 五 關係等規正令による届出事務に關すること
- 體育課長
- 一 體育施設の運営に關すること
- 二 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 三 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 四 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 五 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 六 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 七 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 八 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 九 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 十 學校給食、學校衛生の實施に關すること
- 社會課長
- 一 生活保護法による保護實施に關すること
- 二 児童福祉法による保護實施に關すること
- 三 漂流物並びに沈没品の處分に關すること
- 四 保育園、診療所、保健院及び養老院の運営に關すること
- 五 引揚者に關する事務處理に關すること

- 六 質屋流質物の處分に關すること
- 商工課長
- 一 公設市場、商工相談所の運営に關すること
- 二 度量衡取締に關すること
- 三 物資需給調整に關すること
- 四 旅客自動車營業許可並びに取締に關すること
- 五 臨時露店營業の許可並びに取締、許可額の進達に關すること
- 六 銃砲火藥類取締法による少銃、火藥の使用許可並びに各種申請書の進達に關すること
- 七 飲食營業臨時規程法による各種申請書の進達に關すること
- 八 營業營業證明に關すること
- 九 港灣施設監督に關すること
- 農水課長
- 一 農林畜水産物生産並びに資材配給に關すること
- 二 倉庫確保臨時措置法に基く農業計登に關すること
- 三 漁業許可並びに免許に關すること
- 四 漁船に關すること
- 五 農地調整並びに自作農創設に關すること
- 六 狩獵免許に關すること
- 七 土地改良並びに開拓に關すること
- 八 家畜市場の運営に關すること
- 保健課長
- 一 保健所、舟入病院、向西館、居場及び診療所の運営に關すること
- 二 清糞の施行及び尿尿處理に關すること
- 三 埋火葬許可に關すること
- 四 食品衛生法による營業許可に關すること
- 五 醫藥法による診療所、助産所の使用許可に關すること
- 六 精神病者監護法による精神病室使用許可に關すること
- 七 食品衛生、環境衛生及び養老の監視並びに居室検査に關すること
- 八 共同墓地及び火葬場管理人、臨時事務の委嘱並びに解雇に關すること

- 建設局
- 總務課長
- 一 勞務用物資割當申請及び配分に關すること
- 二 日雇勞務者雇入に關すること
- 三 工事用資材の總内拂出に關すること
- 四 土地立入測量許可申請に關すること
- 計畫課長
- 一 公園、綠地、墓園等の占用、使用許可に關すること
- 土木課長
- 一 道路法第二十四條の許可に關すること
- 二 道路交通制限に關すること
- 三 道路區域線承認に關すること
- 四 道路、堤防の占用、使用許可に關すること
- 住宅課長
- 一 市營住宅の使用許可に關すること
- 二 市營住宅の維持管理に關すること
- 三 地代家賃統制令による事務處理に關すること
- 下水課長
- 一 溝渠、下水道等の私設工事に關すること
- 二 溝渠、下水道等の占用、使用許可に關すること
- 三 東部復興事務所長
- 一 移轉物件の工事着手、完了認定に關すること
- 二 確定測量に關すること
- 三 土地區劃整理に伴う土地建物の登記に關すること
- 四 換地豫定地指定に關すること
- 五 土地分筆に關すること
- 水道局
- 經理課長
- 一 水道使用料、工事費並びに手数料徴收に關すること
- 二 上水の使用許可に關すること
- 給水課長
- 一 作務工事に關すること
- 二 量水器に關すること
- 三 自己材料検査承認に關すること
- 四 淨水場長
- 一 水源區域の保護に關すること
- 二 水源地名義に關すること

この規程は、公布の日から施行する。

附則

- 願により本職を免する 事務吏員 平賀 輝雄
- 廣島市環境衛生監視員を命ずる 技術吏員 仲本 善昭
- 建設局計畫課長勝原亨三病氣欠勤中建設局計畫課長事務取扱を命ずる 技術吏員 佐々木 鏡
- 廣島市出納員を命ずる 事務吏員 山崎 千代助
- 衛生巡視に補する 事務吏員 油川 徹
- 民生局保健課勤務を命ずる 事務吏員 砂田 生男
- 保健所普及課勤務を命ずる 事務吏員 本川 則清
- 中央出張所主任を命ずる 事務吏員 則清
- 廣島市事務吏員に任命する 事務吏員 奥田 勇
- 廣島市技術吏員に任命する 事務吏員 長谷川 三郎
- 廣島市技術吏員に任命する 事務吏員 三郎

辭令

雜報

- 緊急臨時市議會において左記の通り議決された。
- (九月二十八日)
- 一、第八十七號議案 工事請負契約の同意について 同意に決定
- 一、第八十五號議案 廣島市會計條例の一部を改正する條 例制定について 原案可決
- (九月二十九日)
- 一、第八十六號議案 金庫事務取扱者の指定について 原案可決(附帯決議付)

出張所々管區域別人口世帯状況  
(昭和二十五年十月一日現在)

出張所別	人口	全上前月 との比較 △減	世帯	全上前月 との比較 △減
牛田	八五二六	—	一、七〇三	—
尾長	一三、一六六	△	三、〇〇七	△
青崎	九、五三三	—	二、二二二	△
荒神	一〇、〇九八	△	二、四〇四	△
比治山	一六、六五三	—	四、〇三三	—
仁保	五、六五五	—	一、四四四	—
大河	一、一〇一	—	二、六七四	—
皆賀	一、七〇〇	—	三、二七二	—
大品	一、七〇〇	—	三、二七二	—
宇品	一、七〇〇	—	三、二七二	—
似島	一、七〇〇	—	三、二七二	—
基町	一、七〇〇	—	三、二七二	—
小網町	一、七〇〇	—	三、二七二	—
舟入	一、七〇〇	—	三、二七二	—
觀音	一、七〇〇	—	三、二七二	—
己斐	一、七〇〇	—	三、二七二	—
三篠	一、七〇〇	—	三、二七二	—
草津	一、七〇〇	—	三、二七二	—
中央	一、七〇〇	—	三、二七二	—
計	二六四、七二七	—	六二、六二〇	—



外

昭和二十五年  
十一月十日 發行

發行人所

廣島市役所

廣島市國泰寺町三五番九  
中二六〇六番中二七〇五番

# 廣 島 市 報

外 號

昭和二十五年  
十一月十一日 發行  
(土曜日)

發行人所 廣 島 市 役 所

廣島市國泰寺町三九  
中二三〇六番 中一三三五番  
中三〇九四番 中二七〇五番  
中三七九四番 中三七六一番  
中六六五八番 (市會事務局)  
中六六五八番 (秘書課)  
中六六五八番 (會計課)

## ○選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第三九號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並廣島市教育委員會委員選舉において公職選舉法施行令第五十三條の規定による投票用紙並に同封筒の交付及投票の取扱時間は毎日午前八時三十分より午後五時までこれを取扱う。

昭和二十五年十月十一日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第四〇號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並廣島市教育委員會委員選舉において公職選舉法施行令第五十二條の規定による不在者投票事由該當證明書の交付は毎日午前八時三十分より午後五時までこれを取扱う。

昭和二十五年十月十一日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第四一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島市教育委員會委員選舉における委員候補者一人の選舉運動の費用の最高額を左記のように定める。

昭和二十五年十月十一日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

委員 森萬四千登百四

廣選管告示甲第四二號

昭和二十五年五月四日廣選管告示甲第六號による開票區域の告示にかかわらず昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣並に廣島市の教育委員會委員選舉に於ては中部開票區域を廢止し左記の通り開票區域を變更する。

昭和二十五年十月十一日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

一、中部開票區域に屬する投票區域中東部開票區域に編入する區域  
白島投票區に屬する區域及轅町投票區、竹屋投票區、皆賀投票區、翠町投票區、字品第一投票區、字品第二投票區、字品第三投票區、似島投票區等の投票區域に屬する區域を東部開票區域の區域とする。

二、中部開票區域に屬する投票區域中西部開票區域に編入する區域  
基町投票區に屬する區域及袋町投票區、千田投票區、中島投票區等の投票區域に屬する區域を西部開票區域の區域とする。

廣選管告示甲第四三號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣、廣島市教育委員會委員選舉において割製する補充選舉人名簿は昭和二十三年十二月十五日付廣選管告示甲第四十一號の告示にかかわらず之を適用せず

昭和二十五年十月十一日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第四四號

廣島市教育委員會委員選舉に使用すべき投票用紙等の様式を左の通り定める。

昭和二十五年十月十一日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

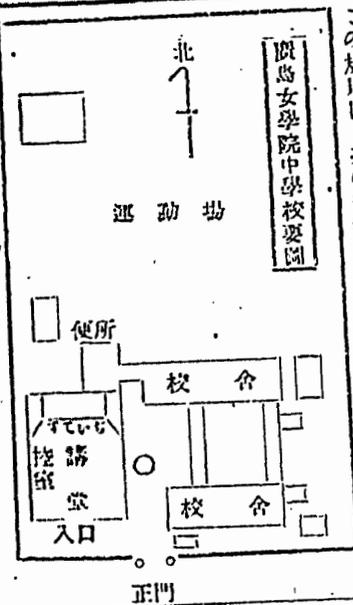
投票用紙

○注 意  
一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名  
こまほしやしめい  
氏名欄

折目  
廣島市教育委員會委員選舉投票  
廣島縣  
廣島市

報 市 島 廣



- 一、演 壇
二、會 場 による 區 分
三、種 類 及 び 程 度
四、種 類 及 び 程 度
五、會 場 表 示 場 所 及 び 表 示 方 法
六、便 所

廣 島 市 選 舉 管 理 委 員 會 告 示 第 四 七 號
昭 和 二 十 五 年 十 一 月 十 日 執 行 の 廣 島 縣 教 育 委 員 會 委 員 並
に 廣 島 市 教 育 委 員 會 委 員 選 舉 に 関 する 開 票 管 理 者 並 び に 投
票 管 理 者 及 び 廣 島 市 教 育 委 員 會 委 員 選 舉 長 の 代 理 者 を 各 別
紙 の 通 り 選 任 す る 。
昭 和 二 十 五 年 十 月 十 六 日
廣 島 市 選 舉 管 理 委 員 會
委 員 長 平 井 憲 太 郎

廣 島 市 選 舉 管 理 委 員 會 告 示 第 五 〇 號
廣 島 市 選 舉 管 理 委 員 會 を 左 記 に 依 り 開 催 す る 。
昭 和 二 十 五 年 十 月 三 十 一 日
廣 島 市 選 舉 管 理 委 員 會
委 員 長 平 井 憲 太 郎

假 投 票 用 封 筒
表
假 投 票
廣 島 縣
廣 島 市
選 舉 人
表
不在者投票用封筒
投票年月日 昭和 年 月 日
投票場所 大字 (市) 町 (村)
投票記載場所 大字 (市) 町 (村) 番地
選 舉 人
の 故 障 に よ り 左 の 者 が 代 づ
て 記 載 し た も の で あ る
( 郡 ) ( 市 ) ( 町 ) ( 村 )
番 地
代 理 記 載 人
大 字 ( 市 ) ( 町 ) ( 村 )
番 地

Table with columns for 投票管理職 (Election Management Staff) and 開票管理職 (Counting Staff). Lists names and addresses for various roles like 投票管理課長, 投票管理員, etc.

Table with columns for 第一條中の各號廣島市立已斐小學校の次 (List of schools) and 投票管理員 (Election Management Staff). Lists school names and staff names.

廣選管告示甲第五二號

加藤武外二十四名より申立のあつた補充選挙人名簿につ  
いての異議申立は左記決定書の通り決定した。  
昭和二十五年十一月三日

廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

決定書 異議の申立人 加藤武外二十四名  
右申立の要旨は、十月二十日現在により調製の廣島市補  
充選挙人名簿に昭和 年 月 日より本市  
番地に居住し十月二十日まで引續き三ヶ月以上住所を  
有し何等選挙権に關する資格事項がないので該名簿に登録  
せられたくないというので公職選挙法第二十三條の規定により  
之を受理し審査の結果申立人の申立は正當であるので選挙

人加藤武外二十四名は選挙権を有するものとする。

右理由により左の如く決定する。  
異議申立に係る選挙人は昭和二十五年十月二十日現在によ  
り調製の本市補充選挙人名簿に登録せられるものとする。

廣選管告示甲第五三號  
昭和二十五年十月二十日現在により調製の本市補充選挙  
人名簿に關する異議申立に對する十一月三日の決定に基き  
公職選挙法第二十九條の規定により補充選挙人名簿を左記  
要領により修正した  
昭和二十五年十一月三日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	修正要領	異議申立人
西郷屋町二〇七	加藤 武	大正十四年五月二日	新登録	人
段原大畑町九八ノ一	大澤 あい子	大正十年十月二十日	〃	人
南段原町七一〇	金澤 マサミ	昭和五年九月十七日	〃	人
舟入仲町一四一	金子 文子	大正三年三月一日	〃	人
千田町一丁目	増田 正敏	大正十年三月二十四日	〃	人
千田町三丁目七六〇	木村 作男	明治四十五年二月十五日	〃	人
皆賀町三丁目一〇三〇	吉田 巴子	昭和五年十一月十一日	〃	人
宇品町縣營住宅四一號	山中 喜太郎	明治十六年三月三十日	〃	人
同	山中 チセノ	〃 二十八年三月二十日	〃	人
同	林 直勝	〃 四十二年一月十八日	〃	人
同	岩田 チエ子	大正三年七月五日	〃	人
宇品町二〇四松尾方	岩田 滋	〃 三年七月五日	〃	人
同	岩田 清子	〃 十三年二月十一日	〃	人
舟入幸町三五九	松村 喜美子	〃 十五年五月十日	〃	人
宇品町四六四縣病院内	二川 義夫	〃 十一年七月三十日	〃	人
同	横畑 やす子	〃 十一年十一月十日	〃	人
同	宮尾 國子	〃 八年十一月十四日	〃	人
同	青山 克巳	〃 九年一月十五日	〃	人
同	山崎 登	〃 七年六月二十八日	〃	人
同	小林 順七	〃 十年八月十七日	〃	人
同	谷川 ミサ子	〃 十二年五月二十三日	〃	人
同	村上 操	〃 明治四十二年四月十七日	〃	人
同	高橋 竹子	〃 大正十二年二月二十三日	〃	人
同	竹崎 香	〃 十三年五月一日	〃	人
同	石崎 スエノ	〃 十三年三月三十一日	〃	人

廣選管告示甲第五四號  
昭和二十五年六月十日廣選管告示甲第二四號を以て告示  
した地方自治法第七十四條第四項、同第七十五條第五項、  
同第七十六條第四項、同第八十條第四項、同第八十一條第  
二項及び同第八十六條第四項の規定による有権者總數の五  
十分の一の數に三分の一の數を左記の通り訂正する。  
昭和二十五年十一月七日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

一、五十分の一の數 三、三八五  
二、三分の一の數 五六、四一三  
備考 選挙人名簿に登録された者の總數一六九、二三九  
廣選管告示甲第五五號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島市教育委員会委員選  
舉の結果は左記の者が當選人と決定した。  
昭和二十五年十一月十一日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

一、任期四年の委員、廣島市大手町二丁目二〇番地  
同 土谷 殿郎  
同 愛宕町二三八番地  
同 今田 庫吉  
任期二年の委員、同 草津本町五九六番地  
同 小川 早苗  
同 富士見町三〇八番地ノ一  
同 本田 亮作

廣選管告示第一號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員会委員選  
舉並びに廣島市教育委員会委員選舉における矢賀投票區投  
票所を左の場所に設置する。  
昭和二十五年十一月四日  
廣島市矢賀投票區投票管理者  
矢賀町 住田 泰男

仁保町大河 盛岡 幹造

一、投票所 廣島市大河小学校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで  
廣段一投票告示第一號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員会委員選  
舉並びに廣島市教育委員会委員選舉における段原第一投票  
區投票所を左の場所に設置する。  
昭和二十五年十一月四日  
廣島市段原第一投票區投票管理者  
段原山崎町 宮 本 基

一、投票所 廣島市段原中學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで  
廣段二投票告示第一號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員会委員選  
舉並びに廣島市教育委員会委員選舉における段原第二投票  
區投票所を左の場所に設置する。  
昭和二十五年十一月四日  
廣島市段原第二投票區投票管理者  
安藝郡府中町 石田 貞夫

一、投票所 廣島女子商業高等學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで  
廣段三投票告示第一號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員会委員選  
舉並びに廣島市教育委員会委員選舉における段原第三投票  
區投票所を左の場所に設置する。  
昭和二十五年十一月四日  
廣島市段原第三投票區投票管理者  
皆賀町二丁目 正月 定夫

廣選管告示第一號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員会委員選  
舉並びに廣島市教育委員会委員選舉における尾長投票區投  
票所を左の場所に設置する。  
昭和二十五年十一月四日  
廣島市尾長投票區投票管理者  
尾長町 奥田 弘

廣選管告示第一號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員会委員選  
舉並びに廣島市教育委員会委員選舉における青崎投票區投  
票所を左の場所に設置する。  
昭和二十五年十一月四日  
廣島市青崎投票區投票管理者  
安藝郡船越町 塩見 清

廣選管告示第一號  
昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員会委員選  
舉並びに廣島市教育委員会委員選舉における仁保投票區投  
票所を左の場所に設置する。  
昭和二十五年十一月四日  
廣島市仁保投票區投票管理者  
仁保區 松本 正爾

廣牛投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における牛田投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市牛田投票區投票管理者  
牛田町 野村 秀 雄

一、投票所 廣島市牛田小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣白投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における白鳥投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市白鳥投票區投票管理者  
白鳥東中町 森 弘 助 治

一、投票所 廣島市白鳥小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣職投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における職町投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市職町投票區投票管理者  
基町 國 安 茶

一、投票所 廣島市職町小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣竹投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における竹屋投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市竹屋投票區投票管理者  
基町 川 上 盾

一、投票所 廣島市竹屋小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣島市竹屋投票區投票管理者

一、投票所 廣島市竹屋小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣島市竹屋投票區投票管理者  
基町 川 上 盾

一、投票所 廣島市竹屋小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣皆投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における皆實投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市皆實投票區投票管理者  
皆實町二丁目 秋田 勘三郎

一、投票所 廣島市皆實小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣翠投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における翠町投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市翠町投票區投票管理者  
翠町 龍 節 節

一、投票所 廣島市翠町小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣宇一投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における宇品第一投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市宇品第一投票區投票管理者  
宇品町 丹 羽 賢 象

一、投票所 廣島市宇品第一小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣宇二投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における宇品第二投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市宇品第二投票區投票管理者  
翠町 景 山 豊

一、投票所 廣島市宇品小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣宇三投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における宇品第三投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市宇品第三投票區投票管理者  
翠町 山 田 益 雄

一、投票所 廣島市宇品中學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣似投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における似島投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市似島投票區投票管理者  
出汐町 南 登 次 郎

一、投票所 廣島市似島小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣基投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における基町投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市基町投票區投票管理者  
舟入本町 笹 村 弘 志

一、投票所 廣島市基町小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣島市基町投票區投票管理者

一、投票所 同投 廣島母子寮  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣袋投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における袋町投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市袋町投票區投票管理者  
國泰寺町 奥 井 忠 太郎

一、投票所 廣島市袋町小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣千投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における千田投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市千田投票區投票管理者  
皆實町二丁目 山 根 力 男

一、投票所 廣島市千田小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣中投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における中島投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市中島投票區投票管理者  
吉島本町 池 内 邦 政

一、投票所 廣島市中島小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣本投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における本川投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市本川投票區投票管理者  
廣瀬元町 向 井 一 貫

一、投票所 廣島市本川小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣舟投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における舟入投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市舟入投票區投票管理者  
東觀音町二丁目 津 田 直 行

一、投票所 廣島市舟入小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣天投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における天満投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市天満投票區投票管理者  
基町 田 津 前 吾

一、投票所 廣島市天満小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣江投管告示第一號

昭和二十五年十一月十日執行の廣島縣教育委員會委員選舉並びに廣島市教育委員會委員選舉における江波投票區投票所を左の場所に設置する。

廣島市江波投票區投票管理者  
舟入本町 笹 村 弘 志

一、投票所 廣島市江波小學校  
二、投票時間 午前七時より午後六時まで



目次

條例

廣島市職員定數條例の一部改正

廣島市職員退職手当支給條例の一部改正

廣島市退職料、退職給與金、遺族扶助料

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部改正

廣島市役所出張所設置條例制定

廣島市中央球場條例の一部改正

廣島市水道使用條例の一部改正

廣島市保健院條例の全文改正

廣島市保健院使用料及び手数料條例制定

規則

廣島市警備馬特別會計規則制定

廣島市公共事業等事務就業規則制定

廣島市警察條例第九條に基き派出所及び駐在所の

位置、名稱及び管轄區域等に關する規則の一部改正

廣島市警察廳免許手数料等徴收規則制定

廣島市役所出張所設置規則制定

廣島市水道使用條例制定

廣島市警察廳事務支給規則の一部改正

廣島市警察廳免許手数料等徴收規則の一部改正

廣島市中央球場條例制定

廣島市保健院條例制定

告示

廣島市中央球場條例施行規則制定

飲食店營業許可等に關する手数料規則の一部改正

廣島市衛生事務委任に關する規則の一部改正

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

昭和三十五年廣島市特別會計水道事業費

昭和三十五年廣島市特別會計建設費歳入出豫算

追加について

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

昭和三十五年廣島市特別會計水道事業費

追加について

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

昭和三十五年廣島市特別會計建設費歳入出豫算

追加について

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加について

條例

廣島市職員定數條例の一部を改正する條例をここに公布す

昭和三十五年十月二十八日

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十一號

廣島市職員定數條例の一部を改正する條例

廣島市職員定數條例(昭和二十四年九月十二日條例第四十

七號)の一部を次のように改正する。

第二條中第一號及び第九號を次のように改める。

一、市長の事務部 吏員 六三〇人(内社會福祉

局の職員) 計 一、〇八六

市立の學校を 吏員相當職員 九八八

その他の教育機關 吏員相當職員 二七九人

計 計 三、七七八

この條例は、公布の日から、これを施行する。

集團行進及び集團示威運動に關する條例を改正する條例を

ここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

命令

集團行進及び集團示威運動に關する條例

施行規則の全文改正について

昭和三十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十二號

集團行進及び集團示威運動に關する條例を

改正する條例

昭和三十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十二號

集團行進及び集團示威運動に關する條例を

改正する條例

昭和三十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十二號

集團行進及び集團示威運動に關する條例を

改正する條例

昭和三十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

No. 55 號

(金曜日)

昭和二十五年 十一月二十日 發行

廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話 中三三〇六番

中三三〇九番

廣島市報復活 五五號

集團行進及び集團示威運動に関する條例（昭和二十四年九月七日條例第四十一號）を次のように改正する。

第一條 道路その他公共の場所を使用する公衆の権利を保護するため、これ等の場所で行う集團、集團行進又は、場所のいかんを問はず集團示威運動は公安委員会の許可を受けず、これを行つてはならない。

第二條 前條の許可を受けようとするものは、主催者である個人、又は團體の代表者（以下主催者という）から集會、集團行進又は、集團示威運動を行う日時（七十二時間前までに次の事項を記載した許可申請書を通し開始、又は開催地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない）。

一 主催者の住所、氏名、年令、又は主催團體の團體名及び主催者の住所、氏名、年令

二 前條の主催者が廣島市以外に居住する場合、廣島市内の連絡責任者の住所、氏名、年令

三 集會、集團行進又は、集團示威運動の開始並びに終了日時

四 集會、集團行進又は、集團示威運動の進路、場所及びその略圖

五 参加予定団体名及びその代表者の住所、氏名、年令

六 参加予定人員数（團體参加の場合は、その内訳を含む）

七 集會、集團行進又は、集團示威運動の名稱、目的、方法及び性質

第三條 公安委員会は前條の規定による申請があつたときは、周囲の情勢から合理的に判斷して、その集會、集團行進又は集團示威運動の實施が、公共の安寧を保持する上に直接危害を及ぼすに明らか認められる場合の外は、これを許可しなければならない。

公安委員会は、集會、集團行進又は集團示威運動の秩序を保持し、公衆を保護するため、必要な條件をつけることができる。

公安委員会は、第二條による許可申請書を受理したときは、直ちに許可、不許可を決定し申請書の一通にその旨條件をつけたときはその條を記入し、特別の事由のない限り集會、集團行進又は集團示威運動の開始時刻より二十四時間前までに、申請者又は連絡責任者に交付しなければならない。

公安委員会は、前各項の規定にかかわらず、公共の安寧を保持するため緊急の必要があると明らかに認められるに至つたときは、その許可を取り消し、又は條件を変更することができる。

公安委員会は、第一項の規定により不許可の処分をしたときは、又は前項の規定により許可の取消しをしたときは、その旨を詳細な理由をつけて、速かに市議會に報告しなければならない。

第四條 警察長は、第一條の規定及び第二條の規定による記載事項並びに前條第一項の規定による條件、又は同條第四項の規定に違反して行われた集會、集團行進又は集團示威運動の参加者に對して公共の秩序を保持するため、警告を發し、その行爲を制止し、若しくは制限し、その他その違反行爲を是正するにつき必要な限度において所要の措置を講ずることができる。

第五條 第二條の規定による許可申請書に虚偽の事項を記載してこれを提出した主催者及び第一條の規定、第二條の規定による記載事項、第三條第二項の規定により公安委員会のつけた條件、又は同條第四項の規定に違反して行われた集會、集團行進又は集團示威運動を主催し、計畫し、若しくはこれに参加した者、又は指導し、若しくは煽動した者は一年以下の懲役若しくは禁錮、又は五万円以下の罰金に處する。

第六條 この條例の各規定は、第一條に定めた集會、集團行進又は集團示威運動以外に集會を行う權利を禁止し、若しくは制限し、又は集會、政治運動を監督し、若しくはアラカード、出版物その他文書、圖畫を検閲する權限を公安委員会、警察職員、警察職員又はその他の市吏員若しくは職員に與へるものと解釋してはならない。

第七條 この條例の各規定は、公務員の選舉に關する法律に予盾し又は選挙運動中における政治集會若しくは演説の事前の届出を必要ならしめるものと解釋してはならない。

前項の規定による加給年額の改正は、受給者の請求を待たずに行ふ。

前項に規定する加給については、昭和二十五年一月分以降、その年額を第十六條又は第二十四條の改正規定を適用して算出して得た年額に改定する。

前項の規定による加給年額の改正は、受給者の請求を待たずに行ふ。

第七十七條「廣島市公務災害補償規則第五條」に、「同法第八十四條第一項」を「同規則第十四條」に改める。  
第二十五條第二號中「労働基準法第七十九條」を「廣島市公務災害補償規則第六條」に、「同法第八十四條第一項」を「同規則第十四條」に改める。  
第二十九條中「労働基準法第七十七條若しくは第七十九條」を「廣島市公務災害補償規則第五條若しくは第六條」に、「同法第八十四條」を「同規則第十四條」に改める。

附則

(施行期日)  
この條例は公布の日から施行する。但し、第十六條及び第二十四條の改正規定は昭和二十五年一月一日から、第十七條の改正規定は昭和二十五年七月分の退還料から、それと適用する。

(退還料及び遺族扶助料の年額の改定)  
昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事由の生じた退還料及び遺族扶助料については、昭和二十五年一月分以降、その年額を左の各號の規定による年額に改定する。

昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた退還料及び遺族扶助料については、その年額計算の基礎となつてゐる給料年額にそれと對照する別表第一號表の假定給料年額を退還料又は死亡當時の給料年額とみなして算出して得た年額

昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた退還料及び遺族扶助料については、その年額計算の基礎となつてゐる給料年額にそれと對照する別表第二號表の假定給料年額を退還料又は死亡當時の給料年額とみなして算出して得た年額

前項の規定による退還料及び遺族扶助料の年額の改定は、受給者の請求を待たずに行ふ。

昭和二十四年十二月三十一日以前に給與事由の生じた退還料又は遺族扶助料に對する扶養家族又は扶養遺族の員数による加給の年額を計算する場合には、同年四月分までに係るその年額の計算については、なお従前の例による。

退還料及び遺族扶助料年額の計算の基礎となつた給料年額が四、四〇〇圓未満の場合においては、その給料年額の百分の二百六十を超過する金額（一圓未満の均數があるときはこれを切り捨てる）を退還料及び遺族扶助料年額の計算の基礎となつた給料年額に九六、〇〇〇圓を加へる場合においては、その給料年額の百分の二百十を超過する金額（一圓未満の均數があるときはこれを切り捨てる）をそれと對照する年額とする。

(別表) 第一號表. Table with 4 columns: 退還料及び遺族扶助料年額の計算の基礎となつた給料年額, 假定給料年額, 退還料及び遺族扶助料年額の計算の基礎となつた給料年額, 假定給料年額. Rows show amounts from 100 to 1,000.

(別表) 第二號表. Table with 4 columns: 退還料及び遺族扶助料年額の計算の基礎となつた給料年額, 假定給料年額, 退還料及び遺族扶助料年額の計算の基礎となつた給料年額, 假定給料年額. Rows show amounts from 1,100 to 10,000.

第八條 この條例の施行に關し必要な事項は、公安委員会がこれを定める。

この條例は、公布の日から施行する。

昭和三十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例を公布する。

昭和二十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例（昭和二十四年十一月九日條例第五十號）の一部を次のように改める。

附則第三項を次のように改める。

警察職員及び消防職員が警察法並びに消防組織法施行に伴い本市の職員となつたもの、在職期間を計算する場合においては、昭和二十三年三月六日以前の勤務は、これを引續いて在職したものとみなし、第六條の規定を適用する。

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例を公布する。

昭和二十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十四條

廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例

廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例、昭和二十四年四月二十八日條例第二十七號（の一部を次のように改正する。

第十六條及び第二十四條中「二千四百円」を「四千八百円」に改める。

第十七條第五號中「一万五千円」を「三万円」に「十五万円」を「二十万円」に改め、同條第六號中「労働基準法第

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

廣島市長 濱井信三

廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例を公布する。

昭和二十五年十一月一日

廣島市長 濱井信三

退還料及び遺族扶助料年額の計算の基礎となつた給料年額... 昭和二十五年十一月一日

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例をここに公布する。 廣島市長 濱井信三

廣島市役所出張所設置條例をここに公布する。 昭和二十五年十一月一日 廣島市長 濱井信三

Table listing various districts and their corresponding administrative areas, including 尾長出張所, 尾長町, 尾長三丁目, etc.

Table listing districts and administrative areas, including 中央出張所, 國泰寺町三九, 舟入出張所, etc.

Table listing districts and administrative areas, including 親音出張所, 親音本町一丁目, etc.

廣島市中央庭球場條例の一部を改正する條例をここに公布する。 昭和二十五年十一月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十七號 廣島市中央庭球場條例の一部を改正する條例 廣島市中央庭球場條例(昭和二十四年九月八日條例第四十三號)の一部を次のように改正する。

廣島市條例第三十八號 廣島市中央庭球場條例 第一條 市民の体位向上を計るため、廣島市中央庭球場(以下「球場」といふ)を、廣島市基町一番地に設置する。

この條例は、公布の日から施行し昭和二十五年九月一日から適用する。 第一條 親音料を徴収するもの 一日につき一、五〇〇圓を最高入場料金の五千人分に相當する金額との合併額とする。

三 場内の施設を毀損しないこと 四 係員の指示に逆背しないこと 廣島市水道使用條例の一部を改正する條例をここに公布する。 昭和二十五年十一月四日 廣島市長 濱井信三

廣島市保健院條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第四十五號)を次のように改める。  
(目的並びに設置)  
第一條 市内に居住する少額所得者及び児童福祉法第二十二條に該當する妊産婦の診療若しくは入院治療及び助産を行うため保健院(以下本院とす)を設置する。  
(位置及び名稱)  
第二條 本院は廣島市宇品町二二〇番地に置く。  
(診療科目)  
第三條 本院に左の診療科目を置く。但し、簡易な診療は各科にわたりにこれを行う。  
小兒科  
産婦人科  
内科  
外科  
院長  
事務局長  
職員  
院長は技術吏員を、事務局長は事務吏員を以つてこれに充てる。

(職務)  
第五條 院長は上司の命を受け院務を掌理し、所屬員を指揮監督する。事務局長は院長の命を受け庶務を掌理し所屬員を指揮監督する。院長に事故があるときは院長の指定する吏員がこれを代理する。  
(執務時間及び休日)  
第六條 執務時間及び休日は本院の例による。但し治療上特別の事情があるときは、この限りでない。  
(診療手続)  
第七條 本院において診療若しくは入院治療及び助産を受け若しくは受けさせようとする者は豫め所定の手續により許可又は診療券の交付を受けなければならない。  
(往診)  
第八條 本院は當分の問往診を行わない。但し、特別の事情があるときはこの限りでない。

廣島市保健院使用料及び手数料條例をここに公布する。  
昭和二十五年十一月十日  
廣島市長 濱井信三  
廣島市條例第四十一號  
廣島市保健院使用料及び手数料條例  
第一條 廣島市保健院の使用料及び手数料は、この條例の定めるところにより徴収する。  
第二條 前條の使用料及び手数料は、次の範圍内において市長がこれを定める。  
一、使用料の額  
昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」に規定する金額の範圍内  
二、手数料の額  
診断書料 一通につき 五十圓以内  
證明書料 〃 〃 五十圓以内  
検査書料 〃 〃 百圓以内  
處方箋料 〃 〃 五十圓以内  
第三條 本條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

廣島市保健院特別會計規則をここに公布する。  
昭和二十五年八月二十日  
廣島市長代理 奥田達郎  
廣島市助役 奥田達郎  
廣島市規則第四十號之二  
廣島市保健院特別會計規則  
(適用)  
第一條 廣島市保健院特別會計に關しては、別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。  
(出納員の事務範圍)  
第二條 廣島市會計條例第二條の規定により、競馬の附屬にさもない競馬事務所に勤務する出納員(以下出納員とす)の事務範圍は次のとおりとする。  
一、競馬事業による收納  
二、競馬事業による支拂  
(競馬事業収入金等の繰替使用)  
第三條 市長は、競馬の附屬にさもない、これに要する經費の現金支拂をさせるため、競馬事業収入、一時借入金及び市の保管する歳計現金のうちから、必要な資金を出納員に交付して、繰替使用をさせることができる。  
(競馬事務所における決裁區分)  
第四條 競馬事務所においては、廣島市役所事務決裁規定にかかわらず、次に掲げる事項は、競馬附屬執務委員長(以下委員長とす)がこれを行う。  
一、収入、繰替拂資金交付及び繰替拂の命令に關すること。  
二、事業の執行並びに物品の購入、修繕及び借入に關すること。  
三、經費の支出に關すること。  
(代決)  
第五條 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代決する。  
委員長、副委員長がともに事故があるときは、繰替委員がこれを代決する。  
(繰替拂資金の交付請求)  
第六條 出納員は、競馬の附屬にさもない、これに要する經費の現金支拂をさせるため、繰替拂資金の交付を受けようとするときは、繰替拂資金交付命令書に繰替拂資金交付請求書(第一號様式)を提出し請求しなければならない。

この規則は、公布の日から、これを施行する。  
廣島市保健院使用料及び手数料條例(昭和十三年十一月七日條例第九號)は、これを廢止する。

規則

廣島市保健院特別會計規則を次のように制定する。

(繰替拂資金の交付)  
第七條 繰替拂資金交付命令書は、前條の規定により出納員から繰替拂資金交付請求書を受けたときは、これを審査の上、出納員に對し繰替拂資金交付命令書(第二號様式)を發しなければならない。  
(繰替拂の命令)  
第八條 出納員は、繰替拂命令書の發する繰替拂命令書(第三號様式)によらなければ支拂をしてはならない。但し、第十條に規定する拂戻金又は、返還金の支拂については、この限りでない。  
(歳入金收線原符)  
第九條 競馬投票券を發賣した場合における競馬投票券の控券は、これを歳入金收線原符として整理しなければならない。  
(拂戻金又は返還金の支拂)  
第十條 拂戻金又は返還金は、出納員において、的中した競馬投票券又は返還請求権のある競馬投票券を引換へに、これを現金で即時支拂をしなければならない。前項の場合において支拂を終つた競馬投票券は、これを歳入支拂證據書類として整理しなければならない。  
(出納員の職務終了後の事務處理)  
第十一條 出納員は、職務を終了したときは、次に掲げる事項を處理しなければならない。  
一、競馬投票券の發賣による収入金及び過剰受入金等の收納金は、速かに現金拂込書(廣島市簿算、決算及び會計規則第二十九號様式)を添へ市金庫に拂込むこと。  
二、繰替拂資金交付による戻入又は、振替の手續に關する事項。  
三、現金出納計算書及び繰替拂資金交付受拂計算書を作成し、委員長に提出すること。  
四、次の事項を記載した報告書を委員長に提出すること。

この規則は、公布の日から、これを施行する。

(使用料及び手数料)  
第九條 本院の使用料及び手数料は別にこれを定める。  
(市長の委任)  
第十條 この條例施行に關し、必要な事項は、市長がこれを定める。

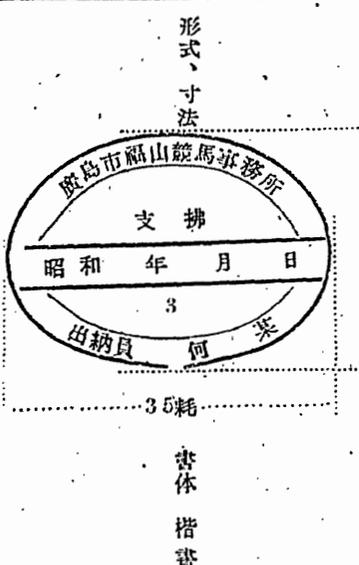
附則

この條例は、公布の日から、これを施行する。  
昭和二十五年十一月十日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十一號  
廣島市保健院使用料及び手数料條例  
第一條 廣島市保健院の使用料及び手数料は、この條例の定めるところにより徴収する。  
第二條 前條の使用料及び手数料は、次の範圍内において市長がこれを定める。  
一、使用料の額  
昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」に規定する金額の範圍内  
二、手数料の額  
診断書料 一通につき 五十圓以内  
證明書料 〃 〃 五十圓以内  
検査書料 〃 〃 百圓以内  
處方箋料 〃 〃 五十圓以内  
第三條 本條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

この條例は、公布の日から、これを施行する。  
廣島市保健院使用料及び手数料條例(昭和十三年十一月七日條例第九號)は、これを廢止する。

1 競馬投票券の發賣枚數及び發賣金額  
2 拂戻金の支拂濟額及び支拂未濟額  
3 返還金の支拂濟額及び支拂未濟額  
4 事業の執行並びに物品購入等の支拂濟額及び支拂未濟額  
5 出納した現金に過不足がある場合にあつては、その金額  
五、前各號の外出納員において、必要と認める事項  
(出納員の支拂印)  
第十二條 出納員が支拂のため使用する印の形式、書体、寸法を次のように定める。



(出納員の備付帳簿)  
第十三條 出納員は、現金の出納並びに、繰替拂資金交付の受拂を明らかにするため、次の帳簿を備付なければならない。  
一、現金出納簿  
二、繰替拂資金交付受拂簿  
(準用規定)  
第十四條 廣島市林競馬特別會計の取扱については、この規則に定めるものの外、廣島市會計條例及び廣島市簿算及び會計規則を準用する。

第一號	第二號	第三號	第四號	第五號
繰替拂資金の交付請求書	繰替拂資金交付命令書	繰替拂の命令書	繰替拂資金交付請求書	繰替拂資金交付命令書
繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所
繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所
繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所	繰替拂金の交付を受ける場所

種別	職名	年月日	備考
職名	職名	職名	職名
職名	職名	職名	職名
職名	職名	職名	職名
職名	職名	職名	職名

請求書領収書  
注1、この欄には請求書、決算及び會計規則に定める請求書又は、徴収書の様式を印刷するものである。  
注2、徴収書の宛先は「田納印」とする。  
注3、物品の購入、修繕及び借入の稟請書には、「徴収書の次」に「徴収員」の欄を設けること。  
第三編様式(用紙日本標準規格版B5、藍色刷)

廣島市公共事業労働者就業規則(ここに公布する)。  
昭和二十五年十月二十四日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市公共事業労働者就業規則  
第一章 総 則  
第一條 この規則は廣島市(以下市という)が施行する公共事業及びこれに従事する事業に従事する労働者の就業上の諸条件及び規律を定めるものである。  
第二條 この規則に規定しない事については、労働基準法同施行規則及び労働安全衛生規則に定めるところによる。  
(労働者の定義)  
第三條 この規則で労働者とは、原則として事業に直接に従事する第一條の労働者、廣島市職員就業規則第二條に規定する職員並びに廣島市労働者就業規則に規定する失業対策事業及び地方失業緊急事業従事労働者を除くをいう。

第四條 労働者は、自己の職場において責任を重んじ常に誠實勤勉を旨としこの規則を守り、市長又は市長の命をうけた職員の指示監督に忠實に従い、作業能率の向上に勉めなければならない。  
(制限)  
第五條 労働者は、別に定めるものを除き、その労働時間中に労働者の団体の事務又は活動をしてはならない。但し、あらかじめその団体の代表者より市長に届け出て、許可を受けた場合はこの限りでない。  
(就業場所)  
第六條 労働者の就業場所は、事業の施行に伴い、その都度市において定めるものとする。この場合労働者は特別な事由のない限りこれを拒むことはできない。  
(労働時間及び休憩時間)  
第七條 労働時間は、午前八時より午後五時までとする。  
前項の労働時間中次の通り休憩時間をおく。  
午前の休憩 午前十時より午前十一時十分まで  
夜の休憩 午後〇時より午後〇時四十分まで  
午後の休憩 午後三時より午後三時十分まで  
業務の都合により前二項に規定する勤務及び休憩時間により難い場合は、所管課長は前項の趣旨に反しない範囲において労働者とあらかじめ協議して適宜これを變更することができる。  
(休憩時間の利用)  
第八條 労働者は、休憩時間を自由に利用することができる。但し職場を離れる場合は、擔當職員の許可を受けなければならない。  
(労働時間の延長)  
第九條 災害その他の事由により緊急を要する場合等においては、第七條第一項の労働時間を延長し又は第十二條の休日に就労させることがある。  
(時間中の職務離脱)  
第十條 労働者は、労働時間中にその職場を離れようとする場合においては、擔當職員の許可を受けなければならない。

(就労拒否)  
第十一條 労働者が次の各號の一に該当するときは、就労を拒否し、又は職場より退去させることがある。  
一、この規則に違反した者。  
二、労働時間中に許可なく職場を離れた者。  
三、自己の職務に著しく怠慢である者。  
四、作業を妨害し又は職場の秩序をみだし若しくは、そのおそれがある者。  
五、作業に必要でない危険物を所持する者。  
六、他の労働者に迷惑を及ぼし又はそのおそれがある者。  
(休日)  
第十二條 休日は日曜日、國民の祝日、一月二日、三日、八月六日及び十二月二十九日から三十一日までとする。  
業務の都合により前項により難いものについては、その都度これを定める。  
(届 出)  
第十三條 労働者は、次の場合にはあらかじめその理由を附した文書をもつて届け出なければならない。  
一、傷い疾病その他の事故のため就労できないとき。  
二、選挙権その他公民としての権利を行使するとき。  
(就労手帳及び出勤簿捺印)  
第十四條 労働者は定刻までに出勤して、自ら就労手帳を擔當職員に提出し、作業終了の時は擔當職員より就労手帳を受領してこれを保管しなければならない。但し就労手帳の交付を受けていない者は、定刻までに出勤し、自ら出勤簿に捺印しなければならない。  
第三章 給 與  
(賃金の決定)  
第十五條 労働者の賃金は政府の定めた一般職種別賃金基本額及び所轄労働基準局長の定めた公共事業直轄労働者標準賃金、以下標準賃金という。)に基き、本人の作業能力その他を考慮してこれを決定する。  
(賃金計算の基礎)  
第十六條 前條の賃金は、一日賃労働時間八時間に對する

ない。  
第五章 安全衛生、災害補償、及び失業保険  
(安全及び保健衛生)  
第二十六條 労働者の危険防止及び保健衛生を圖るため所管課長は必要な措置を講ずるものとする。  
第二十七條 労働者は危険防止及び保健衛生のため常に職場の清潔整頓に努めなければならない。  
(危害防止の措置)  
第二十八條 労働者は、危害防止のため次の各號を守らなければならない。  
一、作業に必要でない衛生上の有害物又は危険物を所持しないこと。  
二、火災等災害をおこし又は他人に危害を及ぼすこと認められる危険物を所持しないこと。  
三、火氣は所定の場所以外では使用しないこと。  
四、傳染病その他の他人に迷惑を及ぼすこと認められる場合は就労しないこと。  
第二十九條 労働者は火災その他の災害を發見したときは、直に適當な措置を講ずるも、同僚の應援をも認め機を失せず所管課長に報告してその指示を仰がなければならない。  
(災害補償)  
第三十條 労働者が業務上負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合は、法令の定めるところによりこれを補償する。  
(失業保険)  
第三十一條 市長は、第二十三條第一項の各號に該当する労働者に對しては失業保険法の定めるところにより労働者が所持する被保険者手帳に失業保険印紙を貼付する。  
前項の失業保険印紙代のうち被保険者である労働者の負担すべき額は賃金支拂の都度これを控除する。  
保險金の給付については失業保険法の定めるところによる。  
第六章 表彰及び懲戒  
第三十二條 労働者が次の各號の一に該当する場合は表彰することがある。

額である。但し、八時間に満たないものについては、賃労働時間による時間割とする。  
第十一條 により就労を拒否し又は職場より退去させられた者に對しては就労を拒否し又は職場より退去させられた同の賃金はこれを支給しない。  
第十三條 第二項についてはこれを就労とみなす。但し不常にその時間を超えたものはその不常に應じた部分については前項の規定を適用する。  
第十五條 但し書に該當する場合は、その間の賃金は支給しない。  
(諸手当)  
第十七條 休日手当、時間外手当、特殊作業手当、役付手当は、別表により割増賃金として支給する。  
(退職手当)  
第十八條 第二十三條の雇入期間を延長し引續き勤務が六ヶ月以上で退職するものには、廣島市退職手当支給條例の定めるところによりこれを支給する。  
前項の労働者が第三十四條の各號の一に該當して退職するものには退職手当は支給しない。  
(賃金の支拂)  
第十九條 賃金は日拂を原則とする。但し、市の業務上特に認められたものについては毎月二回拂とし上半期(一日より十五日まで)及び下半期(十六日より月末まで)に區分して各期共最終日を以つて締切り、締切後五日以内に法令により定められた金額を控除して直接本人に支拂う。  
出産、疾病、災害その他非常の場合に費用を必要とするときは前項にかゝらず既往の労働に對する賃金を支拂ふことができる。  
(増減給)  
第二十條 第十五條に基き決定した賃金であつてもその後作業内容の變更した場合等においては、日給は標準賃金の範圍内においてこれを増額又は減額することができる。  
第二十一條 作業能力勤務成績顯著な者及び特に優秀なるものについては、標準賃金の範圍内において昇給させる

事がある。  
第四章 雇入、退職、解雇  
(雇入)  
第二十二條 労働者は、公共職業安定所の紹介斡旋をうけて雇入れられることを原則とする。但し、緊急失業対策法第十三條第二項に基いて直接雇入れられることができる。  
(雇入期間の明示)  
第二十三條 労働者を雇入れする場合、所管課長はその雇入れ期間につき左の各號の一に該當する範圍内で決定し本人に明示しなければならない。  
一、日々雇入れられる者  
二、二箇月以内の期間を定めて使用する者  
三、試みに使用する者(十四日を超えないこと)。  
前項第二號及び第三號に掲げるものについては、事業の性質及びその他の事情により所管課長はあらかじめ労働者又は當該事業場特定日の労働者の過半数を代表するものと協議の上期間を明示して延長することができる。  
第一項の第二號及び第三號の期間を定められたものについては、前項の場合を除き期間満了の日を以つて解約する。  
(退職の届出)  
第二十四條 労働者は、退職しようとする場合はあらかじめ所管課長に届出なければならない。  
(解雇豫告)  
第二十五條 労働者が次の各號の一に該當する場合は、三十日前までに所管課長から解雇の豫告をしなければならない。但し、第二十三條第一項各號(第二項の場合を除く。)及び第三十四條の規定に該當する場合はこの限りでない。  
一、市において事業を中止し労働者を必要となくなつたとき。  
二、豫算その他の措置のため減員を必要とするとき。  
三、身体の障害その他により作業の遂行ができないと認められるとき。  
四、第二十三條第二項において期間を延長したとき。

第六條 労働者は、別に定めるものを除き、その労働時間中に労働者の団体の事務又は活動をしてはならない。但し、あらかじめその団体の代表者より市長に届け出て、許可を受けた場合はこの限りでない。  
(就業場所)  
第六條 労働者の就業場所は、事業の施行に伴い、その都度市において定めるものとする。この場合労働者は特別な事由のない限りこれを拒むことはできない。  
(労働時間及び休憩時間)  
第七條 労働時間は、午前八時より午後五時までとする。  
前項の労働時間中次の通り休憩時間をおく。  
午前の休憩 午前十時より午前十一時十分まで  
夜の休憩 午後〇時より午後〇時四十分まで  
午後の休憩 午後三時より午後三時十分まで  
業務の都合により前二項に規定する勤務及び休憩時間により難い場合は、所管課長は前項の趣旨に反しない範囲において労働者とあらかじめ協議して適宜これを變更することができる。  
(休憩時間の利用)  
第八條 労働者は、休憩時間を自由に利用することができる。但し職場を離れる場合は、擔當職員の許可を受けなければならない。  
(労働時間の延長)  
第九條 災害その他の事由により緊急を要する場合等においては、第七條第一項の労働時間を延長し又は第十二條の休日に就労させることがある。  
(時間中の職務離脱)  
第十條 労働者は、労働時間中にその職場を離れようとする場合においては、擔當職員の許可を受けなければならない。

額である。但し、八時間に満たないものについては、賃労働時間による時間割とする。  
第十一條 により就労を拒否し又は職場より退去させられた者に對しては就労を拒否し又は職場より退去させられた同の賃金はこれを支給しない。  
第十三條 第二項についてはこれを就労とみなす。但し不常にその時間を超えたものはその不常に應じた部分については前項の規定を適用する。  
第十五條 但し書に該當する場合は、その間の賃金は支給しない。  
(諸手当)  
第十七條 休日手当、時間外手当、特殊作業手当、役付手当は、別表により割増賃金として支給する。  
(退職手当)  
第十八條 第二十三條の雇入期間を延長し引續き勤務が六ヶ月以上で退職するものには、廣島市退職手当支給條例の定めるところによりこれを支給する。  
前項の労働者が第三十四條の各號の一に該當して退職するものには退職手当は支給しない。  
(賃金の支拂)  
第十九條 賃金は日拂を原則とする。但し、市の業務上特に認められたものについては毎月二回拂とし上半期(一日より十五日まで)及び下半期(十六日より月末まで)に區分して各期共最終日を以つて締切り、締切後五日以内に法令により定められた金額を控除して直接本人に支拂う。  
出産、疾病、災害その他非常の場合に費用を必要とするときは前項にかゝらず既往の労働に對する賃金を支拂ふことができる。  
(増減給)  
第二十條 第十五條に基き決定した賃金であつてもその後作業内容の變更した場合等においては、日給は標準賃金の範圍内においてこれを増額又は減額することができる。  
第二十一條 作業能力勤務成績顯著な者及び特に優秀なるものについては、標準賃金の範圍内において昇給させる

事がある。  
第四章 雇入、退職、解雇  
(雇入)  
第二十二條 労働者は、公共職業安定所の紹介斡旋をうけて雇入れられることを原則とする。但し、緊急失業対策法第十三條第二項に基いて直接雇入れられることができる。  
(雇入期間の明示)  
第二十三條 労働者を雇入れ場合、所管課長はその雇入れ期間につき左の各號の一に該當する範圍内で決定し本人に明示しなければならない。  
一、日々雇入れられる者  
二、二箇月以内の期間を定めて使用する者  
三、試みに使用する者(十四日を超えないこと)。  
前項第二號及び第三號に掲げるものについては、事業の性質及びその他の事情により所管課長はあらかじめ労働者又は當該事業場特定日の労働者の過半数を代表するものと協議の上期間を明示して延長することができる。  
第一項の第二號及び第三號の期間を定められたものについては、前項の場合を除き期間満了の日を以つて解約する。  
(退職の届出)  
第二十四條 労働者は、退職しようとする場合はあらかじめ所管課長に届出なければならない。  
(解雇豫告)  
第二十五條 労働者が次の各號の一に該當する場合は、三十日前までに所管課長から解雇の豫告をしなければならない。但し、第二十三條第一項各號(第二項の場合を除く。)及び第三十四條の規定に該當する場合はこの限りでない。  
一、市において事業を中止し労働者を必要となくなつたとき。  
二、豫算その他の措置のため減員を必要とするとき。  
三、身体の障害その他により作業の遂行ができないと認められるとき。  
四、第二十三條第二項において期間を延長したとき。

ない。  
第五章 安全衛生、災害補償、及び失業保険  
(安全及び保健衛生)  
第二十六條 労働者の危険防止及び保健衛生を圖るため所管課長は必要な措置を講ずるものとする。  
第二十七條 労働者は危険防止及び保健衛生のため常に職場の清潔整頓に努めなければならない。  
(危害防止の措置)  
第二十八條 労働者は、危害防止のため次の各號を守らなければならない。  
一、作業に必要でない衛生上の有害物又は危険物を所持しないこと。  
二、火災等災害をおこし又は他人に危害を及ぼすこと認められる危険物を所持しないこと。  
三、火氣は所定の場所以外では使用しないこと。  
四、傳染病その他の他人に迷惑を及ぼすこと認められる場合は就労しないこと。  
第二十九條 労働者は火災その他の災害を發見したときは、直に適當な措置を講ずるも、同僚の應援をも認め機を失せず所管課長に報告してその指示を仰がなければならない。  
(災害補償)  
第三十條 労働者が業務上負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合は、法令の定めるところによりこれを補償する。  
(失業保険)  
第三十一條 市長は、第二十三條第一項の各號に該当する労働者に對しては失業保険法の定めるところにより労働者が所持する被保険者手帳に失業保険印紙を貼付する。  
前項の失業保険印紙代のうち被保険者である労働者の負担すべき額は賃金支拂の都度これを控除する。  
保險金の給付については失業保険法の定めるところによる。  
第六章 表彰及び懲戒  
第三十二條 労働者が次の各號の一に該当する場合は表彰することがある。

一、自己の職務に誠實であつて業の模範と認められること。  
 二、事故發生を未然に防止したとき。  
 三、作業その他に有爲な創意工夫をして能率を向上せしめたとき。  
 四、その他特に功勞があつたとき認められるとき。  
 第三十三條 表彰された者には賞状を贈り副賞として賞金授與又は臨時昇給を行う。  
 (懲戒)  
 第三十四條 勞務者が左の各號の一に該當するときは、懲戒處分を受ける。  
 一、業務上の義務に違反し又は業務を怠つたとき。  
 二、業務の内外を問わず公務上の信用を失ふべき行為があつたとき。  
 三、無断で引續き十四日以上に亘り就勞しないとき。  
 四、その他懲戒に値する行為があつたとき。  
 第三十五條 懲戒は解雇又は減給とし減給の場合には第十五條に定める標準賃金の範圍内においてこれを行う。

(職場日誌)  
 第三十六條 各作業現場に職場日誌を備え擔當職員は當日の重要事項を記載しなければならない。  
 第三十七條 各作業現場の擔當職員は、職場日誌記載事項の重要であつて上司に報告を要する事項を所管課長を経て局長に報告しなければならない。  
 附則  
 この規則は、公布の日から、これを施行する。

別表  
 一、休日手當  
 第九條に基いて休日に就勞した場合は基本日給額を(役付者にあつては役付手當を加えた額)實働八時間を除いて得た額(勤務一時間當り給與額といふ)の額に四十九錢以下の端數を生じた場合は切り捨て五十錢以上一圓未満の端數を生じたときはこれを一圓に切り上げる以下同(七)の百分の百二十五に勤務した時間數を乗じて得た額とする。

附則  
 この規則は、公布の日から、これを施行する。  
 廣島市役所出張所處務規則をここに公布する。  
 昭和二十五年十一月一日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十四條  
 廣島市役所出張所處務規則  
 第一條 廣島市役所出張所(以下出張所といふ)に、左の職員を置く。  
 所長  
 主任 若干名  
 所員 若干名  
 所長は上司の命を受け、所務を掌理し、所屬員を指揮監督する。  
 主任は所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。  
 所員は所長の命を受け、所務に従事する。  
 第二條 出張所において取扱う事務は、概ね次の通りとする。  
 一、人員異動の受付  
 二、在籍簿の整理  
 三、轉出轉入に關する證明  
 四、人口異動の集計並びに報告  
 五、主要食糧購入通帳の交付並びに異動記入  
 六、配給通帳その他購入票の交付  
 七、物資配給の指導監督  
 八、火葬許可證の交付  
 九、出生届、死亡届の受付  
 十、水道の新規使用並びに故障修理の受付  
 十一、居住その他の證明  
 十二、徴稅令書その他諸税通帳の配布  
 十三、その他特に命ぜられたこと  
 第三條 職員に命ぜられた事務の處理については、市役所職員に依る。

廣島市規則第五十五條  
 廣島市水道使用條例施行細則の一部改正する規則  
 廣島市水道使用條例施行細則(大正七年九月告示甲第四十四號)の一部を次のように改正する。  
 第九條中「金十圓」を「金四十五圓」に改める。  
 第十七條中検査手数料を次の通り改める。  
 一、水栓類及び水管附屬具  
 一個に付 金五圓  
 内徑五十糎以下のもの  
 〃 金十五圓  
 同五十糎を超え同七十五糎以下のもの  
 〃 金二十五圓  
 同七十五糎を超え内徑百七十五糎以下のもの  
 〃 實費  
 同百七十五糎を超えるもの  
 〃 實費  
 二、鉄管及び鉛管  
 一本に付 金十圓  
 内徑五十糎以下のもの  
 〃 金十五圓  
 同五十糎を超え内徑七十五糎以下のもの  
 〃 金二十五圓  
 同七十五糎を超え内徑百七十五糎以下のもの  
 〃 實費  
 同百七十五糎を超えるもの  
 〃 實費  
 三、給水配管  
 一工事に付 金二百圓  
 内徑二十五糎以下のもの  
 〃 金四百圓  
 同二十五糎を超え内徑五十糎以下のもの  
 〃 金六百圓  
 同五十糎を超え内徑七十五糎以下のもの  
 〃 〃

二、時間外手當  
 勞働時間を延長した場合に支給する。この場合の計算は勤務一時間當り給與額(役付者にあつては役付手當を加えた額)の百分の百二十五に延長した勞働時間を乗じた額。但し引續き午後十時から翌日午前五時までの間である場合には百分の百五十に勞働時間數を乗じた額とする。  
 三、正規の夜勤の場合は勤務一時間當り給與額の百分の二十五に勤務時間數を乗じた額とする。  
 四、特殊作業手當  
 特殊な作業に従事する場合に支給する支給額は基本日給額(役付者にあつては役付手當を加えた額)の三割に相當する額特殊作業手當の支給範圍は次の通りとする。  
 一、高所作業(地上十米以上)及び水中作業並びに地下掘鑿作業(地下四米以上の場合に限る)に従事する場合。  
 二、一箇五〇〇斤以上の重量物を取扱う特殊作業に従事する場合。  
 三、高壓電線、高熱物、爆發物、若しくは劇毒物を取扱う作業又はこれに近接して作業を行う場合。  
 四、風、雨、雪天等荒天時に屋外強行作業に従事する場合。  
 五、列車、電車、自動車の頻繁な道路又は橋梁上の作業に従事する場合。  
 四、役付手當  
 役付者に対し次の基準により支給する。  
 二以上の作業班を指揮監督する世話役  
 基本日給額の三割に相當する額  
 一作業班を指揮監督する世話役  
 基本日給額の二割に相當する額  
 世話役の補助者  
 基本日給額の二割に相當する額  
 特殊作業手當及び役付手當の認定は所管課長の上申に基き市長がこれを行うものとする。  
 廣島市警察條例第九條に基き派出所及び駐在所の位置名稱を公布する。

附則  
 この規則は公布の日から、これを施行する。  
 廣島市出張所設置規則を廢止する規則をここに公布する。  
 昭和二十五年十一月一日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十六條  
 廣島市水道使用條例施行細則の一部改正する規則  
 廣島市水道使用條例施行細則(大正七年九月告示甲第四十四號)の一部を次のように改正する。  
 第九條中「金十圓」を「金四十五圓」に改める。  
 第十七條中検査手数料を次の通り改める。  
 一、水栓類及び水管附屬具  
 一個に付 金五圓  
 内徑五十糎以下のもの  
 〃 金十五圓  
 同五十糎を超え同七十五糎以下のもの  
 〃 金二十五圓  
 同七十五糎を超え内徑百七十五糎以下のもの  
 〃 實費  
 同百七十五糎を超えるもの  
 〃 實費  
 二、鉄管及び鉛管  
 一本に付 金十圓  
 内徑五十糎以下のもの  
 〃 金十五圓  
 同五十糎を超え内徑七十五糎以下のもの  
 〃 金二十五圓  
 同七十五糎を超え内徑百七十五糎以下のもの  
 〃 實費  
 同百七十五糎を超えるもの  
 〃 實費  
 三、給水配管  
 一工事に付 金二百圓  
 内徑二十五糎以下のもの  
 〃 金四百圓  
 同二十五糎を超え内徑五十糎以下のもの  
 〃 金六百圓  
 同五十糎を超え内徑七十五糎以下のもの  
 〃 〃

廣島市規則第五十七條  
 廣島市特殊勤務手當支給規則の一部改正する規則  
 廣島市特殊勤務手當支給規則(昭和二十五年六月二十四日規則第二十五號)の一部を次のように改正する。  
 「第十條」を削除し第十三條中第二項を削除する。  
 第二十八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、第二項を第三項とし第一項の次に次の一項を加える。  
 二、發務手當、特殊有技者手當、向西館職員特別手當、駐在所手當、及び速記者手當の支給については、前項の規定にかかわらず給料支給の例による。  
 第二十八條の次に次の一條を加える。  
 (手當金の端數計算)  
 第二十八條の二、手當金の支給額に四十九錢以下の端數があるときはその端數金額を切り捨て五十錢以上一圓未満の端數があるときはその端數金額を一圓として計算する。  
 附則  
 この規則は、公布の日から、これを施行する。但し、第二十八條の二の改正規定は昭和二十五年四月分の手當金から適用する。

附則  
 この規則は、公布の日から、これを施行する。  
 廣島市警察條例第九條に基き派出所及び駐在所の位置名稱を公布する。  
 昭和二十五年十月二十七日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十三條  
 廣島市狩獵免許手数料等徵收規則  
 第一條 狩獵法施行規則(昭和二十五年九月三十日農林省令第八八號)狩獵法施行細則(昭和二十五年十月二十日廣島縣規則第七十號)及地方公共團體手數料規則(昭和二十三年總理府令第五十號)に基き徵收する狩獵免許等の手數料は左の通りとする。  
 一、狩獵免許 百圓  
 二、狩獵登錄 百圓  
 三、狩獵免狀又は狩獵登錄票の再交付 百圓  
 第二條 前條の手數料の納入は、廣島市收入證紙規則の定めるところによる。  
 廣島市規則第五十四條  
 廣島市狩獵免許手数料等徵收規則  
 第一條 狩獵法施行規則(昭和二十五年九月三十日農林省令第八八號)狩獵法施行細則(昭和二十五年十月二十日廣島縣規則第七十號)及地方公共團體手數料規則(昭和二十三年總理府令第五十號)に基き徵收する狩獵免許等の手數料は左の通りとする。  
 一、狩獵免許 百圓  
 二、狩獵登錄 百圓  
 三、狩獵免狀又は狩獵登錄票の再交付 百圓  
 第二條 前條の手數料の納入は、廣島市收入證紙規則の定めるところによる。  
 廣島市規則第五十五條  
 廣島市水道使用條例施行細則の一部改正する規則  
 廣島市水道使用條例施行細則(大正七年九月告示甲第四十四號)の一部を次のように改正する。  
 第九條中「金十圓」を「金四十五圓」に改める。  
 第十七條中検査手数料を次の通り改める。  
 一、水栓類及び水管附屬具  
 一個に付 金五圓  
 内徑五十糎以下のもの  
 〃 金十五圓  
 同五十糎を超え同七十五糎以下のもの  
 〃 金二十五圓  
 同七十五糎を超え内徑百七十五糎以下のもの  
 〃 實費  
 同百七十五糎を超えるもの  
 〃 實費  
 二、鉄管及び鉛管  
 一本に付 金十圓  
 内徑五十糎以下のもの  
 〃 金十五圓  
 同五十糎を超え内徑七十五糎以下のもの  
 〃 金二十五圓  
 同七十五糎を超え内徑百七十五糎以下のもの  
 〃 實費  
 同百七十五糎を超えるもの  
 〃 實費  
 三、給水配管  
 一工事に付 金二百圓  
 内徑二十五糎以下のもの  
 〃 金四百圓  
 同二十五糎を超え内徑五十糎以下のもの  
 〃 金六百圓  
 同五十糎を超え内徑七十五糎以下のもの  
 〃 〃

廣島市規則第五十二條  
 廣島市警察條例第九條に基き派出所及び駐在所の位置名稱及び管轄區域等に關する規則の一部を改正する規則の一部を公布する。  
 昭和二十五年十月二十七日  
 廣島市長 濱井信三



別記

「第一號様式」

- 一、使用日時 昭和 年 月 日 至 時 分
- 二、使用コート 第 號コート
- 三、使用目的
- 四、料金 金 圓也
- 五、使用人員 名
- 六、観覧料の徴収有無

右に依り廣島市中央庭球場條例を遵守の上使用致し  
すから許可されるよう申請致します。

住所 氏名  
廣島市長 濱井信三 氏

「第二號様式」

物品販賣店設置（或は立賣）許可願

- 一、設置の位置
- 二、販賣品名
- 三、面積
- 四、期間

右に依り廣島市中央庭球場條例を遵守の上賣店設置（或は立賣）を致しますから許可される様申請致します。

住所 氏名  
廣島市長 濱井信三 氏

飲食店營業許可等に關する手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十五年十一月二十日  
廣島市長 濱井信三  
廣島市規則第六十三號  
飲食店營業許可等に關する手数料規則の一部を改正する規則

告示

廣島市告示第六十二號

十月二十三日市議會の議決を經た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年十月二十三日

廣島市長 濱井信三  
昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加

- 一、市 稅 金貳百貳拾五萬五千五百九拾貳圓
- 二、舊法による 稅收入 金貳百貳拾五萬五千五百九拾貳圓
- 六、縣支出金 金百四拾六萬五千五百六拾六圓
- 一、交付金 金百四拾六萬五千五百六拾六圓
- 歳入合計 金參百七拾貳萬千五百五拾八圓

- 十一、選舉費 金參百七拾貳萬千五百五拾八圓
- 一、選舉費 金貳拾壹萬圓
- 五、啓蒙宣傳費 金拾八萬七千四百圓
- 六、教育委員選舉公務員 金百四拾六萬貳千圓
- 七、教育委員選舉執行費 金百八拾六萬貳千五拾八圓
- 歳出合計 金參百七拾貳萬千五百五拾八圓
- 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第六十三號

十月二十七日市議會の議決を經た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年十月二十七日

廣島市長 濱井信三  
昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加

- 八、繰越金 金貳拾萬圓也
- 一、前年度繰越金 金貳拾萬圓也
- 歳入合計 金貳拾萬圓也

飲食店營業許可等に關する手数料規則（昭和二十五年八月八日廣島市規則第十七號）の一部を次のように改める。  
第一條第九號の次に、次の各號を加える。  
十 大の登録（鑑札の交付を含む）手数料 一頭につき 三百圓  
十一 犬の鑑札再交付手数料 同 三十圓  
十二 犬の狂犬病豫防注射手数料 同 七十圓  
十三 犬の狂犬病豫防注射済票交付手数料 同 三十圓  
十四 犬の狂犬病豫防注射済票再交付手数料 同 三十圓  
十五 犬の検診料 同 百圓

この規則は、公布の日から、施行する。

廣島市衛生事務委任に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十五年十一月二十日

廣島市長 濱井信三

- 廣島市規則第六十四號
- 廣島市衛生事務委任に關する規則の一部を改正する規則
- 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則（昭和二十五年廣島市規則第二十二號）の一部を次のように改正する。
- 第二條中第九號の次に次の各號を加え第十號以下順次繰下げる。
- 十、與行場法第二條及び第六條の規定による營業の許可及び營業許可の取消又は營業の停止權限のうち與行場法施行細則（昭和二十五年廣島縣規則第四百五十五號）第二條第三號の第三種與行場に關するもの。
- 十一、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七號）第五條の規定による營業所の開設、變更、廢止の届出に關するもの。
- 十二、クリーニング業法第九條の規定による従業者の健康診断及び業務の停止に關するもの。
- 十三、クリーニング業法第十條の規定による検査に關するもの。
- 十四、クリーニング業法第十一條の規定による營業の停止

歳出

十六、諸支出金 金貳拾萬圓也

十五、分擔金 金貳拾萬圓也

廣島市告示第六十四號  
十月二十八日市議會の議決を經た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年十月二十八日  
廣島市長 濱井信三  
昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加更正

- 一、市 稅 金五億七千八百五拾七萬四千貳百貳拾六圓
- 一、普通稅 金四億六千八百六拾八萬七千四百四拾參圓
- 二、舊法による 稅收入 金壹億九百八拾八萬六千七百八拾三圓
- 二、地方財政 平衡交付金 金八千八百四拾七萬貳千貳拾五圓
- 一、地方財政 平衡交付金 金八千八百四拾七萬貳千貳拾五圓
- 四、使用料及 び手数料 金六千八百拾參萬六千貳百七拾圓
- 一、使用料 金四千九百參拾貳萬參千四百壹圓
- 二、手数料 金壹千八百八拾壹萬貳千八百六拾九圓
- 五、國庫支出金 金壹億貳千八百六拾六萬參千五百參拾五圓
- 一、國庫支出金 金壹億貳千八百六拾六萬參千五百參拾五圓
- 六、縣支出金 金四千九百五拾八萬五千貳百八拾五圓
- 一、交付金 金六百參萬五千參百四拾六圓
- 二、補助金 金四千參百五拾四萬九千九百參拾九圓
- 九、繰越金 金百參拾參萬壹圓
- 一、前年度繰越金 金百參拾參萬壹圓
- 十、雜收入 金參千貳百六拾萬五千貳百拾六圓
- 二、辨償金及報償金 金五百拾七萬四千九百八拾五圓
- 四、利 子 金六拾七萬九百貳拾圓
- 八、過年度支出 金五百九拾九萬九千九百七拾壹圓

又はクリーニング所の閉鎖に關するもの。

十五、クリーニング業法第十二條の規定によるドライクリーニングに對する免許取消の手續に關するもの。

十六、クリーニング業法第十三條の規定による聽聞に關するもの。

同條中第四十一號の次に次の各號を加える。

四十二、（い）獸處理場等に關する法律（昭和二十三年法律第四百四號）第六條第一項の規定による報告の要求並びに當該吏員の臨檢査に關するもの。

四十三、狂犬病豫防法（昭和二十五年法律第二百四十七號）第四條第一項及び第二項の規定による犬の登録の申請の受理、犬の原簿の登録及び登録原簿の保管並びに犬の鑑札の交付に關するもの。

四十四、狂犬病豫防法第十條の規定による狂犬病發生時の公示並びに犬に口輪をかけ又はけい留する命令に關するもの。

四十五、狂犬病豫防法第十三條の規定による狂犬病發生時の犬のせい檢診、臨時の豫防注射施行に關するもの。

四十六、狂犬病豫防法第十六條の規定による交通しや斷又は制限に關するもの。

四十七、狂犬病豫防法第十七條の規定による犬の集合施設の禁示命令に關するもの。

四十八、狂犬病豫防法第十八條の規定によるけい留されてない犬の抑留に關するもの。

四十九、狂犬病豫防法第二十一條の規定による犬の抑留所の管理に關するもの。

五十、狂犬病豫防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二號）第五條の規定による鑑札の再交付及び發見された鑑札の受理に關するもの。

五十一、狂犬病豫防法施行規則第六條、第七條第一項、第八條及び第九條の規定による届出の受理に關するもの。

五十二、狂犬病豫防法施行規則第七條第二項及び第三項の規定による他の都道府縣知事への通知、犬の鑑札の引替交付及び犬の原簿の送付に關するもの。

歳入

十一、市 債 金七千四百八拾萬圓

一、市 債 金七千四百八拾萬圓

歳入合計 金拾億參千九百九萬七千八百四圓

- 一、議會費 金千八拾四萬七千四百七拾參圓
- 一、議會費 金千八拾四萬七千四百七拾參圓
- 二、役所費 金壹億七千九百四拾九萬參千九百七圓
- 一、役所費 金壹億七千九百四拾九萬參千九百七圓
- 二、諸 費 金貳千七拾貳萬七千六百六拾八圓
- 三、警察警防費 金壹億六千參百貳拾六萬九千貳百拾五圓
- 一、警察費 金壹億七千八百七拾七萬四千六百四拾四圓
- 二、消防費 金四千七百九拾壹萬九千圓
- 三、消防團費 金八百參拾九萬貳拾六圓
- 四、土木費 金參千九百九拾壹萬九千圓
- 一、道路橋梁費 金參千貳百貳拾貳萬貳百貳拾圓
- 四、諸 費 金六百九拾壹萬九千圓
- 五、教育費 金九千貳百貳拾壹萬九千九百六拾七圓
- 一、小學校費 金參千四百七拾八萬七千五百七拾貳圓
- 二、中學校費 金千貳百貳拾貳萬五千參拾四圓
- 三、高等學校費 金千六百貳拾八萬參千八百七拾貳圓
- 四、工業專門學校費 金六百四拾四萬參千參百九圓
- 六、研究所費 金參百六拾貳萬二千六百四圓
- 七、社會教育費 金千七百七拾五萬五千五百拾圓
- 六、社會労働施設費 金貳千貳百拾壹萬九千參百貳圓
- 一、生活保護費 金七千九百五拾四萬四千九百九拾貳圓
- 二、民生委員費 金五拾八萬四千四百圓
- 四、隣保館費 金六拾參萬五千六百五圓
- 五、保健院費 金四百參拾貳萬貳千五百拾五圓
- 六、保育所費 金五百七拾貳萬參千五百四圓
- 七、保育所建設費 金參百九拾四萬圓
- 十一、母子寮費 金貳拾九萬七千九拾壹圓
- 十四、職業者救済費 金千貳百六拾六萬八百八拾六圓
- 十五、乳児院建設費 金貳百萬圓
- 十六、宅建設費 金四百參拾八萬八千四百五拾貳圓

廣島市報復原第五五號

七、保健衛生費 金四千二百五十九萬七千七百五拾五圓  
 一、保健所費 金五百四拾壹萬八千六百八拾參圓  
 二、性的診療所費 金七拾九萬五千六百六拾參圓  
 三、傳染病豫防費 金六百六拾八萬八千六百六拾八圓  
 八、舟入病院豫防費 金四百拾四萬參千六百五拾九圓  
 九、衛生試驗検査費 金五拾貳萬九千六百八拾四圓  
 十、下水道費 金千貳百六拾七萬五千參百九拾參圓  
 十四、房物費 金七拾參萬八千八百九拾九圓  
 十七、衛生諸費 金四拾四萬四千五百八拾九圓  
 十九、狂犬病豫防費 金四拾參萬二千九拾貳圓  
 八、産業經濟費 金四千九百四拾壹萬壹千六百七圓  
 二、商工諸費 金七百五拾萬參千四百七圓  
 三、農水産諸費 金貳百五拾七千八百貳拾五圓  
 六、家畜市場 金六拾貳萬四千九百六拾五圓  
 七、灌漑所費 金八拾六萬九千五百四拾六圓  
 九、觀光港灣諸費 金千六百壹萬五千四百七拾七圓  
 十、中央卸賣市場諸費 金四百參拾六萬參千六百八拾七圓  
 十一、中央卸賣市場増築費 金千萬元  
 十二、農地災害復興費 金八百六拾四萬四千六百圓  
 十三、農業水利事業負擔金 金壹百九拾貳萬五千元  
 十四、團塊綜合指導所建設費 金七拾五萬圓  
 九、財産費 金五百八拾九萬八千六百貳拾九圓  
 二、財産管理費 金五百七拾貳萬貳千八拾七圓  
 十、統計調査費 金貳百四拾七萬六百四拾圓  
 一、統計調査費 金貳百四拾七萬六百四拾圓  
 十二、公債費 金參千貳拾貳萬九千七百參拾五圓  
 一、元金償還金 金千五百參拾七萬五千八百五拾參圓  
 十三、輸送費 金參百七拾九萬四千八百圓  
 一、輸送費 金參百七拾九萬四千八百圓  
 十六、諸支出金 金壹億四千九百五拾壹萬七千九拾七圓  
 四、特別會計繰入金 金壹億貳千貳百萬五千拾四圓  
 七、過年度支出金 金七百拾萬五千參百五拾六圓  
 八、雜支出 金參百拾貳萬七千四圓  
 九、災害救助隊費 金百拾四萬七千四百四拾參圓  
 十一、原爆資料蒐集費 金百拾萬圓  
 歳出合計金 拾億參千九百九萬七千八百四圓

歳入出差引殘金なし

廣島市告示第六十五號  
 十月二十八日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年十月二十八日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加更正

歳入

一、使用料及び手数料 金九千九百參拾壹萬九千五百拾七圓  
 一、使用料 金九千八百八拾壹萬七百六拾六圓  
 二、給水工事費収入 金七百八拾五萬五千五百八拾圓  
 一、給水工事費収入 金七百八拾五萬五千五百八拾圓  
 三、雜收入 金千貳拾貳萬八千貳拾貳圓  
 一、雜收入 金八百五拾萬五千貳拾七圓  
 四、公企業及財産収入 金貳百七拾萬圓  
 一、物件賣拂代金 金貳百七拾萬圓  
 六、國庫支出金 金貳千九百九拾八萬九千九百壹圓  
 一、補助金 金貳千九百九拾八萬九千九百壹圓  
 七、市 債 金五千參百九拾萬圓  
 一、市 債 金五千參百九拾萬圓  
 八、繰入金 金千四百貳萬五千七百七拾壹圓  
 一、前年度繰入金 金千四百貳萬五千七百七拾壹圓  
 歳入合計 金貳億九百九拾壹萬貳千參拾貳圓

廣島市告示第六十六號  
 十月二十八日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年十月二十八日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和二十五年廣島市建設費歳入出豫算追加更正

歳入

一、國庫支出金 金壹億九千七百貳拾四萬四千參百圓  
 一、補助金 金壹億九千五百八拾萬四千參百圓  
 二、交付金 金百四拾四萬圓  
 二、繰入金 金壹億千八百貳拾五萬四百七拾壹圓  
 一、繰入金 金壹億千八百貳拾五萬四百七拾壹圓  
 三、雜收入 金五百四拾萬九百八拾八圓  
 一、雜收入 金五百四拾萬九百八拾八圓  
 四、市 債 金壹億四千萬元  
 一、市 債 金壹億四千萬元  
 五、繰入金 金千八百五拾貳萬八千五百五拾五圓  
 一、前年度繰入金 金千八百五拾貳萬八千五百五拾五圓  
 六、換地清算徴収金 金四百萬元  
 一、換地清算徴収金 金四百萬元  
 七、寄附金 金百萬元  
 一、寄附金 金百萬元  
 歳入合計 金四億八千四百四拾貳萬參千九百拾參圓

廣島市告示第六十七號  
 十月二十八日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年十月二十八日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加

歳入

八、繰入金 金四拾萬圓  
 一、前年度繰入金 金四拾萬圓  
 歳入合計 金四拾萬圓

歳出

十六、諸支出金 金四拾萬圓  
 八、雜支出 金四拾萬圓  
 歳出合計 金四拾萬圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第六十九號  
 昭和二十五年十月三十日  
 廣島市長 濱 井 信 三

法第二十條並びに市税條例第十一條の規定により公示する。

昭和二十五年十月三十日  
 廣島市長 濱 井 信 三

(別紙略)

廣島市告示第六十九號  
 昭和二十五年十月三十日  
 廣島市長 濱 井 信 三

第十六回未指定地補充換地指定地並びに第十六回換地指定地更正指定地第四回換地指定地指定地第三回換地指定地指定取消及び基町補助道路計畫一部變更發表について

一、未指定地補充換地指定地並びに換地指定地變更指定地  
 (1) 廣島市特別都市計畫事業東部土地區劃整理施行に伴う左記土地は、土地區劃整理委員会の諮問を経て換地指定地が決定したから關係者は東部復興事務所にて詳細承知されたい。

(2) 土地所有者に對する換地指定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の人口のみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない人は至急届出されたい。

(3) 今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは事前に必ず東部復興事務所に協議の上取返願いたい。

(4) 万一連絡がない場合は決定した換地を取消することに立至ることがあるから是非連絡方實行されたい。

(5) 前記換地指定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については追つて指定する。

廣島市告示第七十號  
 廣島東及び西稅務署より、通知のあつた昭和町角モモ外七十五名の家屋に對する賃賃價格の設定については、家賃帳法第十一條の規定により自十一月六日至十一月二十五日の二十日間關係者の總覽に供する。

昭和二十五年十一月二日  
 廣島市長 濱 井 信 三

國泰寺町七十八番地ノ六外七筆和知應二

三、換地指定地指定取消  
 廣島市特別都市計畫事業東部土地區劃整理施行に伴い先に指定した左記換地指定地は、土地區劃整理委員会の諮問を経て取消に決定したから、關係者は東部復興事務所にて詳細承知されたい。

三、三ブロック一劃地日本放送協會  
 四、基町補助道路計畫一部變更の件  
 關係圖書總覽場所  
 廣島市基町 廣島市東部復興事務所

廣島市告示第六十八號  
 廣島市牛田町伊奈宮邊外二、一一三名に關する昭和二十五年定期固定資産稅住所不明のため送達不能につき地方稅

廣島市告示第七十一號  
 廣島市告示第七十一號  
 廣島市告示第七十一號  
 廣島市告示第七十一號

廣島市告示第七十一號  
 廣島市告示第七十一號  
 廣島市告示第七十一號  
 廣島市告示第七十一號

廣島市報復活 第五五號

場所 廣島市保健所

二定期豫防注射(後期分) 當日は犬を連れて来なくてもよい。 毎日午後一時より午後四時まで

- 十二月一日 青崎小学校 古田小学校
二日 尾長小学校 舟入病院
三日 牛田小学校 織町小学校
四日 三篠小学校 已斐出張所
五日 市役所 宇品出張所
六日 段原小学校 荒神小学校

廣島市告示第七十二號

昭和二十五年十一月十七日 廣島市長 濱井 信三
左記の通り臨時廣島市議會を招集する。

- 一、招集日時 昭和二十五年十一月二十四日午後一時
一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第七十三號

昭和二十五年十一月十八日 廣島市長 濱井 信三
狂犬病のまん延の防止のため、狂犬病豫防法(昭和二十五年法律第二百四十七號)第十五條の規定に基き、左記の通り犬の移出入を禁止する。

- 一、期間 昭和二十五年十一月十八日から昭和二十六年十一月十七日まで。
二、區域、廣島市
三、禁止事項 前項の區域内外へ犬を移出入すること。但し、狂犬病豫防注射を受け、注射済票を着けた犬であつて、當該都道府縣知事、保健所法第一條の規定に基き、政令で定める市については、當該市長の許可書のあるものは、この限りでない。

廣島市告示第七十四號
廣島市大須賀町小林一男外二、〇二名に關する昭和二十五年第一期市民税住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條並びに市税條例第十一條の規定の規定により公示する。
昭和二十五年十一月十九日 廣島市長 濱井 信三 (別紙略)

公安委員會告示

集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十五年十一月一日 廣島市公安委員會

- 廣島市公安委員會告示第四號
集團行進及び集團示威運動に關する條例
施行規則を改正する規則
集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則(昭和二十四年九月八日公安委員會告示第八號)の全部を次のように改める。
第一條 集團行進及び集團示威運動に關する條例を改正する條例(以下條例といふ)第一條の許可を要しないものを次の通りとする。
一 學生、生徒その他の遠足、修學旅行、体育競技
二 通常の冠婚、葬祭等慣例による行事
三 學校又は官公廳が主催する行事
第二條 所轄警察署長は、條例第二條第一項の許可申請書を受理したときは、その一通を存置し、他の二通を副申請書を添付して直ちに警察本部長を経て公安委員會に送付しなければならない。
第三條 條例第三條第二項の規定による條件は次の事項につきこれをつける。
一 占領軍事務の妨害防止に關する事項
二 國、又は公共事務の妨害防止に關する事項
三 じゅう器、きょう器その他の危険物を携帯及び泥酔者参加の制限等危害防止に關する事項

辭令

- 廣島市技術吏員に任命する
技術吏員 坂本 周三
飯田 和夫
石田 吉秀
廣島市技術吏員に任命する
技術吏員 小野 正
廣島市職員就業規則第三十七條第一項第四號により休職を命ずる
技術吏員 山根 信行
嵐森 幸徳
昭和二十五年十月三十一日(各通)
事務吏員 中村 知
廣島市職員就業規則第三十六條第一項第四號により本職を免する。
昭和二十五年十一月十日 技術吏員 野村 秀夫
廣島市田納員を命ずる
昭和二十五年十一月九日

- 事務吏員 國安 榮
吉光 義雄
廣島市警察監視員を命ずる
昭和二十五年十一月十三日 事務吏員 多田 博
總務局徴收課勤務を命ずる
昭和二十五年十一月十四日 長神 勉
廣島市事務吏員に任命する
書記に補する
七勢十號俸を給する
尾長出張所主任を命ずる
事務吏員 拾山 甫
保健所豫防課勤務を命ずる
昭和二十五年十一月十五日(各通)

雜報

- 十月の定例市議會において左記の通り議決された。
(十月二十三日)
一、第八十九號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加
(十月二十五日)
一、第八十八號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加
一、第九十號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正する條例制定について 委員會附託
一、第九十一號議案 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例制定について 委員會附託
一、第九十二號議案 廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例制定について 委員會附託
一、第九十九號議案 昭和二十五年廣島市河川改修費金公債方法中地更について 委員會附託

廣島市報復活 第五五號

- 一、第九十號議案 昭和二十五年廣島市警察施設整備費公債方法中地更について 委員會附託
一、第九十一號議案 昭和二十五年廣島市消防施設整備費公債方法中地更について 委員會附託
一、第九十二號議案 昭和二十五年廣島市社會労働施設費公債方法中地更について 委員會附託
一、第九十三號議案 昭和二十五年廣島市中央卸賣市場建設費公債方法 委員會附託
一、第九十四號議案 昭和二十五年廣島市農地水利負擔金公債方法 委員會附託
一、第九十五號議案 廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例制定について 委員會附託
一、第九十六號議案 廣島市中央庭球場條例の一部を改正する條例制定について 委員會附託
一、第九十七號議案 廣島市中央排球場條例制定について 委員會附託
一、第九十八號議案 廣島市中央排球場條例制定について 委員會附託
一、第九十九號議案 廣島市保健院使用料及び手数料條例制定について 委員會附託
一、第一百號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費收入追加更正 委員會附託
一、第一百一號議案 廣島市水道使用條例の一部を改正する條例制定について 委員會附託
一、第一百二號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費公債方法中地更について 委員會附託
一、第一百三號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費收入追加更正 委員會附託
一、第一百四號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費公債方法中地更について 委員會附託

- 一、第一百一號議案 財産の取得について 委員會附託
一、第一百二號議案 工事請負契約の同意について 委員會附託
一、第一百三號議案 工事請負契約締結の承認について 委員會附託
一、第一百四號議案 ボルトランドセメント購入契約締結の同意について 委員會附託
一、第一百五號議案 年度内一時借入金の変更に關する條例制定について 委員會附託
(十月二十七日)
一、請願 宇品小学校々地擴張方要望の件) 委員會附託
一、第九十六號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加
一、第九十七號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
一、第九十八號議案 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
(十月二十八日)
一、第八十八號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加
一、第九十號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
一、第九十一號議案 廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例制定について 修正可決
一、第九十二號議案 廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例制定について 修正可決
一、第九十九號議案 昭和二十五年廣島市河川改修費金公債方法 原案可決(希望事項付)
一、第一百號議案 昭和二十五年廣島市河川改修費金公債方法中地更について 原案可決
一、第一百一號議案 昭和二十五年廣島市消防施設整備費公債方法中地更について 原案可決

- 第百二號議案 昭和二十五年廣島市社會勞動施設費  
公債方法中變更について 原案可決
- 第百三號議案 昭和二十五年廣島市中央卸賣市場建設費公債方法 原案可決
- 第百四號議案 昭和二十五年廣島市農地災害復舊費公債方法 原案可決(希望事項付)
- 第百五號議案 昭和二十五年廣島市農地水利負擔金公債方法 原案可決(希望事項付)
- 第百十三號議案 廣島市立學校授業料並に入學調査條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 第九十四號議案 廣島市中央庭球場條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 第九十五號議案 廣島市中央排球場條例制定について 原案可決
- 第九十六號議案 廣島市保健院使用料及手数料條例制定について 原案可決
- 第九十七號議案 廣島市役所出張所設置條例制定について 原案可決
- 第九十八號議案 廣島市保健院條例を改正する條例制定について 原案可決(希望事項付)
- 第百六號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費歳入追加更正 原案可決
- 第百七號議案 廣島市水道使用條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 第百八號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費公債方法中變更について 原案可決
- 第百九號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加更正 原案可決(希望事項付)
- 第百十號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費公債方法中變更について 原案可決
- 第百十一號議案 財産の取得について 原案可決
- 第百十二號議案 工事請負契約の同意について 原案可決

出張所々管區域別人口世帯状況 (昭和二十五年十一月一日現在)

出張所別	人口	全上前月との比較	世帯	全上前月との比較
牛田	八、五二五	△	二、二〇一	△
尾長	一、三二五	△	三、〇二九	△
青崎	九、五二九	△	二、九四五	△
荒神	一、〇、〇五三	△	五、二七三	△
比治山	一、六、六三三	△	四、七九一	△
仁保	五、六九三	△	一、四六六	△
大河	一、五、七七一	△	二、六九六	△
特實	一、五、七七一	△	三、八六六	△
字品	三、九一四	△	六、〇五五	△
似島	二、三三三	△	四、四〇三	△
基町	二、四、〇〇〇	△	六、三三四	△
舟入	一、九、九二一	△	五、〇五五	△
觀音	一、三、四六六	△	三、一五二	△
己斐	一、八、一四三	△	四、四八〇	△
三篠	一、六、七五〇	△	四、六七六	△
草津	一、三、四二二	△	四、一五五	△
中央	三、六、一九一	△	三、三三三	△
計	八、六、六三三	△	二、一、七七一	△

- 第百十三號議案 工事請負契約締結承認について 原案可決
- 第百十四號議案 ホルトランドセメント購入契約締結の同意について 原案可決
- 第百十五號議案 年度内一時借入金の變更について 原案可決
- 第百十八號議案 財産の取得について 原案可決(希望事項付)
- 第百十九號議案 契約締結の同意について 原案可決(希望事項付)
- 第百二十一號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加  
一、請願(本市の田園都市化施設要望の件) 委員会附託  
一、請願(養老院設立敷地貸與方要望の件) 委員会附託  
一、請願(株式会社三和製氷冷蔵庫を市に買収經營方要望の件) 委員会附託



金並次に起債の削減に伴う一般財源所要額は、最終予算において六千二百七十七万七千餘圓を必要としているが、本市の復興促進は何如なる苦難もこれを排除して遂行しなげればならぬ。重大事業である関係上、財源難を理由としこれら事業を放棄することは、これ又絶對に容れられない。實情にあるから、區劃整理事業推進に伴う各般の事業費の削減、なお又戦後未復舊の儘放置されている、教育施設の完備、住宅撤消のための各種住宅施設の建設等あらゆる施策を講じて復興の促進に努力しているのである。決算面においては、歳入歳出とも最終予算に對し九十の均衡を保持した状況である。

次に水道事業であるが、本市唯一の公營企業である關係と水位に基いた好條件により、特別會計設置以來年々その成績は向上し、二十四年度においては戦後破滅された施設も略々復舊し漏水防止の施策も善々進展し現在では大体戦前の給水量を保持してゐる。

以上昭和二十四年度本市財政の状況は終始緊縮予算の一途に據き、國の健全財政確立とインフレーション抑壓の一端を擔い、しかもお當面する復興の困難を打開し、財政健全のため懸命の努力を傾注したのであつて、今期決算期を迎へ、二十四年度行財政の経緯を反省し現在の困難なる市民生活において衷心市財政の意向を要する次第である。

二、昭和二十四年度歳入出状概況

一般會計 歳入

科 目	最終予算額	最終予算額に對する百分率	増 減	最終予算額に對する百分率
一、市 稅	3,440,000	100		100
縣稅附加稅	2,035,000	59	1,400,000	100
獨 立 稅	7,900	0.2	7,892,100	100
地方稅付稅	6,120,000	177	1,230,000	100
逓法による稅收入	2,000,000	58	1,000,000	100
二、公企業及財産收入	1,000,000	29	1,000,000	100
三、使用料及手数料	1,000,000	29	1,000,000	100
四、國庫支出金	1,000,000	29	1,000,000	100
五、縣支出金	1,000,000	29	1,000,000	100
六、寄附金	1,000,000	29	1,000,000	100
七、繰入金	1,000,000	29	1,000,000	100
八、繰越金	1,000,000	29	1,000,000	100
九、市 債	1,000,000	29	1,000,000	100
歳入合計	10,000,000	100	10,000,000	100

〇参考〇 調定額に對する收入額は次表の通りである。

區 分	調定額	未納額	收入歩合
縣稅附加稅	2,035,000	1,000,000	49
獨 立 稅	7,900	1,000,000	12
逓法による稅收入	2,000,000	1,000,000	50
計	4,042,900	3,000,000	73

科 目	最終予算額	最終予算額に對する百分率	増 減	最終予算額に對する百分率
一、國庫支出金	1,000,000	29	1,000,000	100
二、繰入金	1,000,000	29	1,000,000	100
三、雜收入金	1,000,000	29	1,000,000	100
四、市 債	1,000,000	29	1,000,000	100
五、繰越金	1,000,000	29	1,000,000	100
六、換地清算徵收金	1,000,000	29	1,000,000	100
七、公企業及財産收入	1,000,000	29	1,000,000	100
八、縣費補助金	1,000,000	29	1,000,000	100
九、寄附金	1,000,000	29	1,000,000	100
歳入合計	10,000,000	100	10,000,000	100

特別會計 歳入

科 目	最終予算額	最終予算額に對する百分率	増 減	最終予算額に對する百分率
一、國庫支出金	1,000,000	29	1,000,000	100
二、繰入金	1,000,000	29	1,000,000	100
三、雜收入金	1,000,000	29	1,000,000	100
四、市 債	1,000,000	29	1,000,000	100
五、繰越金	1,000,000	29	1,000,000	100
六、換地清算徵收金	1,000,000	29	1,000,000	100
七、公企業及財産收入	1,000,000	29	1,000,000	100
八、縣費補助金	1,000,000	29	1,000,000	100
九、寄附金	1,000,000	29	1,000,000	100
歳入合計	10,000,000	100	10,000,000	100

〇参考〇 調定額に對する收入額は次表の通りである。

區 分	調定額	未納額	收入歩合
縣稅附加稅	2,035,000	1,000,000	49
獨 立 稅	7,900	1,000,000	12
逓法による稅收入	2,000,000	1,000,000	50
計	4,042,900	3,000,000	73





科目	現在予算額	追加更正	現在予算額
公債	八六、四三三	一、一三三	八七、五六六
盛岡市	一、三三〇	一、三三〇	二、六六〇
天橋町	七、二〇〇	一、三三〇	八、五三〇
用品	六、二〇〇	一、三三〇	七、五三〇
調査費	一、三三〇	一、三三〇	二、六六〇
歳出合計	一、〇〇〇	一、三三〇	二、三三〇

(一) 一般会計歳入状況について  
 現在までに地方財政の確立に際し、財政改革が実施せられたが、戦後の被割した地方財力を迅速に容易でなく、本市においても二十五年度予算に當つてはこの点大いに苦慮した次第である。

先般のシヤカサ報告により、民主主義の基礎となる地方公共団体の確立の意向が明らかとなり、近頃根本的な財政改革の實施が相俟つて、地方財政は一大革新を來すものと予想されるので、これに伴つて、財源附與を唯一の希望として、市民福祉の増進と都市復興建設を市地として、健全財政の編成に努めたのである。

次に本年度歳入予算について見れば、一應前年度税制を踏襲し、三億八千八百七十三万七千七百七十四圓を總額とし、そのうち地方交付税に計上して總額の四十四%を占め、地方交付税については、概ね二億八千八百七十三万七千七百七十四圓を計上した。昭和二十二年以降の借入金と元金償還に要する公債費を加へ六億六千六百七十七萬七千七百七十四圓を合算し、その後平和都市建設法に基づく事業交付金をしり、また前年度において未了となつてゐる高等學校復興工事費四百六十四萬五千圓及び出張所建設工事費六十萬二千圓を繰越事業として追加し、九月末現在において、六億七千三百三十三万二千五百六十二圓となつてゐる。

歳入の主なるものは、市債の五十一%、國庫支出金四十二%、大部分を占め、残額は一般會計よりの繰入金と充當してゐる。

なお、九月末迄における實収入の状況は、本年度事業の増進並びに起債承認額決定の遅延等により、補助金市債の重要財源は僅か、二十二%の状況であつて、實収入額は九千五百十三萬餘圓で、予算額に對し十四%の比率となつてゐる。

次に歲出においては、監制機關事業等については、前年度に引續き工事の施行を必要とみなす關係上、補助金の交付起債資金借入の遅延等により、各年度の事業を中止、又は繰延すべきは、でき難き事情にあるので、これが決定の措置として、大藏省預金部短期融資資金の借付等により、事業の實施に支障なきを期してゐる現狀である。

(二) 公營事業について  
 本市水道事業は、現在その給水施設において、略々戦前の状態に復舊し、財政面においては公營事業として、獨立採算制の目的に添ひ、その健全性を保持してゐる。

本年度予算の編成に當つては、主として、本市の復興事業を通じて、配水本主管の布設並びに移設及び人口増加に對應するため、完全給水確保のための清水設備擴張強化等を計畫し、現在予算總額三億八千三百八十八萬六千七百三十二圓を計上してゐる。

(二) 特別會計建設費取入状況について  
 特別會計建設費取入状況について、本年度は、本年八月六日平和都市建設法の公布に伴ひ、本市建設事業は、政府及び各方面の協力と援助により着々進捗中であるが、財政面における負擔の加重により、なお、前途多難を予想せられるものがある。

本年度においては建設事業費中約二億七千萬圓程度の認められる見込みのもとに、本年度施行を必要とするその他の事業を合せ、六億三千八百二十四万七千四百三十二圓を、昭和二十二年以降の借入金と元金償還に要する公債費を加へ六億六千六百七十七萬七千七百七十四圓を計上したが、その後平和都市建設法に基づく事業交付金をしり、また前年度において未了となつてゐる高等學校復興工事費四百六十四萬五千圓及び出張所建設工事費六十萬二千圓を繰越事業として追加し、九月末現在において、六億七千三百三十三万二千五百六十二圓となつてゐる。

歳入の主なるものは、市債の五十一%、國庫支出金四十二%、大部分を占め、残額は一般會計よりの繰入金と充當してゐる。

なお、九月末迄における實収入の状況は、本年度事業の増進並びに起債承認額決定の遅延等により、補助金市債の重要財源は僅か、二十二%の状況であつて、實収入額は九千五百十三萬餘圓で、予算額に對し十四%の比率となつてゐる。

次に歲出においては、監制機關事業等については、前年度に引續き工事の施行を必要とみなす關係上、補助金の交付起債資金借入の遅延等により、各年度の事業を中止、又は繰延すべきは、でき難き事情にあるので、これが決定の措置として、大藏省預金部短期融資資金の借付等により、事業の實施に支障なきを期してゐる現狀である。

(三) 公營事業について  
 本市水道事業は、現在その給水施設において、略々戦前の状態に復舊し、財政面においては公營事業として、獨立採算制の目的に添ひ、その健全性を保持してゐる。

本年度予算の編成に當つては、主として、本市の復興事業を通じて、配水本主管の布設並びに移設及び人口増加に對應するため、完全給水確保のための清水設備擴張強化等を計畫し、現在予算總額三億八千三百八十八萬六千七百三十二圓を計上してゐる。

歳入においては、使用料及手数料を三十九%、補助金十六%、施設拡充のための起債償還費五十二%等であるが、九月末現在における収入實績は、補助金起債償還に前連建設費と同様相當程度は、超過する關係上、僅かに十八%となつてゐる。使用料及手数料については、集金制度切換へ、盛水取付等料金測定の合理化に伴ひ、相當の成績をあげ、現在豫算に對し四十二%の収入となつてゐる。

以上如く本市唯一の公營事業として、現在では著々その實績の向上を期してゐる次第である。

(三) 特別會計建設費取入状況について  
 特別會計建設費取入状況について、本年度は、本年八月六日平和都市建設法の公布に伴ひ、本市建設事業は、政府及び各方面の協力と援助により着々進捗中であるが、財政面における負擔の加重により、なお、前途多難を予想せられるものがある。

本年度においては建設事業費中約二億七千萬圓程度の認められる見込みのもとに、本年度施行を必要とするその他の事業を合せ、六億三千八百二十四万七千四百三十二圓を、昭和二十二年以降の借入金と元金償還に要する公債費を加へ六億六千六百七十七萬七千七百七十四圓を計上したが、その後平和都市建設法に基づく事業交付金をしり、また前年度において未了となつてゐる高等學校復興工事費四百六十四萬五千圓及び出張所建設工事費六十萬二千圓を繰越事業として追加し、九月末現在において、六億七千三百三十三万二千五百六十二圓となつてゐる。

歳入の主なるものは、市債の五十一%、國庫支出金四十二%、大部分を占め、残額は一般會計よりの繰入金と充當してゐる。

なお、九月末迄における實収入の状況は、本年度事業の増進並びに起債承認額決定の遅延等により、補助金市債の重要財源は僅か、二十二%の状況であつて、實収入額は九千五百十三萬餘圓で、予算額に對し十四%の比率となつてゐる。

次に歲出においては、監制機關事業等については、前年度に引續き工事の施行を必要とみなす關係上、補助金の交付起債資金借入の遅延等により、各年度の事業を中止、又は繰延すべきは、でき難き事情にあるので、これが決定の措置として、大藏省預金部短期融資資金の借付等により、事業の實施に支障なきを期してゐる現狀である。

(三) 公營事業について  
 本市水道事業は、現在その給水施設において、略々戦前の状態に復舊し、財政面においては公營事業として、獨立採算制の目的に添ひ、その健全性を保持してゐる。

本年度予算の編成に當つては、主として、本市の復興事業を通じて、配水本主管の布設並びに移設及び人口増加に對應するため、完全給水確保のための清水設備擴張強化等を計畫し、現在予算總額三億八千三百八十八萬六千七百三十二圓を計上してゐる。

費目	現在高	費目別市債現在高割合
建設費	三、〇〇〇、〇〇〇	三三%
教育費	九、〇〇〇、〇〇〇	二二%
経費	三、〇〇〇、〇〇〇	二二%
社會労働施設費	一、〇〇〇、〇〇〇	二二%
保健衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇	二二%
警察消防費	一、〇〇〇、〇〇〇	二二%
その他	三、〇〇〇、〇〇〇	二二%
計	一、〇〇〇、〇〇〇	二二%

借入先別市債現在高割合

借入先	現在高	総額に對する割合
大藏省預金部	二、〇〇〇、〇〇〇	二二%
簡易保険局	一、〇〇〇、〇〇〇	二二%
計	三、〇〇〇、〇〇〇	二二%

(一) 一般会計歳入状況について  
 現在までに地方財政の確立に際し、財政改革が実施せられたが、戦後の被割した地方財力を迅速に容易でなく、本市においても二十五年度予算に當つてはこの点大いに苦慮した次第である。

先般のシヤカサ報告により、民主主義の基礎となる地方公共団体の確立の意向が明らかとなり、近頃根本的な財政改革の實施が相俟つて、地方財政は一大革新を來すものと予想されるので、これに伴つて、財源附與を唯一の希望として、市民福祉の増進と都市復興建設を市地として、健全財政の編成に努めたのである。

次に本年度歳入予算について見れば、一應前年度税制を踏襲し、三億八千八百七十三万七千七百七十四圓を總額とし、そのうち地方交付税に計上して總額の四十四%を占め、地方交付税については、概ね二億八千八百七十三万七千七百七十四圓を計上した。昭和二十二年以降の借入金と元金償還に要する公債費を加へ六億六千六百七十七萬七千七百七十四圓を合算し、その後平和都市建設法に基づく事業交付金をしり、また前年度において未了となつてゐる高等學校復興工事費四百六十四萬五千圓及び出張所建設工事費六十萬二千圓を繰越事業として追加し、九月末現在において、六億七千三百三十三万二千五百六十二圓となつてゐる。

歳入の主なるものは、市債の五十一%、國庫支出金四十二%、大部分を占め、残額は一般會計よりの繰入金と充當してゐる。

なお、九月末迄における實収入の状況は、本年度事業の増進並びに起債承認額決定の遅延等により、補助金市債の重要財源は僅か、二十二%の状況であつて、實収入額は九千五百十三萬餘圓で、予算額に對し十四%の比率となつてゐる。

次に歲出においては、監制機關事業等については、前年度に引續き工事の施行を必要とみなす關係上、補助金の交付起債資金借入の遅延等により、各年度の事業を中止、又は繰延すべきは、でき難き事情にあるので、これが決定の措置として、大藏省預金部短期融資資金の借付等により、事業の實施に支障なきを期してゐる現狀である。

(二) 公營事業について  
 本市水道事業は、現在その給水施設において、略々戦前の状態に復舊し、財政面においては公營事業として、獨立採算制の目的に添ひ、その健全性を保持してゐる。

本年度予算の編成に當つては、主として、本市の復興事業を通じて、配水本主管の布設並びに移設及び人口増加に對應するため、完全給水確保のための清水設備擴張強化等を計畫し、現在予算總額三億八千三百八十八萬六千七百三十二圓を計上してゐる。

資本金名	借入金額	償還額	残額
起債前借資金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇

資本金名	借入金額	償還額	残額
起債前借資金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇

四 五 六

終戦以来年を追って昂りつゝある民主政治への關心は、本年度においてシヤカリ税制使節團の報告を契機とし、地方自治行政は一大變革を來すこととなり報告案に見る税制の分期により自治体財政の進むべき道も又確然と明確化されるにいたつた。

今次改正により本市に對しても、大幅な助政が併與されることとなつたが、本年度當初シヤカリ報告による政府の新税制改正案は廢案の憂目に終着したため、重要財源である税収の殆どが収入できず、自治体財政は年度前半期に亘る空白期を現出し、なお、公共事業等、本市復興諸事業に對する補助金、起債の資金交付も逡延の状態で、今期公表までの、本市財政は實に一大難關に當面したのである。

幸いにして、今期國會において新税制度の復足を見ることとなつたが、新税制の運営が後半期に集中される關係上、本市の財政運営も又相當の困難を豫想せられるのであるが、本市としては、前年度競馬事業實施による財源増収は勿論のこと本年三月教育費くじ發行について、指定市の認可を受け、總額五百万圓を發行して、これが金源消化に邁進しつゝあり、財政難打開に懸命の努力を續けている。

又復興に當つても、人口の増加と相俟つて、着、諸施設の完備に力を注いでいる現狀であるので、今後における本市の行財政の確立は勿論、都市再建についても、市民各位の熱烈な愛郷心に訴ふると共に深き御理解と御協力を賜はるよう切にお願いする次第である。



外 號  
昭和二十五年  
十二月十九日發行  
(火曜日)

發行人 廣島市役所  
廣島市國泰寺町三九

電話  
中二三五一番  
中三〇六六番  
中三九〇四番  
中六五九一番  
中六五七六番  
中六五八七番  
中六五八八番  
中三七〇五番  
中三七六一番  
(市會事務局)  
(秘書課)  
(會計課)

◎選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第五十九號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員補缺選舉において、公職選舉法施行令第五十二條の規定による不在者投票事由該當證明書の交付は、毎日午前八時三十分より午後五時までこれを取扱う。

昭和二十五年十一月二十日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第六十號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員補缺選舉において、公職選舉法施行令第五十三條の規定による投票用紙並びに同封筒の交付及び投票の取扱時間は、毎日午前八時二十分より午後五時迄廣島市役所に於てこれを取扱う。

昭和二十五年十一月二十日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第六十二號ノ二

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員補缺選舉における開票管理並びに投票管理若及び開票管理若代理者並びに投票管理若代理者、別紙の通り選任する。

昭和二十五年十一月二十日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第六十四號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員補缺選舉における議員候補者の氏名及び黨派別の揭示の順位を定めるくじを、左記に依りこれを行う。

昭和二十五年十二月六日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

一、日時 昭和二十五年十二月九日午前十時

一、場所 廣島市役所

廣選管告示甲第六十五號

昭和二十五年十一月三十日現在に於て調製した補充選舉人名簿は、左記に依り選舉入の縦覧に供する。

昭和二十五年十二月七日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

一、縦覧期日 昭和二十五年十二月十一日より同十三日まで

一、縦覧場所 廣島市役所

廣選管告示甲第六十五號ノ二

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員補缺選舉における投票管理若代理者の選任を、左記の通り變更する。

昭和二十五年十二月九日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

牛田投票區投票管理若代理者

廣島市白鳥東中町 土屋 大作

竹屋投票區投票管理若代理者 廣島市江波町 三吉 信文

宇品第三投票區投票管理若代理者 安佐郡安村 武田 悟

右の者を解任し、左の者を選任する。

牛巨投票區投票管理若代理者 廣島市牛田町 箕村 知道

竹屋投票區投票管理若代理者 廣島市昭和町 伊藤 暁

宇品第三投票區投票管理若代理者 廣島市基町 岡崎 順三

廣選管告示甲第六十六號

廣島市選舉管理委員會を、左記に依り開催する。

昭和二十五年十二月十二日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

一、日時 昭和二十五年十二月十五日午前十時

一、場所 廣島市役所

一、議題 一、參議院地方選出議員補缺選舉補充選舉人名簿の異議申立の決定について

一、投票區の新設及右に依り既設投票區域を一部變更することについて

一、廣島縣知事選舉開票管理若代理者向代理者並びに投票管理若代理者向代理者の選任について

一、廣島縣知事選舉不在者投票用紙等の交付

並びに投票取扱時間について  
一、同不在者投票證明書の交付時間について  
廣選管告示甲第六十七號  
昭和二十五年十二月二日執行の參議院地方區選出議員補  
欠選挙における投票管理者並に投票管理者代理者の選任  
を、左記の通り變更する。  
昭和二十五年十二月十五日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

南親善第二投票區投票管理者  
廣島市親善本町 福本 徹男  
古田投票區投票管理者代理者  
廣島市庚午町 井上 貞夫  
右の者を解任し、左の者を選任する。  
南親善第二區投票管理者  
廣島市南親善町 佐藤雄太郎  
古田投票區投票管理者代理者  
廣島市庚午町 北谷 松夫

廣選管告示甲第六十八號  
南博外三十五名より申立のあつた補充選挙人名簿につい  
ての異議申立は、左記決定書の通り決定した。  
昭和二十五年十二月十五日  
廣島市選挙管理委員会委員長 平井 憲太郎

決 定 書  
異議申立人 南博外三十五名  
右申立の要旨は、十一月三十日調製の廣島市補充選挙人  
名簿に何年何月何日より本市何町何番地に居住し十二月二  
十日まで引續き三ヶ月以上住所を有し、何等選挙権に關す  
る欠格事項がないので該名簿に登録せられたといふので、  
公職選挙法第二十三條の規定により之を受理し審査の結果、  
申立人の申立は正當であるので選挙人南博外三十五名  
は選挙権を有するものとす。  
右の理由により左の如く決定する。  
異議申立に係る選挙人は、昭和二十五年十一月三十日現  
在により調製の本市補充選挙人名簿に登録せられるものとす

住 所	氏 名	生 年 月 日	修 正 要 領	異 議 申 立 人	備 考
廣原中町四四一	南 博	大正十五年四月十八日	新登録	南 博	
東白鳥町三四若松マサノ方	片島 健三	明治四十五年一月一日	〃	片島 健三	
織町一三九天城方	若松 藤枝	大正十三年一月二日	〃	高橋 千廣	
皆賀町一丁目公舎原田貢方	金藤万佐則	大正八年十月三日	〃	高橋 千廣	
宇品町七區一七七	原田 敬二	昭和五年三月十二日	〃	原田 敬二	
第一公共職業補導所内	野尻 義一	大正四年十月二十日	〃	野尻 義一	
宇品町十區三三三ノ四	野尻千代子	大正十二年九月九日	〃	野尻千代子	
木田茂夫方	伊達 昌郎	大正十五年十一月六日	〃	伊達 貞子	
〃	伊達 貞子	昭和三年一月二十六日	〃	伊達 貞子	
宇品町十三區四六四縣病院内	伎達 貞子	昭和四年一月二十五日	〃	瀧 芳夫	
〃	瀧 芳夫	明治四十年一月二十五日	〃	瀧 芳夫	
國泰寺町一六管波方	宮本 文子	昭和二年五月二日	〃	宮本 文子	
〃	寺田 省三	大正十四年十二月十日	〃	寺田 省三	
千田町二丁目日昇方	寺谷 英雄	大正十年八月二十三日	〃	寺谷 英雄	
〃	寺谷 竹枝	大正十二年四月二十日	〃	寺谷 竹枝	
千田町三丁目日昇方	菅原 幸	大正三年九月三十日	〃	菅原 幸	
吉島本町五一四吉田和義方	川上 裕也	大正十年九月十六日	〃	川上 裕也	
舟入山口町五〇一	大村 彰利	大正六年九月十八日	〃	大村 彰利	
舟入川口町四一四橋本正雄方	武田 和子	昭和二年五月十三日	〃	武田 和子	
三條本町四丁目一七八〇ノ三	武田 稷	明治二十四年十月十七日	〃	武田 稷	
佐々木房藏方					

基き、公職選挙法第二十九條の規定により補充選挙人名簿  
を左記要領により修正した。  
昭和二十五年十二月十五日  
廣島市選挙管理委員会委員長 平井 憲太郎

三條本町四丁目六九〇 古屋利平方	武田 知子	昭和三年十月十七日	〃	武田 知子	
〃	栗栖喜久男	明治四十五年一月二十三日	〃	栗栖喜久男	
〃	栗栖惠美子	大正八年十月八日	〃	栗栖惠美子	
福島町五一五土岡新太郎方	土岡美代子	大正十三年十一月十六日	〃	土岡美代子	
己斐町二四五八	中野 良規	昭和五年五月二十一日	〃	中野 良規	
草津南町一九九五伊藤ナミ方	伊藤 菊代	大正四年九月十五日	〃	伊藤 菊代	
尾長町二〇五中植利作方	藤原 静雄	大正十年十二月十日	〃	藤原 静雄	
〃	藤原美津江	大正十三年九月一日	〃	〃	
河原町二一三三大田實方	太田 重義	昭和三年一月一日	〃	太田 重義	
南親善町	藤田 清作	大正十三年三月二十三日	〃	藤田 清作	
昭和金屋株式會社内	大島 昇	昭和四年十二月二十三日	〃	大島 昇	
中廣町九七二 藤山印刷株式會社内	光田 房子	昭和五年八月六日	〃	光田 房子	
尾長町五一二行字新市方	奥田フクエ	大正四年七月二十日	〃	奥田フクエ	
台屋町官有二〇佐々木佐吉方	徳永 進	昭和四年二月十九日	〃	徳永 進	
銀山町一三三徳永市太郎方	菅 美喜子	大正六年三月四日	〃	菅 美喜子	
袋町一二管節子方	木村 貞子	大正十二年五月五日	〃	木村 貞子	
千田町一丁目廣島赤十字病院内	板野 愛友	明治四十二年八月一日	〃	板野 巴	
三川町二五					

廣選管告示甲第七十一號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員補  
缺選挙における投票管理者の選任を、左記の通り變更す  
る。  
昭和二十五年十二月十九日  
廣島市選挙管理委員会 委員長 平井 憲太郎

袋町投票區投票管理者 廣島市國泰寺町 奥井忠太郎  
右の者を解任し、左の者を選任する。  
袋町投票區投票管理者 廣島市基町 九本 輔一

廣選管告示甲第七十二號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員  
補充選挙における投票管理者並に同代理者の選任を、左記  
の通り變更する。  
昭和二十五年十二月十九日  
廣島市選挙管理委員会 委員長 平井 憲太郎

本川投票區投票管理者 廣島市廣瀬元町 向井一貫  
同投票區投票管理者代理者 同職町 田中猛夫  
右の者を解任し、左の者を選任する。  
本工投票區投票管理者 高田郡甲立町 兒玉信夫  
同投票區投票管理者代理者 廣島市基町 松田頼登

廣選管告示甲第七十號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方選出議員  
補充選挙における投票管理者並に同代理者の選任を、左記の  
通り變更する。  
昭和二十五年十二月十八日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

宇品第一投票區投票管理者 廣島市宇品町 丹羽賢象  
宇品第一投票區投票管理者代理者 廣島市宇品町 大井博利  
宇品第一投票區投票管理者 廣島市宇品町 大井博利  
宇品第一投票區投票管理者代理者 廣島市宇品町 手島 橋

廣西郡開管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における廣西郡開票區開票所を、左の場所に之を設

一投票所 廣島市舟入小學校  
一開票の日時 昭和二十五年十二月二十一日 午前八時三十分より  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市西部開票區開票管理者  
安佐郡祇園町 寺西 正雄

廣矢投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における矢賀投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市矢賀小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市矢賀投票區投票管理者  
矢賀町 住田 春男

廣尾投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における尾長投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市尾長小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市尾長投票區投票管理者  
尾長町 奥田 弘

廣愛投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における愛宕投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市尾長小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市尾長投票區投票管理者  
尾長町 奥田 弘

廣島市補那投票區投票管理者  
仁保町 向井 源一

廣島市大河投票區投票管理者  
仁保町 大河 盛岡 幹造

廣段一投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における段原第一投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市大河小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市段原第一投票區投票管理者  
段原山崎町 宮本 基

廣段二投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における段原第二投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市段原中學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市段原第二投票區投票管理者  
田沙町 南 登次郎

一投票所 廣島女子商業高等學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで

廣島市愛宕投票區投票管理者  
安藝郡府中町 石田 貞夫

廣二投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における二葉投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市曙光園  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市二葉投票區投票管理者  
白鳥九軒町 中村 直彌

廣荒投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における荒神投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市荒神小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市荒神投票區投票管理者  
段原中町 佐々木 勇

廣大洲投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における大洲投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市大洲青年會館  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市大洲投票區投票管理者  
大洲町 吉田 達雄

廣段三投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における段原第三投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市段原小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市段原第三投票區投票管理者  
皆賀町二丁目 正月 定夫

廣牛投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における牛田投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市牛田小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市牛田投票區投票管理者  
牛田町 野村 秀雄

廣白投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における白鳥投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市白鳥小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市白鳥投票區投票管理者  
白鳥東中町 森弘 助治

廣磯投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における磯町投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市磯町小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで

廣青投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における青崎投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市青崎小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市青崎投票區投票管理者  
安藝郡府中町 川本 淨貞

廣向投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における向洋投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市向洋小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市向洋投票區投票管理者  
安藝郡船越町 塩見 清

廣仁投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における仁保投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市仁保小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市仁保投票區投票管理者  
仁保町 松本 正爾

廣楠投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における楠那投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市楠那小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市楠那投票區投票管理者  
基町 國安 榮

廣竹投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における竹屋投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市竹屋小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市竹屋投票區投票管理者  
川上 盾

廣皆投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における皆賀投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市皆賀小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市皆賀投票區投票管理者  
基町 景山 豊

廣祭投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における祭町投票區投票所を、左の場所に設置す

一投票所 廣島市祭町小學校  
一投票時間 午前七時より午後六時まで  
昭和二十五年十二月十四日  
廣島市祭町投票區投票管理者  
祭町 龍神 部

廣磯投管告示第一號  
昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における磯町投票區投票所を、左の場所に設置す



昭和二十五年十二月十四日

廣島市已斐第一投票區投票管理者  
已斐町 正田 四三男

一、投票所 廣島市已斐小學校  
一、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣己二投管告示第一號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における已斐第二投票區投票所を、左の場所に設置する。

昭和二十五年十二月十四日  
廣島市已斐第二投票區投票管理者  
已斐町 中西 新一

一、投票所 廣島市農協協同組合已斐支所  
一、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣古投管告示第一號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における古田投票區投票所を、左の場所に設置する。

昭和二十五年十二月十四日  
廣島市古田投票區投票管理者  
古田町 寺崎 幸助

一、投票所 廣島市古田小學校  
一、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣庚投管告示第一號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における庚午投票區投票所を、左の場所に設置する。

昭和二十五年十二月十四日  
廣島市庚午投票區投票管理者  
庚午町 小林 肇

一、投票所 廣島市庚午中學校

一、投票時間 午前七時より午後六時まで

廣草投管告示第一號

昭和二十五年十二月二十日執行の參議院地方區選出議員補欠選舉における草津投票區投票所を、左の場所に設置する。

昭和二十五年十二月十四日  
廣島市草津投票區投票管理者  
廿日市町 城 太郎

一、投票所 廣島市草津小學校  
一、投票時間 午前七時より午後六時まで





第五條 省令第七條第一項の規定による犬の所在地の變更届は、別記様式第四號による。

第六條 省令第八條の規定による犬の死亡及び犬についての所有権の放棄届は別記様式第五號による。

第七條 省令第九條第一項の規定による所有者の變更届は別記様式第六號による。

第八條 省令第十一條第二項の規定による注射済票の交付を受けようとする者は、別記様式第七號による注射済票交付申請書に手数料規則に定める手数料の額に相當する、収入證紙を添付して提出しなければならない。

第九條 省令第十二條第一項の規定により別記様式第八號により注射済票の再交付申請しようとする者は注射済票再交付申請書に手数料規則に定める手数料の額に相當する収入證紙を添付して提出しなければならない。

第十條 法第六條第二項の規定による捕獲人の指定を受けようとする者は、別記様式第九號による捕獲人指定申請書を提出しなければならない。

第十一條 法第六條第五項（法第十八條第二項の規定により準用される場合を含む）の規定による公示に従い、抑留された犬の引取を申請しようとする者は、別記様式第十號による引取申請書を提出しなければならない。

第十二條 法第八條第一項の規定による届は、別記様式第十一號による。

第十三條 法第二十三條第二の三の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用の額は次の通りとし収入證紙により納付するものとす。

一、飼養管理費 一日一頭につき 五十圓

二、返還に要する費用 實費を基準として算定した額による。

第十四條 法、省令及び本規則により市長に提出する書類は、すべて廣島市保健所を経由しなければならない。

この規則は、昭和二十五年十一月二十日から適用する。

別記様式第一號 収入證紙

一、所有者の住所及び氏名又は名稱

二、犬の所在地

三、犬の種別

四、犬の生年月日

五、犬の毛色

六、犬の性別

七、犬の体格

八、前各號の外犬の特徴となるべき事項

右により犬の登録を受けたので狂犬病豫防法第四條第一項の規定により申請します。

廣島市長 殿 右氏 名

別記様式第二號 収入證紙

一、所有者の住所及び氏名又は名稱

二、犬の登録月日及び登録番號

三、紛失日時

四、紛失場所

五、紛失（汚損）理由

右の通り犬の鑑札を紛失（汚損）したから再交付願いたく狂犬病豫防法施行規則第五條第一項の規定により申請します。

廣島市長 殿 右氏 名

別記様式第九號 寫眞

犬の捕獲人指定申請書

原籍地 氏 名

現住所 氏 名

生年月日

健康診断書、身分證明書相添へ申請致します。

廣島市長 殿 右氏 名

別記様式第十號 収入證紙

犬の引取申請書

一、所有者の住所及び氏名又は名稱

二、犬の所在地

別記様式第三號 犬の所有者の住所等變更届
一、所有者の住所及び氏名又は名稱
二、犬の登録月日及び登録番號
三、變更事項（新舊記載のこゝ）
四、變更月日
右の通り變更したから、狂犬病豫防法施行規則第六條の規定によりお届けします。

別記様式第四號 犬の所在地の變更届

一、所有者の住所及び氏名又は名稱

二、犬の登録月日及び登録番號

三、犬の舊所在地

四、犬の新所在地

五、變更月日

右の通り變更したから狂犬病豫防法施行規則第七條第一項の規定によりお届けします。

廣島市長 殿 右氏 名

別記様式第五號 犬の死亡（所有権の放棄）届

一、所有者の住所及び氏名又は名稱

二、犬の登録月日及び登録番號

三、死亡月日（又は所有権の放棄月日）

四、所有権の放棄理由

右の通り死亡したから、所有権を放棄するから、狂犬病豫防法施行規則の第八條規定によりお届けします。

廣島市長 殿 右氏 名

本申請書の記載事項は事實であることを承認します。

證人 住 所 氏 名

證人 住 所 氏 名

生 年 月 日

別記様式第十一號 狂犬病の犬（狂犬病疑症犬又は狂犬病の犬にかまれた犬）の届

一、所有者の住所及び氏名又は名稱

二、犬の所在地

三、犬の種別、生年月日、毛色、性別、名、体格、その他の特徴

四、疑症犬、疑症犬、又は被咬傷犬の別

五、診断月日発病月日、又は被咬傷月日

六、咬傷犬の所有者住所及び氏名又は名稱

右の通りお届けします。

廣島市長 殿 右氏 名

廣島市特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十五年十二月一日 廣島市長 濱井 信三

廣島市規則第六十八號 廣島市特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

廣島市特殊勤務手当支給規則（昭和二十五年六月二十四日規則第二十五號）の一部を次のように改正する。

廣島市史編修委員會規則をここに公布する。
昭和二十五年十二月十一日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第六十九號

廣島市史編修委員會規則
廣島市長 濱井信三

第一條 廣島市史編修の事業を推進するため廣島市史編修委員會（以下委員會とす。）を置く。
第二條 委員會は市長の指示により左の事業を行う。
一 市史編修並びに資料の研究調査に關すること
二 資料記録の収集整理並びに保管に關すること
三 その他市長において必要と認めること

第三條 委員會は、委員若干名をもつて組織する。
委員は、市吏員及び學識経験ある者のうちから市長が任命又は委嘱する。
第四條 委員會に委員長及び副委員長一名を置く。
委員長及び副委員長は委員が互選する。
委員長は、會務を總理し會議の議長となる。
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第五條 會議は、委員及び必要と認められたる召集する。
第六條 委員會に書記若干名を置く。
書記は市職員のうちから市長が任命する。
書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

第七條 前各條に定めるものの外、委員會の運営に關して必要な事項は、委員長が定める。
附則
この規則は公布の日から施行する。

廣島市警察費請求書審査委員會規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十五年十二月十一日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十號
廣島市警察費請求書審査委員會規程の一部を改正する規則
廣島市長 濱井信三

この規則は公布の日から施行する。

廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十五年十二月十八日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十一號
廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則
廣島市長 濱井信三

この規則は公布の日から施行する。

廣島市警察費請求書審査委員會規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十五年十二月二十日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十二號
廣島市警察費請求書審査委員會規程の一部を改正する規則
廣島市長 濱井信三

この規則は公布の日から施行する。

廣島市告示第七十五號
廣島市長 濱井信三

十一月二十四日招集の臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り

廣島市告示第七十六號
十一月二十四日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。
但し、この豫算は即日これを施行する。
昭和二十五年十一月二十四日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第七十七號
昭和二十五年十一月六日付廣島市告示第一、五三四號をもつて左記建物の除却について戒告したが指定期限までに義務を履行しないで、行政代執行法第二條の規定により本職

廣島市告示第七十八號
昭和二十五年十一月二十八日
左記の通り廣島市教育委員會會議を招集する。
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第七十九號
豫防接種法（昭和二十三年法律第六十八號）に基きザフテリア、百日咳、結核豫防接種を左記の通り施行する。
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十一號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十二號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十三號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十四號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十五號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十六號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十七號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十八號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八十九號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十一號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十二號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十三號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十四號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十五號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十六號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十七號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十八號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十九號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零一號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零二號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零三號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零四號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零五號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零六號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零七號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零八號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百零九號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十一號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十二號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十三號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十四號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十五號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十六號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十七號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十八號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百一十九號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百二十號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百二十一號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百二十二號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百二十三號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百二十四號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第一百二十五號
昭和二十五年十一月二十九日
廣島市長 濱井信三



市議會告示

廣島市議事第一號

公職選舉法施行令第二十一條第一項の規定による選舉運助の爲にする演説會施設の公營のために納付すべき費用の額を次のように定める。

昭和二十五年十一月二十四日

管理者 廣島市議會議長 砂原 格

Table with columns for '種別' (Category), '演説會場の件数' (Number of speech venues), '納付すべき費用額' (Amount to be paid), and '備考' (Remarks). Rows include '廣島市' (Hiroshima City) and '事堂' (Office).

命令

技術吏員 鳴澤 淳 英

加藤 政 夫

廣島市事務吏員に任命する

鳴 証 佐藤 豊 彦

主事に補する

中村 直 彌

市長室廣報係長を命ずる

高 木 新 太 郎

廣島市事務吏員に任命する

廣島市事務吏員に任命する

主事に補する

建設局計費課企費係長を命ずる

技術師に補する

昭和二十五年十一月二十一日(各通)

事務吏員 田中 孟 夫

今橋 重 雄

小林 節 夫

大賀 義 基

臨田 壽 壯

戸澤 實 登

池内 邦 政

横山 樂 水

川井 政 夫

伊藤 勇

船倉 康 郎

敷佐 春 雄

事務吏員 村上 幸 彦

中村 正 忠

本田 久 一

松原 茂 樹

伊藤 福 一

秋山 四 郎

武岡 文 雄

米重 忠 義

久保田 愛 吉

木原 愛 吉

技術吏員 中村 吉 秀

大賀 義 基

山崎 利 一

岩住 勝

技術吏員 林 和 夫

廣島市事務吏員に任命する

技術師に補する

昭和二十五年十一月三十日(各通)

現業員 石原 卓 三

廣島市事務吏員に任命する

書記に補する

廣島市事務吏員に任命する

廣島市事務吏員に任命する

廣島市事務吏員に任命する

建設局管轄課業務を命ずる

昭和二十五年十二月十五日(各通)

事務吏員 安達 克

水道局經理課勤務を命ずる

技術吏員 後藤 和 男

廣島市事務吏員に任命する

書記に補する

昭和二十五年十二月十六日

川村 恭 彦

雜報

議決報告

十一月の臨時市議會に於いて左記の通り議決された(十一月二十四日)

一、國連軍に對する感謝決議の件 決 定

出張所々管區域別人口世帯状況

Table showing population and household statistics by district. Columns include '出張所別' (District), '人口' (Population), '全上前月の比較' (Comparison with previous month), '世帯' (Households), and '全上前月の比較' (Comparison with previous month).

正誤

昭和二十五年十一月二十日附廣島市報第五十五號十頁に登載の廣島市規則第五十三號廣島市狩獵免許手数料等徵收規則第一條中狩獵登錄費百圓とあるは五百圓の誤りにつき訂正する。

- List of council resolutions (議案) including budget adjustments, personnel appointments, and administrative matters. Items are numbered and include details like '昭和二十五年廣島市歳入出豫算' and '廣島市事務吏員に任命する'.